

家畜伝染病予防法三段表（令和四年十二月一日現在）

<table border="1"> <tr> <td data-bbox="239 168 311 492">伝染性疾病の種類</td> <td data-bbox="151 168 239 492">一 牛疫</td> </tr> <tr> <td data-bbox="239 492 311 779">家畜の種類</td> <td data-bbox="151 492 239 779">牛、めん羊、山羊、豚</td> </tr> </table>	伝染性疾病の種類	一 牛疫	家畜の種類	牛、めん羊、山羊、豚	<p>家畜伝染病予防法（昭和二十六年法律第百六十六号）</p> <p>目次</p> <p>第一章 総則（第一条―第三条の二）</p> <p>第二章 家畜の伝染性疾病の発生の予防（第四条―第十二条の七）</p> <p>第三章 家畜の伝染性疾病のまん延の防止（第十三条―第三十五条の二）</p> <p>第四章 輸出入検疫等（第三十六条―第四十六条の四）</p> <p>第五章 病原体の所持に関する措置（第四十六条の五―第四十六条の二十二）</p> <p>第六章 雑則（第四十七条―第六十二条の五）</p> <p>第七章 罰則（第六十三条―第七十二条）</p> <p>附則</p> <p>第一章 総則</p> <p>（目的）</p> <p>第一条 この法律は、家畜の伝染性疾病（寄生虫病を含む。以下同じ。）の発生を予防し、及びまん延を防止することにより、畜産の振興を図ることを目的とする。</p> <p>（定義）</p> <p>第二条 この法律において「家畜伝染病」とは、次の表の上欄に掲げる伝染性疾病であつてそれぞれ相当下欄に掲げる家畜及び当該伝染性疾病ごとに政令で定めるその他の家畜についてのものをいう。</p>	<p>家畜伝染病予防法三段表（昭和二十六年法律第百六十六号）</p>
伝染性疾病の種類	一 牛疫					
家畜の種類	牛、めん羊、山羊、豚					
<table border="1"> <tr> <td data-bbox="239 824 311 1149">伝染性疾病</td> <td data-bbox="151 824 239 1149">牛疫</td> </tr> <tr> <td data-bbox="239 1149 311 1429">家畜</td> <td data-bbox="151 1149 239 1429">水牛、鹿、いのしし</td> </tr> </table>	伝染性疾病	牛疫	家畜	水牛、鹿、いのしし	<p>（政令で定めるその他の家畜）</p> <p>第一条 家畜伝染病予防法（以下「法」という。）第二条第一項の政令で定めるその他の家畜は、次の表の上欄に掲げる伝染性疾病ごとにそれぞれ同表の下欄に掲げる家畜とする。</p>	<p>家畜伝染病予防法施行令（昭和二十八年政令第二百三十五号）</p>
伝染性疾病	牛疫					
家畜	水牛、鹿、いのしし					
<table border="1"> <tr> <td data-bbox="239 1473 311 1798">伝染性疾病</td> <td data-bbox="151 1473 239 1798">牛疫</td> </tr> <tr> <td data-bbox="239 1798 311 2078">家畜</td> <td data-bbox="151 1798 239 2078">水牛、鹿、いのしし</td> </tr> </table>	伝染性疾病	牛疫	家畜	水牛、鹿、いのしし	<p>（政令で定めるその他の家畜）</p> <p>第一条 家畜伝染病予防法（以下「法」という。）第二条第一項の政令で定めるその他の家畜は、次の表の上欄に掲げる伝染性疾病ごとにそれぞれ同表の下欄に掲げる家畜とする。</p>	<p>家畜伝染病予防法施行規則（昭和二十六年農林省令第三十五号）</p> <p>目次</p> <p>第一章 総則（第一条―第一条の三）</p> <p>第二章 家畜の伝染性疾病の発生の予防（第二条―第二十一条の十一）</p> <p>第三章 家畜の伝染性疾病のまん延の防止（第二十二条―第四十二条）</p> <p>第四章 輸出入検疫等（第四十三条―第五十六条）</p> <p>第五章 病原体の所持に関する措置（第五十六条の二―第五十六条の三十五）</p> <p>第六章 雑則（第五十七条―第六十五条）</p> <p>附則</p> <p>第一章 総則</p>
伝染性疾病	牛疫					
家畜	水牛、鹿、いのしし					

十四 アナプラズマ症（農林水産省令で定める病原体によるものに限	十三 ピロプラズマ症（農林水産省令で定める病原体によるものに限る。以下同じ。）	十二 ヨーネ病	十一 結核	十 ブルセラ症	九 出血性敗血症	八 炭疽 ^そ	七 リフトバレー熱	六 水疱性口内炎 ^{ほう}	五 狂犬病	四 流行性脳炎	三 口蹄疫 ^{てい}	二 牛肺疫
牛	牛、馬	牛、めん羊、山羊	牛、山羊	牛、めん羊、山羊、豚	牛、めん羊、山羊、豚	牛、馬、めん羊、山羊、豚	牛、めん羊、山羊	牛、馬、豚	牛、馬、めん羊、山羊、豚	牛、馬、めん羊、山羊、豚	牛、めん羊、山羊、豚	牛

アナプラズマ症（農林水産省令で定める病原体によるものに限る。以下同じ。）	ピロプラズマ症（農林水産省令で定める病原体によるものに限る。以下同じ。）	ヨーネ病	結核	ブルセラ症	出血性敗血症	炭疽 ^そ	リフトバレー熱	水疱性口内炎 ^{ほう}	狂犬病	流行性脳炎	口蹄疫 ^{てい}	牛肺疫
水牛、鹿	水牛、鹿	水牛、鹿	水牛、鹿	水牛、鹿、いのしし	水牛、鹿、いのしし	水牛、鹿、いのしし	水牛、鹿	水牛、鹿、いのしし	水牛、鹿、いのしし	水牛、鹿、いのしし	水牛、鹿、いのしし	水牛、鹿

（ピロプラズマ症、アナプラズマ症及び家きんサルモネラ症の病原体）
 第一条 家畜伝染病予防法（以下「法」という。）
 第二条 第一項の表及び家畜伝染病予防法施行令（昭和二十八年政令第二百三十五号。以下「令」という。）
 第一条の表のピロプラズマ症、アナプラズマ症及び家きんサルモネラ症の農林水産省令で定める病原体は、次の表のとおりとする。

二十五	低病原性鳥インフルエンザ	鶏、あひる、うず
二十六	ニューカッスル病（病原性が高いものとして農林水産省令で定めるものに限る。以下同じ。）	鶏、あひる、うず
二十七	家きんサルモネラ症（農林水産省令で定める病原体によるものに限る。以下同じ。）	鶏、あひる、うず
二十八	伝達性海綿状脳症	牛、めん羊、山羊
二十九	鼻疽	馬
三十	馬伝染性貧血	馬
三十一	アフリカ馬疫	馬
三十二	小反芻獣疫	めん羊、山羊
三十三	豚熱	豚
三十四	アフリカ豚熱	豚
三十五	豚水疱病	豚
三十六	家きんコレラ	鶏、あひる、うず
三十七	高病原性鳥インフルエンザ	鶏、あひる、うず

伝達性海綿状脳症	水牛、鹿
小反芻獣疫	鹿
豚熱	いのしし
アフリカ豚熱	いのしし
豚水疱病	いのしし
家きんコレラ	七面鳥
高病原性鳥インフルエンザ	きじ、だちよう、ほろほろ鳥、七面鳥
低病原性鳥インフルエンザ	きじ、だちよう、ほろほろ鳥、七面鳥
ニューカッスル病（病原性が高いものとして農林水産省令で定めるものに限る。以下同じ。）	七面鳥
家きんサルモネラ症（農林水産省令で定める病原体によるものに限る。以下同じ。）	七面鳥

伝染性疾病	病原体
ピロプラズマ症	バベシア・ビゲミナ、バベシア・ボービス、バベシア・カバリ、タイレリア・パルバ、タイレリア・アヌラタ、タイレリア・エクイ
アナプラズマ症	アナプラズマ・マージナレ
家きんサルモネラ症	サルモネラ・エンテリカ（血清型がガリナルムであるものであって、生物型がプあるものに限る。）

第一（病原性が高いニューカッスル病）
 第一条の二 法第二条第一項の表及び令第一条の表の農林水産省令で定めるニューカッスル病は、次に掲げるものとする。
 一 鶏の初生ひなにおけるその病原体のICPI（脳内接種試験により得られた病原体の病原性の高さを表した指数をいう。以下同じ。）が〇・七以上であるニューカッスル病
 二 次のいずれにも該当するニューカッスル病

のに限る。以下同じ。 (
二十八 腐蛆病 ^そ	蜜蜂

2 この法律において「患畜」とは、家畜伝染病（腐蛆病を除く。）にかかっている家畜をいい、「疑似患畜」とは、患畜である疑いがある家畜及び牛疫、牛肺疫、口蹄疫、狂犬病、豚熱、アフリカ豚熱、高病原性鳥インフルエンザ又は低病原性鳥インフルエンザの病原体に触れたため、又は触れた疑いがあるため、患畜となるおそれがある家畜をいう。

3 農林水産大臣は、第一項の政令の制定又は改廃の立案をしようとするときは、食料・農業・農村政策審議会の意見を聴かなければならない。

（家畜の所有者の責務）

第二条の二 家畜の所有者は、その飼養している家畜につき家畜の伝染性疾病の発生を予防し、当該家畜に起因する家畜の伝染性疾病のまん延を防止することについて第一義的責任を有していることを自覚し、家畜の伝染性疾病の発生の予防及びまん延の防止のために、必要な知識及び技術の習得に努めるとともに、家畜の飼養に係る衛生管理その他の措置を適切に実施するよう努めなければならない。

（国及び地方公共団体の責務）

第二条の三 国は、最新の科学的知見並びに家畜の伝染性疾病の我が国及び外国における発生の状況及び動向を踏まえ、家畜の伝染性疾病の発生の予防及びまん延の防止に関する施策を総合的に策定し、及び実施するとともに、地方公共団体における家畜の伝染性疾病の発生の予防及びまん延の防止のための措置の適切な実施を確保するために必要な助言その他の措置並びに輸出入検査の適切な実施に必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

下同じ。
(

イ その病原体のF蛋白質の百十三番目から百十六番目までのアミノ酸残基のうち三以上がアルギニン残基又はリジン残基であると推定されること。
ロ その病原体のF蛋白質の百十七番目のアミノ酸残基がフェニルアラニン残基であると推定されること。

ない。

2 都道府県は、その区域内における家畜の飼養に係る衛生管理の状況並びに家畜の伝染性疾病の発生の状況及び動向その他の地域の実情に応じ、国及び市町村と連携を図りながら、家畜の伝染性疾病の発生の予防及びまん延の防止のための措置を適切に講ずるために必要な体制の整備を図りつつ、これらの措置を一体的かつ効果的に実施するよう努めなければならない。

3 市町村は、国及び都道府県の施策に協力して、家畜の伝染性疾病の発生の予防及びまん延の防止に資する措置を講ずるよう努めなければならない。

4 国及び地方公共団体は、協議会の開催等により、家畜の伝染性疾病に関する正しい知識の普及のための広報活動その他の家畜の伝染性疾病の発生の予防及びまん延の防止に関する施策の実施について相互に連携するとともに、地域における家畜の伝染性疾病の発生の予防及びまん延の防止に寄与するものである家畜の所有者又はその組織する団体が行う家畜の伝染性疾病の発生の予防のための自主的措置を助長するため、これらの者に対し、必要な助言及び指導を行うよう努めなければならない。

(関連事業者の責務)

第二条の四 複数の畜舎及びその敷地に出入りする者、家畜を集合させる催物の開催者又は家畜の集合する施設の所有者その他の畜産業に関連する事業を行う者は、その事業活動に関し、家畜の伝染性疾病の病原体の拡散を防止するための措置を講ずるよう努めるとともに、国及び地方公共団体が実施する家畜の伝染性疾病の発生の予防及びまん延の防止のための施策に協力するよう努めなければならない。

(管理者に対する適用)

第三条 この法律中家畜、物品又は施設の所有者に

関する規定（第五十六条及び第五十八条から第六十条の二までの規定を除く。）は、当該家畜、物品又は施設を管理する所有者以外の者（鉄道、軌道、自動車、船舶又は航空機による運送業者で当該家畜、物品又は施設の運送の委託を受けた者を除く。）があるときは、その者に対して適用する。

（特定家畜伝染病防疫指針等）

第三条の二 農林水産大臣は、家畜伝染病のうち、牛疫、牛肺疫、口蹄疫、豚熱、アフリカ豚熱、高病原性鳥インフルエンザ及び低病原性鳥インフルエンザその他特に総合的に発生の予防及びまん延の防止のための措置を講ずる必要があるものとして農林水産省令で定めるもの（以下この条において「特定家畜伝染病」という。）について、次に掲げる事項を内容とする指針（以下この条において「特定家畜伝染病防疫指針」という。）を作成し、公表するものとする。

- 一 特定家畜伝染病の発生の予防及びまん延（当該特定家畜伝染病が牛疫、牛肺疫、口蹄疫、豚熱、アフリカ豚熱、高病原性鳥インフルエンザ又は低病原性鳥インフルエンザである場合にあっては、家畜以外の動物における当該伝染性疾患のまん延による当該伝染性疾患の病原体の拡散を含む。以下この条において同じ。）の防止のための措置に関する基本的な方針
- 二 家畜が患畜又は疑似患畜であるかどうかを判定するために必要な検査に関する事項
- 三 消毒、家畜等の移動の制限その他特定家畜伝染病の発生を予防し、又はそのまん延を防止するために必要な措置に関する事項
- 四 前三号に掲げるもののほか、特定家畜伝染病に応じて必要となる措置の総合的な実施に関する事項

2 農林水産大臣は、前項に規定するもののほか、特定家畜伝染病のまん延を防止するため緊急の必要があるときは、家畜の種類並びに地域及び期間

※ 牛疫に関する特定家畜伝染病防疫指針（令和二年七月一日農林水産大臣公表）（略）

※ 牛肺疫に関する特定家畜伝染病防疫指針（令和二年七月一日農林水産大臣公表）（略）

※ 口蹄疫に関する特定家畜伝染病防疫指針（令和二年七月一日農林水産大臣公表）（略）

※ 豚熱に関する特定家畜伝染病防疫指針（令和二年七月一日農林水産大臣公表）（略）

※ アフリカ豚熱に関する特定家畜伝染病防疫指針（令和二年七月一日農林水産大臣公表）（略）

※ 高病原性鳥インフルエンザ及び低病原性鳥インフルエンザに関する特定家畜伝染病防疫指針（令和二年七月一日農林水産大臣公表）（略）

※ 牛海綿状脳症に関する特定家畜伝染病防疫指針（平成二十七年三月十七日農林水産大臣公表）（略）

（特定家畜伝染病）
第一条の三 法第三条の二第一項の農林水産省令で定める家畜伝染病は、牛海綿状脳症（法第二条第一項の表十五の項に掲げる伝達性海綿状脳症のうち牛に係るものをいう。）とする。

を指定し、当該特定家畜伝染病について、その発生の状況に応じて必要となる措置を緊急に実施するための指針（次項において「特定家畜伝染病緊急防疫指針」という。）を作成し、公表するものとする。

3 都道府県知事、家畜防疫員及び市町村長は、特定家畜伝染病防疫指針及び特定家畜伝染病緊急防疫指針に基づき、この法律の規定による特定家畜伝染病の発生の予防及びまん延の防止のための措置を講ずるものとする。この場合において、都道府県知事は、必要があると認めるときは、市町村長に対し、当該措置の実施に関し、協力を求めることができる。

4 農林水産大臣は、次項に規定するもののほか、都道府県知事及び市町村長に対し、前項の措置の実施に関し、必要な情報の提供、助言その他の援助を行うものとする。

5 農林水産大臣は、二以上の都道府県の区域にわたり特定家畜伝染病がまん延し、又はまん延するおそれがあるときは、都道府県知事に対し、第三項の措置の実施に関し、都道府県の区域を超えた広域的な見地からの助言その他の援助を行うものとする。

6 農林水産大臣は、最新の科学的知見及び国際的動向を踏まえ、少なくとも三年ごとに特定家畜伝染病防疫指針に再検討を加え、必要があると認めるときは、これを変更するものとする。

7 農林水産大臣は、特定家畜伝染病防疫指針を作成し、変更し、又は廃止しようとするときは、食料・農業・農村政策審議会の意見を聴くとともに、都道府県知事の意見を求めなければならない。

第二章 家畜の伝染性疾病の発生の予防

（伝染性疾病についての届出義務）

第四条 家畜が家畜伝染病以外の伝染性疾病（農林水産省令で定めるものに限る。以下「届出伝染病」という。）にかかり、又はかかっている疑いが

第二章 家畜の伝染性疾病の発生の予防

（伝染性疾病についての届出）

第二条 法第四条第一項の農林水産省令で定める伝染性疾病は、次の表の上欄に掲げる伝染性疾病であつてそれぞれ同表の下欄に掲げる家畜について

あることを発見したときは、当該家畜を診断し、又はその死体を検案した獣医師は、農林水産省令で定める手続に従い、遅滞なく、当該家畜又はその死体の所在地を管轄する都道府県知事にその旨を届け出なければならぬ。

2 農林水産大臣は、前項の伝染性疾病を定める農林水産省令を制定し、又は改廃しようとするときは、厚生労働大臣の公衆衛生の見地からの意見を聴くとともに、食料・農業・農村政策審議会の意見を聴かなければならない。

のものとする。

伝染性疾病の種類	家畜の種類
伝染性カタル熱	牛、水牛、鹿、めん羊
ブルータング	牛、水牛、鹿、めん羊、山羊
アカバネ病	牛、水牛、めん羊、山羊
悪性カタル熱	牛、水牛、鹿、めん羊
チュウザン病	牛、水牛、山羊
ランピースキン病	牛、水牛
牛ウイルス性下痢	牛、水牛
牛伝染性鼻気管炎	牛、水牛
牛伝染性リンパ腫	牛、水牛
アイノウイルス感染症	牛、水牛
イバラキ病	牛、水牛
牛丘疹性口内炎	牛、水牛
牛流行熱	牛、水牛
類鼻疽 ^モ	牛、水牛、鹿、馬、めん羊、山羊、豚、いのしし
破傷風	牛、水牛、鹿、馬
気腫疽 ^モ	牛、水牛、鹿、めん羊

馬	馬	馬、豚、いのしし	牛、水牛	牛、水牛	牛、水牛	牛、水牛、馬	牛、水牛	牛、水牛、鹿、豚、いのしし、あひる、うずら、七面鳥	サルモネラ症（サルモネラ・ダブリン、サルモネラ・エンテリテイデイス、サルモネラ・テイフィムリウム及びサルモネラ・コレラエスイスによるものに限る。）	レプトスピラ症（レプトスピラ・ポモナ、レプトスピラ・カニコラ、レプトスピラ・イクテロヘモリジア、レプトスピラ・グリポティフオーサ、レプトスピラ・ハージョムナリス及びレプトスピラ・オーストラリスによるものに限る。）	ん羊、山羊、豚、いのしし
馬ウイルス性動脈炎	馬インフルエンザ	ニパウイルス感染症	牛バエ幼虫症	ネオスポラ症	トリコモナス症	トリパノソーマ症	牛カンピロバクター症				

山羊伝染性胸膜肺炎	山羊関節炎・脳炎	山羊痘	疥癬 <small>かいせん</small>	トキソプラズマ症	流行性羊流産	伝染性無乳症	マエデイ・ビスナ	羊痘	ナイロビ羊病	伝染性膿疱性皮膚炎 <small>のうほうせいひふえん</small>	仮性皮疽 <small>かせいひそ</small>	馬バラチフス	馬伝染性子宮炎	野兎病 <small>と</small>	馬痘	ヘンドラウイルス感染症	馬鼻肺炎
山羊	山羊	山羊	めん羊	めん羊、山羊、豚、いのしし	めん羊	めん羊、山羊	めん羊	めん羊	めん羊、山羊	鹿、めん羊、山羊	馬	馬	馬	馬、めん羊、豚、いのしし、うさぎ	馬	馬	馬

鶏白血病	病	伝染性フアブリキウス囊 <small>のう</small>	鶏伝染性喉頭気管炎	鶏伝染性気管支炎	マレック病	鶏痘	低病原性ニューカッスル病	鳥インフルエンザ	豚赤痢	豚丹毒	萎縮性鼻炎	豚流行性下痢	豚水疱疹 <small>ほうしん</small>	豚繁殖・呼吸障害症候群	髄炎	豚テシオウイルス性脳脊髄炎	伝染性胃腸炎	オーエスキー病
鶏	鶏	鶏	鶏	鶏、うずら	鶏、うずら	鶏、うずら	鶏、あひる、うずら、七面鳥	鶏、あひる、うずら、七面鳥	豚、いのしし	豚、いのしし	豚、いのしし	豚、いのしし	豚、いのしし	豚、いのしし	豚、いのしし	豚、いのしし	豚、いのしし	豚、いのしし

ノゼマ症	アカリシダニ症	チヨーク病	バロア症	兎粘液腫 <small>うさぎねんじゆ</small>	兎出血病 <small>うさぎしけつびやう</small>	あひるウイルス性腸炎	あひるウイルス性肝炎	ロイコチトゾーン症	鳥マイコプラズマ病	鳥結核
蜜蜂	蜜蜂	蜜蜂	蜜蜂	うさぎ	うさぎ	あひる	あひる	鶏	鶏、七面鳥	鶏、あひる、うずら、七面鳥

- 第二條の二 法第四條第一項の規定による届出は、次に掲げる事項につき、文書又は口頭でしなければならぬ。
- 一 届出者の氏名及び住所
 - 二 家畜の所有者の氏名又は名称及び住所
 - 三 届出伝染病の種類並びに真症及び疑症の区分
 - 四 家畜（死亡した家畜を含む。）の種類、性及び年齢（不明のときは、推定年齢）
 - 五 真症若しくは疑症の家畜又はこれらの死体の所在の場所
 - 六 発見の年月日時及び発見時の状態
 - 七 発病の推定年月日
 - 八 その他参考となるべき事項

第一項の規定は、家畜が届出伝染病にかかり、又はかかつて疑いがあることを第四十条又は第四十五条の規定による検査中に発見した場合その他農林水産省令で定める場合には、適用しない。

(伝染性疾病についての届出義務の除外)
 第三条 法第四条第三項の農林水産省令で定める場合は、次のとおりとする。

一 届出所持者(法第四十六条の十九第二項に規定する届出所持者をいう。以下同じ。)がその届出に係る届出伝染病等病原体(同条第一項に規定する届出伝染病等病原体をいう。以下同じ。)の使用のため当該届出伝染病等病原体の保管、使用及び滅菌等(法第四十六条の十一第一項に規定する滅菌等をいう。以下同じ。)をする施設(以下「届出伝染病等病原体取扱施設」という。)内に係留する家畜が届出伝染病にかかり、又はかかつて疑いがあることを発見した場合

二 医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律(昭和三十五年法律第百四十五号。以下「医薬品医療機器等法」という。)第十二条第一項、第十三条第一項、第二十三条の二第一項、第二十三条の二十第一項若しくは第二十三条の二十二第一項(これらの規定が医薬品医療機器等法第八十三条第一項の規定により読み替えて適用される場合を含む。)の許可又は医薬品医療機器等法第二十三条の二の三第一項(医薬品医療機器等法第八十三条第一項の規定により読み替えて適用される場合を含む。)の登録を受けている製造販売業者又は製造業者(以下「許可製造業者等」という。)であつて届出所持者以外のものが生物学的製剤又は医薬品医療機器等法第二条第九項に規定する再生医療等製品(以下「再生医療等製品」という。)(それぞれ届出伝染病に係るものに限る。)の検査又は製造のため係留する家畜が届出伝染病にかかり、又はかかつて疑いがあることを発見した場合

三 医薬品医療機器等法第八十三条第一項の規定により読み替えて適用される医薬品医療機器等法第四十三条第一項の農林水産大臣の指定した

4 都道府県知事は、第一項の規定による届出があつたときは、農林水産省令で定める手続に従い、その旨を当該家畜又はその死体の所在地を管轄する市町村長に通報するとともに農林水産大臣に報告しなければならない。

(新疾病についての届出義務)

第四条の二 家畜が既に知られている家畜の伝染性疾病とその病状又は治療の結果が明らかに異なる疾病（以下「新疾病」という。）にかかり、又はかかっている疑いがあることを発見したときは、当該家畜を診断し、又はその死体を検案した獣医師は、農林水産省令で定める手続に従い、遅滞なく、当該家畜又はその死体の所在地を管轄する都道府県知事にその旨を届け出なければならない。

2 前項の規定は、家畜が新疾病にかかり、又はかかっている疑いがあることを第四十条又は第四十五条の規定による検査中に発見した場合その他農林水産省令で定める場合には、適用しない。

3 第一項の規定による届出を受けた都道府県知事

者（以下「指定検定機関」という。）であつて届出所持者以外のものが同項の検定のため係留する家畜が届出伝染病にかかり、又はかかっている疑いがあることを発見した場合

四 農林水産大臣の指定を受けた学術研究機関であつて届出所持者以外のものが学術研究のため係留する家畜が届出伝染病にかかり、又はかかっている疑いがあることを発見した場合

(伝染性疾病の発生の通報及び報告)

第四条 法第四条第四項の規定による通報は、第二条の二の届出事項につき、遅滞なく、文書又は口頭でしなければならない。

2 法第四条第四項の規定による報告は、遅滞なく、電信、電話又はこれに準ずる方法によりするか、毎月十日までに、その前月中の状況を別記様式第一号によりしなければならない。

(新疾病についての届出)

第五条 法第四条の二第一項の規定による届出は、次に掲げる事項につき、文書又は口頭でしなければならない。

- 一 届出者の氏名及び住所
- 二 家畜の所有者の氏名又は名称及び住所
- 三 疾病の病状又は治療の結果
- 四 家畜（死亡した家畜を含む。）の種類、性及び年齢（不明のときは、推定年齢）
- 五 新疾病にかかり若しくはかかっている疑いがある家畜又はこれらの死体の所在の場所
- 六 発見の年月日時及び発見時の状態
- 七 発病の推定年月日
- 八 その他参考となるべき事項

(新疾病についての届出義務の除外)

第六条 法第四条の二第二項の農林水産省令で定める場合は、指定検定機関が医薬品医療機器等法第八十三条第一項の規定により読み替えて適用される医薬品医療機器等法第四十三条第一項の検定の

は、当該届出に係る家畜又はその死体の所有者に
対し、当該家畜又はその死体について家畜防疫員
の検査を受けるべき旨を命ずるものとする。

4 都道府県知事は、前項の検査により当該家畜が
かかり、又はかかっている疑いがある疾病が、新
疾病であり、かつ、家畜の伝染性疾病であること
が判明した場合において、当該疾病の発生を予防
することが必要であると認めるときは、農林水産
省令で定める手続に従い、その旨を農林水産大臣
に報告し、かつ、当該家畜又はその死体の所在地
を管轄する市町村長に通報しなければならない。

5 都道府県知事は、前項の場合には、同項の家畜
の伝染性疾病の発生の状況を把握し、当該疾病の
病原及び病因を検索するため、家畜又はその死体
の所有者に対し、家畜又はその死体について家畜
防疫員の検査を受けるべき旨を命ずるものとする。

6 前項の規定による命令は、農林水産省令で定め
る手続に従い、その実施期日の三日前までに次に
掲げる事項を公示して行う。

- 一 実施の目的
- 二 実施する区域
- 三 実施の対象となる家畜又はその死体の種類及
び範囲
- 四 実施の期日
- 五 検査の方法

7 農林水産大臣は、第四項の規定による報告を受
けたときは、同項の家畜の伝染性疾病の発生を予
防するために必要な試験研究、情報収集等を行う
よう努めなければならない。

(監視伝染病の発生の状況等を把握するための検
査等)

第五條 都道府県知事は、農林水産省令の定めると
ころにより、家畜又はその死体の所有者に対し、
家畜又はその死体について、家畜伝染病又は届出
伝染病（以下「監視伝染病」と総称する。）の発

ため係留する家畜が当該検定のため新疾病にかか
り、又はかかっている疑いがあることを発見した
場合とする。

(新疾病の発生の通報及び報告)

第七條 法第四条の二第四項の規定による通報は、
第五條の届出事項につき、遅滞なく、文書又は口
頭でしなければならない。

2 法第四条の二第四項の規定による報告は、遅滞
なく、電信、電話又はこれに準ずる方法によりす
るほか、毎月十日までに、その前月中の状況を別
記様式第二号によりしなければならない。

(公示)

第八條 法第四条の二第六項及び法第五条第二項（
法第六条第二項において準用する場合を含む。）
の公示は、条例の告示と同一の方法によつてする
とともに公衆の見やすい場所に掲示してしなけれ
ばならない。

(監視伝染病の発生の状況等を把握するための検
査)

第九條 法第五条第一項の規定により監視伝染病の
発生を予防するため行う命令は、都道府県知事が
必要があると認めた場合のほか、ヨーネ病に係る
ものについては少なくとも五年ごとに、伝達性海

生を予防し、又はその発生を予察するため必要があるときは、その発生の状況及び動向（以下この条において「発生の状況等」という。）を把握するための家畜防疫員の検査を受けるべき旨を命ずることができる。

2 前項の規定による命令は、農林水産省令で定める手続に従い、その実施期日の十日前までに次に掲げる事項を公示して行う。ただし、緊急の場合には、その期間を三日まで短縮することができる。

- 一 実施の目的
- 二 実施する区域
- 三 実施の対象となる家畜又はその死体の種類及び範囲
- 四 実施の期日
- 五 検査の方法

綿状脳症に係るものについては毎年行わなければならない。

2 前項の規定による命令により実施する検査（ヨ

ーネ病又は伝達性海綿状脳症に係るものに限る。）は、別表第一に定める検査の方法により実施するものとし、当該検査のうち同項の規定により少なくとも五年ごとに実施するヨーネ病に係る検査については、第一号から第四号までに掲げる牛のうち都道府県知事が指定するものを対象として実施するものとし、当該検査のうち同項の規定により毎年実施する伝達性海綿状脳症に係る検査については、第五号及び第六号に掲げる家畜の死体のうち都道府県知事が指定するものを対象として実施するものとする。

- 一 搾乳の用に供し、又は供する目的で飼育している雌牛
- 二 種付けの用に供し、又は供する目的で飼育している雄牛
- 三 前二号の牛と同一施設内で飼育している牛
- 四 その他農林水産大臣又は都道府県知事の指定する牛
- 五 月齢若しくは推定月齢が満四十八月以上で死亡した牛又は死亡前に農林水産大臣が指定する症状を呈していた若しくは呈していた可能性が高い牛の死体
- 六 月齢又は推定月齢が満十八月以上で死亡しためん羊又は山羊の死体

※ 平成十年三月二十六日農林水産省告示第五百十一号（家畜伝染病予防法施行規則第九条第二項第四号の農林水産大臣の指定する牛を指定する件）（略）

※ 平成二十三年九月二八日農林水産省告示第千八百六十五号（家畜伝染病予防法第十三条の二第一項の農林水産大臣が指定する症状及び同条第四項

の農林水産大臣の指定する検体並びに家畜伝染病予防法施行規則第九条第二項第五号の農林水産大臣が指定する症状を定める件）※P39に記載

第十条 法第五条第一項の規定により監視伝染病の発生を予察するため行う命令は、次の表の上欄に掲げる監視伝染病の種類につき、それぞれ同表の下欄に掲げる場合に行わなければならない。

監視伝染病の種類	命令を行う場合
一 牛疫、牛肺疫、口蹄疫、狂犬病、水疱性口内炎、リフトバレー熱、出血性敗血症、ブルセラ症、結核、鼻疽、馬伝染性貧血、アフリカ馬疫、小反芻獣疫、豚熱、アフリカ豚熱、豚水疱病、家きんコレラ、高病原性鳥インフルエンザ、低病原性鳥インフルエンザ、家きんサルモネラ症（第一条に規定する病原体によるものに限る。以下同じ。）、ランピースキン病、類鼻疽、トリパノソーマ症、トリコモナス症、ニパウイルス感染症、馬ウイルス性動脈炎、ヘンドラウイルス感染症、馬痘、馬痘、羊痘、マエデイ病、流行性羊流産、疥癬	上欄に掲げる監視伝染病が国内で発生するおそれがあると認めて農林水産大臣が指定した場合

<p>、山羊痘、山羊伝染性胸膜肺炎、豚テシオウウイルス性脳脊髄炎、豚水疱疹、あひるウイルス性肝炎、あひるウイルス性腸炎、兔粘液腫、アカリンドダニ症、ノゼマ症</p>	<p>二 流行性脳炎、ブルータング、アカバネ病、チュウザン病、アイノウイルス感染症、イバラキ病、牛流行熱</p>
<p>次に掲げる場合</p> <p>一 上欄に掲げる監視伝染病の病原体を媒介する昆虫が通常発生する時期の一月前</p> <p>二 上欄に掲げる監視伝染病の病原体を媒介する昆虫が通常発生する時期</p> <p>三 上欄に掲げる監視伝染病の病原体を媒介する昆虫が通常発生する時期の一月後</p>	<p>次に掲げる場合</p> <p>一 上欄に掲げる監視伝染病の病原体を媒介する昆虫が通常発生する時期の一月前</p> <p>二 上欄に掲げる監視伝染病の病原体を媒介する昆虫が通常発生する時期</p> <p>三 上欄に掲げる監視伝染病の病原体を媒介する昆虫が通常発生する時期の一月後</p>

※ 令和三年八月二日農林水産省告示第千二百七十五号（家畜伝染病予防法施行規則第十条第一項の表第一号下欄の規定に基づき、農林水産大臣が国内で発生するおそれがあると認める監視伝染病を指定する件）

家畜伝染病予防法施行規則（昭和二十六年農林省令第三十五号）第十条第一項の表第一号下欄の規定に基づき、国内で発生するおそれがあると認める監視伝染病を次のように指定する。

一 ブルセラ症
二 結核

2 前項の規定による命令により実施する検査は、同項の表第一号に掲げる監視伝染病にあつては当該監視伝染病の種類ごとに都道府県知事が定める区域内で飼育している家畜を対象として、同表第二号に掲げる監視伝染病にあつては当該監視伝染病の種類ごとに都道府県知事が定める区域内で飼育している越夏していない家畜のうち都道府県知事が指定するものを対象として実施するものとする。

(家畜以外の動物についての伝染性疾病の発生の状況等を把握するための検査)

第十一条 法第五条第三項の検査は、家畜以外の動物であつて法第二条第一項の表の上欄に掲げる伝染性疾病にかかり、若しくはかかつている疑いがあるもの又はその死体を対象として、別表第一の区分の欄に掲げる伝染性疾病にあつてはそれぞれ同表に定める検査の方法に準ずる方法により、同項の表の上欄に掲げる伝染性疾病であつて別表第一の区分の欄に掲げる伝染性疾病以外のものにあつては通常行う方法により、当該都道府県の職員で野生動物の事務に従事するもの及び家畜防疫員が相互に緊密に連絡し、及び適切に分担して実施するものとする。

(報告)

第十二条 法第五条第四項の規定による報告は、遅滞なく、文書でしなければならない。

- 3 都道府県知事は、農林水産省令の定めるところにより、家畜以外の動物が第二条第一項の表の上欄に掲げる伝染性疾病にかかり、又はかかつている疑いがあることが発見された場合において、当該伝染性疾病が当該動物から家畜に伝染するおそれがあると認めるときは、当該都道府県の職員に当該動物についての当該伝染性疾病の発生の状況等を把握するための検査を行わせることができる。
- 4 都道府県知事は、第一項及び前項の検査の結果を、農林水産省令の定めるところにより、農林水産大臣に報告しなければならない。
- 5 農林水産大臣は、都道府県知事に対し、第四条第四項、前項若しくは第十三条第四項の規定による報告又は第十三条の二第五項の規定による判定の結果により得られた監視伝染病の発生の状況等についての情報を提供するとともに、監視伝染病の発生の予防のために必要な指導を行うものとする。

6 都道府県知事は、前項の規定による情報の提供又は指導を受けたときは、家畜の所有者又はその組織する団体に対し、監視伝染病の発生の予防のために必要な助言及び指導を行うものとする。

7 都道府県知事は、家畜の所有者又はその組織する団体が行う監視伝染病の発生の予防のための措置の効果が適切に確保されるようにするため特に必要があると認めるときは、農林水産大臣又は関係都道府県知事に対し、農林水産大臣又は関係都道府県知事が講ずべき措置について、必要な要請をすることができる。

(注射、薬浴又は投薬)

第六条 都道府県知事は、特定疾病（第四条の二第五項の検査の実施の目的として公示されたものをいう。以下同じ。）又は監視伝染病の発生を予防するため必要があるときは、家畜の所有者に対し、家畜について家畜防疫員の注射、薬浴又は投薬を受けるべき旨を命ずることができる。

2 前項の規定による命令には、前条第二項の規定を準用する。この場合において、同項第五号中「検査の」とあるのは、「注射、薬浴又は投薬の別及びその」と読み替えるものとする。

(検査、注射、薬浴又は投薬を行った旨の表示)

第七条 都道府県知事は、第四条の二第三項若しくは第五項若しくは第五条第一項の規定による検査を受けた家畜若しくはその死体又は前条第一項の規定による注射、薬浴若しくは投薬を受けた家畜に、農林水産省令の定めるところにより、検査、注射、薬浴又は投薬を行った旨のらく印、いれずみその他の標識を家畜防疫員に付させることができる。

(検査、注射、薬浴又は投薬を行った旨の表示)
第十三条 法第七条（法第三十一条第三項において準用する場合を含む。）の規定によりらく印、いれずみその他の標識を付することができる家畜又はその死体の種類及び箇所並びに当該標識の種類及び様式は、次の表のとおりとする。

家畜又はその死体の種類	箇所	標識の種類及び様式
牛疫予防液又は口蹄疫予防液の注射を行った牛、水牛、しか、めん羊、山羊、豚及びびい	右耳	耳標 別記様式第六号

(証明書の交付)
 第八条 都道府県知事は、第四条の二第三項若しくは第五項若しくは第五条第一項の規定による検査を受けた家畜若しくはその死体又は第六条第一項の規定による注射、薬浴若しくは投薬を受けた家畜の所有者から請求があつたときは、農林水産省令の定めるところにより、検査、注射、薬浴又は投薬を行った旨の証明書を交付しなければならぬ

しし	ブルセラ症、結核又はヨ―ネ病の検査を行つた第九条第二項第一号から第四号までに掲げる牛(患畜及び疑似患畜を除く。)	左耳	耳標 別記 様式第七号
	豚熱予防液の注射を行つた豚及びいのしし	背部	塗装 「V」の文字
	家さんサルモネラ症の検査を行つた鶏(患畜及び疑似患畜を除く。)	左脚	脚環 別記 様式第八号
	伝達性海綿状脳症の検査を行つた第九条第二項第五号に掲げる牛の死体(患畜及び疑似患畜を除く。)	都道府県知事の定める箇所	都道府県知事の定める標識
	第六号に掲げるめん羊又は山羊の死体(患畜及び疑似患畜を除く。)	び水牛にあつては、	
	並びにその他の家畜(蜜蜂並びに患畜及び疑似患畜を除く。)	耳を除く。	

(検査、注射等の証明書の様式)
 第十四条 法第八条(法第三十一条第三項において準用する場合を含む。)の証明書の様式は、別記様式第九号及び様式第十号とする。

い。

(衛生管理区域における消毒設備の設置等の義務)
第八条の二 政令で定める家畜の所有者は、農林水産省令の定めるところにより、衛生管理区域(畜舎その他の農林水産省令で定める施設及びその敷地(農林水産省令で定める敷地を除く。))をいう。以下同じ。)の出入口付近に、特定疾病又は監視伝染病の発生を予防するために必要な消毒をする設備を設置しなければならない。

(衛生管理区域における消毒設備の設置の義務に係る家畜)
第二条 法第八条の二第一項の政令で定める家畜は、牛、水牛、鹿、馬、めん羊、山羊、豚、いのしし、鶏、あひる、うずら、きじ、だちよう、ほろほろ鳥及び七面鳥とする。

(衛生管理区域における消毒設備の設置)
第十四条の二 法第八条の二第一項の規定による設備の設置は、衛生管理区域(同項に規定する衛生管理区域をいう。以下同じ。)の出入口付近に、踏込消毒槽、消毒薬噴霧装置、消毒マットその他これらに準ずる設備であつて、当該衛生管理区域に出入りする者の身体、当該衛生管理区域に持ち込み、又は当該衛生管理区域から持ち出す第十四条の六の物品及び当該衛生管理区域に入れ、又は当該衛生管理区域から出す車両を消毒するためのものを設置することにより行うものとする。

(消毒設備の設置の義務に係る施設)
第十四条の三 法第八条の二第一項の農林水産省令で定める施設は、畜舎及びふ卵舎(以下「畜舎等」という。)とする。

(消毒設備の設置の義務の対象から除外される敷地)
第十四条の四 法第八条の二第一項の農林水産省令で定める敷地は、専ら居住の用に供されている畜舎等の敷地とする。

(消毒の方法)
第十四条の五 法第八条の二第二項及び第三項の規定による消毒は、医薬品医療機器等法第二条第一項に規定する医薬品を使用して行う場合にあつては医薬品医療機器等法第五十二条の規定によりこれに添付する文書又はその容器若しくは被包に記載された用法、用量その他使用及び取扱い上の必要な注意に従うものとし、当該医薬品以外の消毒薬を使用して行う場合にあつては家畜防疫員又は獣医師の指示に従うものとする。

(消毒義務の対象となる物品)

第十四条の六 法第八条の二第二項の農林水産省令

2 前項の設備が設置されている衛生管理区域に入りする者は、農林水産省令の定めるところにより、あらかじめ、当該設備を利用して、その身体を消毒するとともに、当該衛生管理区域に持ち込み、又は当該衛生管理区域から持ち出す物品であつて農林水産省令で定めるものを消毒しなければならない。

3 第一項の設備が設置されている衛生管理区域に車両を入れ、又は当該衛生管理区域から車両を出す者は、農林水産省令の定めるところにより、あらかじめ、当該設備を利用して、当該車両を消毒しなければならない。

(消毒方法等の実施)

第九条 都道府県知事は、特定疾病又は監視伝染病の発生を予防するため必要があるときは、区域を限り、家畜の所有者に対し、農林水産省令の定めるところにより、消毒方法、清潔方法又はねずみ、昆虫等の駆除方法を実施すべき旨を命ずることができる。

(伝染性疾病の病原体により汚染された場所の消毒等)

第十条 都道府県知事は、家畜以外の動物が第二條第一項の表の上欄に掲げる伝染性疾病にかかっていることが発見された場合(当該動物が牛疫、牛肺疫、口蹄疫、豚熱、アフリカ豚熱、高病原性鳥インフルエンザ又は低病原性鳥インフルエンザにかかっていることが発見された場合にあつては、当該動物がいた場所又はその死体があつた場所の周辺に衛生管理区域がある場合に限る。)において、同表の上欄に掲げる伝染性疾病が当該動物か

で定める物品は、次に掲げるものとする。

一 衛生管理区域外にある畜産関係施設等(衛生管理区域、家畜を集合させる催物の開催施設及びその敷地その他の畜産業に係る施設及び場所をいう。以下同じ。)において使用され、又は使用されたおそれがある物品であつて、当該衛生管理区域に入る者が当該衛生管理区域に持ち込むもの

二 衛生管理区域内において使用され、又は使用されたおそれがある物品であつて、当該衛生管理区域から出る者が当該衛生管理区域から持ち出すもの

(公示)

第十五条 法第九条又は第三十条の規定による命令は、その実施期日の十日前までに法第五条第二項第一号、第二号及び第四号に掲げる事項並びに消毒方法、清潔方法又はねずみ、昆虫等の駆除方法の別及びその実施方法を公示(当該命令を受けるべき者が十人以下であるときは、これらの者に対する別記様式第十一号による命令書の交付)をして行わなければならない。ただし、緊急の場合には、その期間を法第九条の場合にあつては三日まで、法第三十条の場合にあつてはその実施期日の前日まで短縮することができる。

2 前項の公示には、第八条の規定を準用する。

ら家畜に伝染するおそれが高いと認めるときは、家畜伝染病の発生を予防するため必要な限度において、当該動物がいた場所又はその死体があつた場所その他当該伝染性疾病の病原体により汚染し、又は汚染したおそれがある場所又は物品を当該都道府県の職員に消毒させることができる。

2 都道府県知事は、前項の規定による消毒をする場所の付近を通行する者に対し、家畜伝染病の発生を予防するため必要な限度において、その身体又はその場所の付近を通過させる車両の消毒を受けるよう求めることができる。

3 都道府県知事又は市町村長は、家畜以外の動物が牛疫、牛肺疫、口蹄疫、豚熱、アフリカ豚熱、高病原性鳥インフルエンザ又は低病原性鳥インフルエンザにかかっていることが発見された場合（当該動物がいた場所又はその死体があつた場所の周辺に衛生管理区域がある場合に限る。）において、当該伝染性疾病の病原体による家畜伝染病の発生を予防するため緊急の必要があるときは、政令で定める手続に従い、七十二時間を超えない範囲内において期間を定め、当該動物がいた場所又はその死体があつた場所（これに隣接して当該伝染性疾病の病原体により汚染し、又は汚染したおそれがある場所を含む。）とその他の場所との通行を制限し、又は遮断することができる。

（化製場についての制限）

第十一條 化製場においては、農林水産大臣が特定疾病又は監視伝染病の発生を予防するため必要があると認めて指定する骨肉皮毛類については、農林水産省令で定める基準に適合する設備及び方法

（家畜伝染病の発生を予防するための通行の制限又は遮断）

第三條 都道府県知事又は市町村長は、法第十条第三項の規定により通行を制限し、又は遮断しようとするときは、あらかじめ、通行が制限され、又は遮断されるべき場所を管轄する警察署長（当該場所に鉄道若しくは軌道が敷設されている場合は当該場所の全部若しくは一部が港若しくは飛行場の区域の全部若しくは一部である場合にあつては、これらの施設を管理する者及び当該場所を管轄する警察署長）に協議するとともに、市町村長にあつては都道府県知事にその旨を報告しなければならない。

2 法第十条第三項の規定による通行の制限又は遮断は、適当な場所にその旨及び理由その他農林水産省令で定める事項を掲示し、かつ、制限し、又は遮断すべき場所への通路に綱を張り、夜間は赤色灯又は黄色灯をつけるなど、その場所とその他の場所とを明確に識別することができる方法により行わなければならない。

（通行の制限又は遮断）

第十五條の二 令第三条第二項及び第五条第三項（令第七条において準用する場合を含む。）の農林水産省令で定める事項は、次のとおりとする。

- 一 通行の制限又は遮断を行う場所
- 二 通行の制限にあつては、その期間及び制限の内容
- 三 通行の遮断にあつては、その期間

（指定骨肉皮毛類）

第十六條 法第十一条の農林水産大臣の指定する骨肉皮毛類は、次のとおりとする。

- 一 輸入された骨肉皮毛類
- 二 出血性敗血症若しくは豚水疱病ほづの患畜若しくは

によるのでなければ、これを原料とする製造を行
つてはならない。

は疑似患者若しくはこれらの死体又は豚熱の疑
似患者若しくはその死体から分離された骨肉皮
毛類

(化製場における設備及び製造方法)

第十七条 法第十一条の農林水産省令で定める設備
の基準は、次のとおりとする。

- 一 原料置場、化製室、汚物だめ、汚水だめ、製
品置場及び従業員室を備え、かつ、これらがそ
れぞれ区画されていること。
 - 二 原料置場及び製品置場は、その位置が相互に
相当の距離を保ち、その床が汚水等の浸透しな
い材料で造つてあり、かつ、犬猫等の出入りを
防ぐ設備があること。
 - 三 化製室は、その床が汚水等の浸透しない材料
で造つてあり、その内側に汚水溝を備え、原料
入口及び製品出口をそれぞれ別個に有し、かつ
、その室内又はこれに隣接する箇所に焼却及び
消毒をするために必要な設備があること。
 - 四 汚物だめ及び汚水だめは、原料置場、製品置
場、化製室及び従業員室から隔離され、かつ、
外部に汚水等が浸透しない材料で造つてあるこ
と。
 - 五 従業員室及び化製室は、その出入口に人及び
衣類の消毒設備があること。
- 2 法第十一条の農林水産省令で定める方法の基準
は、次のとおりとする。
- 一 原料置場に格納されていた骨肉皮毛類を化製
のため搬出したときは、遅滞なく、当該原料置
場を消毒すること。
 - 二 化製された物（未製品を含む。）を製品置場
に格納するときは、あらかじめ、当該製品置場
を消毒すること。
 - 三 骨肉皮毛類は、化製室において原料入口から
搬入され、特定疾病又は監視伝染病の病原体に
より汚染されるおそれがない化製工程を経て化
製され、製品出口から搬出されること。
 - 四 輸入された骨肉皮毛類であつて、牛、水牛若

(家畜集合施設についての制限)

第十二条 競馬、家畜市場、家畜共進会等家畜を集合させる催物であつて農林水産大臣の指定するものの開催者は、その開催中、農林水産省令の定めるところにより、家畜診断所、隔離所、汚物だめその他特定疾病又は監視伝染病の発生を予防するために必要な設備を備えなければならない。

2 前項の規定により家畜診断所を備えなければならない催物の開催者は、その開催中、その家畜診断所において特定疾病又は監視伝染病にかかつていないと診断された家畜以外の家畜をその開催の場所においてけい留させてはならない。ただし、前項の隔離所にけい留する場合は、この限りでない。

(指定家畜集合施設)

第十八条 法第十二条第一項の農林水産大臣の指定する催物は、次のとおりとする。

一 競馬法（昭和二十三年法律第百五十八号）に基づいて行う競馬

二 家畜取引法（昭和三十一年法律第百二十三号）第二条第三項に規定する家畜市場及びその他の家畜を売買する施設であつて毎年定期に又は百日以上開催するもの

三 都道府県の区域（北海道にあつては、支庁の区域）を超える区域から牛、水牛、鹿、馬、めん羊、山羊、豚、いのしし、鶏、あひる、うずら、きじ、だちよう、ほろほろ鳥又は七面鳥を集合させる共進会、博覧会その他これらの家畜又はその能力等を展示するためにする催物

第十九条 法第十二条第一項の特定疾病又は監視伝

しくは鹿又はこれらの死体から分離されたものについては牛疫、牛肺疫、口蹄疫及び出血性敗血症の、馬又はその死体から分離されたものについては鼻疽の、めん羊若しくは山羊又はこれらの死体から分離されたものについては牛疫、口蹄疫及び出血性敗血症の、豚若しくはいのしし又はこれらの死体から分離されたものについては牛疫、口蹄疫、口蹄疫、出血性敗血症、豚熱、アフリカ豚熱及び豚水疱病の病原体がその化製工程中に完全に消滅されること。

五 出血性敗血症若しくは豚水疱病の患者若しくは疑似患者若しくはこれらの死体又は豚熱の疑似患者若しくはその死体から分離された骨肉皮毛類については、当該伝染性疾病の病原体がその化製工程中に消滅されること。

六 従業員は、化製室においては化製室専用の作業衣、作業靴等を着用し、作業後必ずこれらを消毒すること。

七 汚物だめの汚物は焼却され、又は消毒され、汚水だめの水は消毒後排水されること。

(報告及び通報の義務)
第十二条の二 都道府県知事は、この章の規定により特定疾病又は監視伝染病の発生の予防のためとつた措置につき、農林水産省令の定めるところにより、その実施状況及び実施の結果を農林水産大臣に報告するとともに関係都道府県知事に通報しなければならない。

(飼養衛生管理基準)
第十二条の三 農林水産大臣は、政令で定める家畜について、その飼養規模の区分に応じ、農林水産省令で、当該家畜の飼養に係る衛生管理(第二十

(飼養衛生管理基準を定めるべき家畜)
第四条 法第十二条の三第一項の政令で定める家畜は、牛、水牛、鹿、馬、めん羊、山羊、豚、いのしし、鶏、あひる、うずら、きじ、だちよう、ほ

染病の発生を予防するために必要な設備は、次の基準に適合したものでなければならぬ。
一 家畜診断所、隔離所及び汚物だめを備えること
二 家畜診断所については、検査を行うに必要な器材を備え、かつ、汚物処理及び消毒を十分に行うことができる構造を有するものであること
三 隔離所については、健康な家畜を係留する場所、河川又は道路から隔離されている場所であり、かつ、特定疾病又は監視伝染病の病原体を拡散するおそれがない構造を有するものであること
四 汚物だめについては、健康な家畜を係留する場所から隔離されている場所であり、汚物の散乱、流出及び昆虫等の出入を防ぎ、かつ、汚物処理及び消毒を十分に行うことができる構造を有するものであること

(検査の実施状況等の報告及び通報)
第二十条 都道府県知事は、毎年一月三十一日までに、その前年中に特定疾病又は監視伝染病の発生を予防するためとつた措置につき、その実施状況及び実施の結果を取りまとめ、別記様式第十三号により農林水産大臣に報告しなければならない。
2 都道府県知事は、家畜の所有者に対し、法第四条の二第三項若しくは第五項若しくは第五条第一項の規定により家畜防疫員の検査若しくは法第六条第一項の規定により家畜防疫員の注射、薬浴若しくは投薬を受けるべき旨を命じ、又は法第九条の規定により消毒方法、清潔方法若しくはねずみ、昆虫等の駆除方法を実施すべき旨を命じたときは、その実施状況を、遅滞なく、関係都道府県知事に通報しなければならない。

(飼養衛生管理基準)
第二十一条 法第十二条の三第一項の飼養衛生管理基準は、別表第二の上欄に掲げる家畜の種類につき、それぞれ同表の下欄に定めるとおりとする。

ろほろ鳥及び七面鳥とする。

一条第一項の規定による焼却又は埋却が必要となる場合に備えた土地の確保その他の措置を含む。以下同じ。）の方法に関し家畜の所有者が遵守すべき基準（以下「飼養衛生管理基準」という。）を定めなければならない。

2 飼養衛生管理基準は、次に掲げる事項について定めるものとする。

一 当該家畜の飼養に係る衛生管理の方法に関する基本的な事項

二 衛生管理区域への家畜の伝染性疾病の病原体の侵入の防止の方法に関する事項

三 衛生管理区域内における家畜の伝染性疾病の病原体による汚染の拡大の防止の方法に関する事項

四 衛生管理区域外への家畜の伝染性疾病の病原体の拡散の防止の方法に関する事項

五 前各号に掲げるもののほか、当該家畜の飼養に係る衛生管理の方法に関し必要な事項

3 飼養衛生管理基準が定められた家畜の所有者は、当該飼養衛生管理基準に定めるところにより、当該家畜の飼養に係る衛生管理を行わなければならない。

4 農林水産大臣は、少なくとも五年ごとに飼養衛生管理基準に再検討を加え、必要があると認めるときは、これを改正するものとする。

5 農林水産大臣は、飼養衛生管理基準を設定し、改正し、又は廃止しようとするときは、食料・農業・農村政策審議会の意見を聴くとともに、都道府県知事の意見を求めなければならない。

（飼養衛生管理者）

第十二条の三の二 飼養衛生管理基準が定められた家畜の所有者は、当該家畜の飼養に係る衛生管理を適正に行うため、農林水産省令で定めるところにより、衛生管理区域ごとに、次に掲げる業務を行う飼養衛生管理者を選任しなければならない。ただし、当該家畜の所有者が自ら飼養衛生管理者となる衛生管理区域については、この限りでない

（飼養衛生管理者の選任等）

第二十一条の二 法第十二条の三の二第一項の規定による選任は、衛生管理区域ごとに、それぞれ別の者を選任して行うものとする。ただし、衛生管理区域が二以上ある場合において、これらの衛生管理区域が隣接しているときその他飼養衛生管理者による同項各号に掲げる業務の適切な実施に支障がないときは、二以上の衛生管理区域を通じて

- 一 衛生管理区域において当該家畜の飼養を行う者その他当該衛生管理区域に出入りする者（以下この項において「従事者等」という。）を管理すること。
- 二 従事者等に対して当該飼養衛生管理基準の周知を行うこと。
- 三 従事者等に対して当該家畜の飼養に係る衛生管理を適正に行うために必要な教育及び訓練を行うこと。

2 前項の家畜の所有者は、飼養衛生管理者について、農林水産省令で定めるところにより、必要な研修を受けさせる等同項各号に掲げる業務を行うために必要な知識及び技術の習得及び向上を図るよう努めなければならない。

（飼養衛生管理指導等指針）
第十二条の三の三 農林水産大臣は、第十二条の五の規定による指導及び助言、第十二条の六第一項

- 2 一人の飼養衛生管理者を選任すれば足りる。
法第十二条の三の二第一項の家畜の所有者が自ら飼養衛生管理者となるときも、前項と同様とする。

- （飼養衛生管理者に対する研修等）
第二十一条の三 法第十二条の三の二第一項の家畜の所有者は、飼養衛生管理者について、次に掲げる内容に係る知識及び技術の習得及び向上を図るよう努めなければならない。
- 一 家畜の伝染性疾病の我が国及び外国における発生の状況及び動向
 - 二 法第十二条の三第一項に規定する飼養衛生管理基準の内容及び当該基準を遵守するための具体的な措置の内容
 - 三 法第十二条の三の二第一項の規定により飼養衛生管理者を選任した衛生管理区域を含む都道府県の区域を管轄する都道府県知事が定めた法第十二条の三の四第一項に規定する飼養衛生管理指導等計画の内容
 - 四 法第十二条の三の二第一項の規定により飼養衛生管理者を選任した衛生管理区域を含む都道府県の区域を管轄する都道府県知事が定めた法第十二条の三の四第一項に規定する飼養衛生管理指導等計画の内容
- 2 法第十二条の三の二第一項の家畜の所有者は、飼養衛生管理者に対し、少なくとも年一回前項各号に掲げる内容についての研修等を受けさせるよう努めなければならない。

の規定による勧告並びに同条第二項の規定による命令その他都道府県知事が行う飼養衛生管理基準が定められた家畜の飼養に係る衛生管理の改善を図るための措置（以下「飼養衛生管理に係る指導等」という。）の実施に関する指針（以下「飼養衛生管理指導等指針」という。）を定めなければならない。

2 飼養衛生管理指導等指針は、次に掲げる事項について定めるものとする。

一 飼養衛生管理に係る指導等の実施に関する基本的な方向

二 重点的に飼養衛生管理に係る指導等を実施すべき事項

三 飼養衛生管理に係る指導等の実施体制に関する事項

四 前三号に掲げるもののほか、飼養衛生管理に係る指導等の実施に関する重要事項

3 農林水産大臣は、最新の科学的知見並びに家畜の伝染性疾病の我が国及び外国における発生の状況及び動向を踏まえ、少なくとも三年ごとに飼養衛生管理指導等指針に再検討を加え、必要があると認めるときは、これを変更するものとする。

4 農林水産大臣は、飼養衛生管理指導等指針を定め、又は変更しようとするときは、食料・農業・農村政策審議会の意見を聴かなければならない。

5 農林水産大臣は、飼養衛生管理指導等指針を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表するとともに、都道府県知事に通知しなければならない。

（飼養衛生管理指導等計画）

第十二条の三の四 都道府県知事は、飼養衛生管理指導等指針に即して、三年ごとに、三年を一期として、飼養衛生管理指導等計画（飼養衛生管理に係る指導等の実施に関する計画をいう。以下同じ。）を定めなければならない。

2 飼養衛生管理指導等計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

- 一 飼養衛生管理に係る指導等の実施に関する基本的な方向
- 二 当該都道府県の区域内における飼養衛生管理基準が定められた家畜の飼養に係る衛生管理の状況並びに家畜の伝染性疾病の発生の状況及び動向を把握するために必要な情報の収集に関する事項
- 三 重点的に飼養衛生管理に係る指導等を実施すべき事項
- 四 飼養衛生管理基準が定められた家畜の所有者又はその組織する団体が行う当該家畜の飼養に係る衛生管理の向上のための自主的措置を助長する措置に関する事項
- 五 飼養衛生管理に係る指導等の実施体制に関する事項
- 六 前各号に掲げるもののほか、飼養衛生管理に係る指導等の実施に関し必要な事項
- 3 飼養衛生管理指導等計画は、当該都道府県の区域内における飼養衛生管理基準が定められた家畜の飼養に係る衛生管理の状況、家畜の伝染性疾病の発生の状況及び動向その他の地域の実情を勘案して定められなければならない。
- 4 都道府県知事は、飼養衛生管理指導等指針が変更された場合には、飼養衛生管理指導等計画に検討を加え、必要があると認めるときは、これを変更するものとする。都道府県知事が、当該都道府県の区域内における家畜の伝染性疾病の発生の状況及び動向又は飼養衛生管理指導等計画の実施状況を踏まえ、必要があると認めるときも、同様とする。
- 5 都道府県知事は、飼養衛生管理指導等計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表するとともに、農林水産省令で定めるところにより、農林水産大臣に報告しなければならない。

(飼養衛生管理指導等計画の報告)
第二十一条の四 法第十二条の三の四第五項の規定による報告は、同条第一項又は第四項の規定により定め、又は変更した飼養衛生管理指導等計画に即して飼養衛生管理に係る指導等（法第十二条の三の三第一項に規定する飼養衛生管理に係る指導等をいう。）を実施する前にしなければならない。

(定期の報告)

第十二条の四 飼養衛生管理基準が定められた家畜の所有者は、毎年、農林水産省令の定めるところにより、その飼養している当該家畜の頭羽数及び当該家畜の飼養に係る衛生管理の状況に関し、農林水産省令で定める事項を当該家畜の所在地を管轄する都道府県知事に報告しなければならない。

(定期の報告)

第二十一条の五 法第十二条の四第一項の規定による報告は、農場（畜舎等その他の家畜の飼養に関する施設を含む一団の場所をいう。以下同じ。）ごとに、牛、水牛、鹿、馬、めん羊、山羊、豚及びいのししの所有者にあつては毎年四月十五日までに、鶏、あひる、うずら、きじ、だちよう、ほろほろ鳥及び七面鳥の所有者にあつては毎年六月十五日までに、報告書に次に掲げる書類を添えてしなければならない。

一 衛生管理区域及びその出入口並びに特定疾病又は監視伝染病の発生を予防するために必要な消毒をする設備の設置箇所を明示した農場の平面図

二 必要のない者を衛生管理区域に立ち入らせないようになるとともに、衛生管理区域に立ち入った者が飼養する家畜に接触する機会を最小限とするために講じた措置の内容を記載した書面
三 衛生管理区域の出入口付近に設置した特定疾病又は監視伝染病の発生を予防するために必要な消毒をする設備の種類を記載した書面
四 畜舎ごとの家畜の飼養密度を記載した書面
五 埋却の用に供する土地の確保の状況として次に掲げる事項を記載した書類

イ 埋却の用に供する土地の所在地
ロ 埋却の用に供する土地が自己の所有する土地でない場合にあつては、その所有者の氏名又は名称及び当該土地の利用に関する契約の内容

ハ 埋却の用に供する土地の面積及び利用状況
ニ 農場から埋却の用に供する土地までの距離
ホ 埋却の用に供する土地の近隣住民その他の関係者への埋却の実施に関する説明及び当該説明に対する当該関係者の承諾の有無
ヘ その他埋却の目的の確かかつ迅速な実施のため参考となるべき事項

六 焼却又は化製のための準備措置を講じている

- 場合にあつては、その状況として次に掲げる事項を記載した書類
- イ 焼却施設又は化製場の名称及び所在地
 - ロ 農場から焼却施設又は化製場までの距離
 - ハ 焼却施設又は化製場の近隣住民その他の関係者への焼却又は化製の実施に関する説明及び当該説明に対する当該関係者の承諾の有無
 - 七 埋却の用に供する土地、焼却施設又は化製場を確保していない場合にあつては、これらを確保するための取組の状況を記載した書面
 - 八 次に掲げる事項（馬の所有者にあつては、ト及びビリを除く。）を規定する飼養衛生管理マニュアルの写し
 - イ 従事者が当該農場以外で行う動物の飼養及び狩猟における禁止事項
 - ロ 海外渡航時及び帰国後の注意事項
 - ハ 海外からの肉製品の持込み（郵便物による持込みを含む。）に関する注意喚起
 - ニ 農場内への不適切な物品の持込みの禁止
 - ホ 可能な限り、工具、機材等を農場内へ持ち込まないための取組
 - ヘ 持ち込む工具、機材、食品等の取扱い
 - ト 猫等の愛玩動物の衛生管理区域内での飼育禁止
 - チ 野生動物の衛生管理区域内への侵入防止
 - リ 農場における防疫のための更衣
 - ヌ 手指、衣服、靴、物品、車両、施設等の洗浄及び消毒に関する具体的な方法、消毒薬の種類、作用時間及び乾燥時間等（※令和四年二月一日施行）
 - 九 次のイからホまでに掲げる家畜の区分に応じ、当該イからホまでに定める頭羽数以上の家畜の所有者（以下「大規模所有者」という。）にあつては、担当の獣医師の氏名及び所属又は担当の診療施設の名称を記載した書面
 - イ 牛（月齢が満四月以上のものに限る。）
 - 二百頭（次に掲げる牛にあつては、三千頭）
- (1) 肥育牛（乳用種（牛の個体識別のための

情報の管理及び伝達に関する特別措置法施行規則（平成十五年農林水産省令第七十二号）第三条第二項第八号から第十号までに掲げる種をいう。以下同じ。）の雄牛及び交雑種（同項第十一号に掲げる種をいう。以下同じ。）の牛に限る。）にあつては、月齢が満十七月未満のもの
(2) その他の牛にあつては、月齢が満二十四月未満のもの
ロ 水牛及び馬 二百頭
ハ 鹿、めん羊、山羊、豚及びいのしし 三千頭
ニ 鶏及びうずら 十万羽
ホ あひる、きじ、だちよう、ほろほろ鳥及び七面鳥 一万羽
十 大規模所有者（馬の所有者を除く。）にあつては、従業員が特定症状（法第十三条の二第一項の症状をいう。以下同じ。）を確認した場合に家畜保健衛生所へ直ちに通報することを規定したものの写し

（報告事項）

第二十一条の六 法第十二条の四第一項の農林水産省令で定める事項は、次に掲げるもの（その飼養している家畜の頭羽数が、牛、水牛及び馬にあつては一頭、鹿、めん羊、山羊、豚及びいのししにあつては六頭未満、鶏、あひる、うずら、きじ、ほろほろ鳥及び七面鳥にあつては百羽未満、だちようにあつては十羽未満の家畜の所有者については、第一号、第二号及び第五号に掲げるものに限る。）とする。
一 家畜の所有者の氏名又は名称、住所及び電話番号、ファクシミリ番号、電子メールアドレスその他の連絡先（第五号において単に「連絡先」という。）
二 その飼養している家畜の種類及び頭羽数
三 畜舎等の数
四 法第十二条の三第一項に規定する飼養衛生管

2 都道府県知事は、前項の規定による報告を受けたときは、農林水産省令の定めるところにより、遅滞なく、当該報告に係る事項を当該家畜の所在地を管轄する市町村長に通知しなければならない。

(指導及び助言)

第十二条の五 都道府県知事は、飼養衛生管理基準が定められた家畜の飼養に係る衛生管理が適正に行われることを確保するため必要があるときは、飼養衛生管理指導等計画に即して、改善すべき事項を記載した文書の提示その他の農林水産省令で定める方法により、当該家畜の所有者に対し、当該飼養衛生管理基準に定めるところにより当該家畜の飼養に係る衛生管理が行われるよう必要な指導及び助言をすることができる。

(勧告等)

第十二条の六 都道府県知事は、前条の指導又は助言をした場合において、家畜の所有者がなお飼養衛生管理基準を遵守していないと認めるときは、飼養衛生管理指導等計画に即して、改善すべき事項を記載した文書の提示その他の農林水産省令で定める方法により、その者に対し、期限を定めて、家畜の飼養に係る衛生管理の方法を改善すべき

理基準の項目ごとに、当該項目の遵守状況及び当該項目を遵守するための措置の実施状況
五 法第十二条の三の二第一項の規定により選任した飼養衛生管理者の氏名、住所及び連絡先並びに当該飼養衛生管理者が管理する衛生管理区域の住所

(通知)

第二十一条の七 法第十二条の四第二項の規定による通知は、前条各号に掲げる事項につき、文書でなければならない。

(指導及び助言の方法)

第二十一条の八 法第十二条の五の農林水産省令で定める方法は、同条の家畜の所有者に対し、次に掲げる事項を記載した文書を交付して行う方法とする。

一 法第十二条の五の規定による指導及び助言をする旨

二 改善すべき事項の内容

三 前号の内容ごとの具体的な改善方法

四 改善すべき期限

五 その他必要と認める事項

2 前項第四号の期限は、同項の文書を交付した日から一週間以内とする。ただし、施設整備等が必要である場合その他の理由により、一週間以内に改善することが困難と認められる場合には、同項第二号の内容に応じた合理的な期間とする。

(勧告の方法)

第二十一条の九 法第十二条の六第一項の農林水産省令で定める方法は、同項の家畜の所有者に対し、次に掲げる事項を記載した文書を交付して行う方法とする。

一 法第十二条の六第一項の規定による勧告をする旨

二 改善すべき事項の内容

ことを勧告することができる。

- 2 都道府県知事は、前項の規定による勧告を受けた者がその勧告に従わないときは、飼養衛生管理指導等計画に即して、改善すべき事項を記載した文書の提示その他の農林水産省令で定める方法により、その者に対し、期限を定めて、その勧告に係る措置をとるべきことを命ずることができる。
- 3 都道府県知事は、前項の規定による命令を受けた者が、正当な理由がなくてその命令に従わなかったときは、その旨を公表することができる。

(家畜の飼養に係る衛生管理の状況等の公表)
第十二条の七 農林水産大臣は、飼養衛生管理基準が定められた家畜の飼養に係る衛生管理の状況、飼養衛生管理指導等計画の実施状況及び家畜防疫員の確保の状況を、農林水産省令で定めるところにより、インターネットの利用その他の適切な方法により公表するものとする。

第三章 家畜の伝染性疾病のまん延の防止

(患畜等の届出義務)

第十三条 家畜が患畜又は疑似患畜となつたことを発見したときは、当該家畜を診断し、又はその死体を検案した獣医師（獣医師による診断又は検案

三 前号の内容ごとの具体的な改善方法

四 改善すべき期限

五 その他必要と認める事項

2 前条第二項の規定は、前項第四号の期限について準用する。

(命令の方法)

第二十一条の十 法第十二条の六第二項の農林水産省令で定める方法は、同項の家畜の所有者に対し、次に掲げる事項を記載した文書を交付して行う方法とする。

- 一 法第十二条の六第二項の規定による命令をする旨
- 二 勧告に従わなかつた事実
- 三 とるべき措置の内容
- 四 措置をとるべき期限
- 五 その他必要と認める事項

2 第二十一条の八第二項の規定は、前項第四号の期限について準用する。

(家畜の飼養に係る衛生管理の状況等の公表)
第二十一条の十一 法第十二条の七の規定による公表は、毎年一回、同条に規定する状況について都道府県ごとに整理して行うものとする。ただし、農林水産大臣が家畜の伝染性疾病の発生を予防し、又はまん延を防止するため必要と認めるときは、特定の都道府県について臨時に行うことができる。

※ 平成二十四年一月十一日付け二十三消安第四千四百五十九号（家畜の飼養に係る衛生管理の状況等の公表のための報告について）（略）

第三章 家畜の伝染性疾病のまん延の防止

(患畜等の届出)

第二十二条 法第十三条第一項の規定による届出は、左に掲げる事項につき、文書又は口頭でしななければならない。

を受けていない家畜又はその死体についてはその所有者は、農林水産省令で定める手続に従い、遅滞なく、当該家畜又はその死体の所在地を管轄する都道府県知事にその旨を届け出なければならぬ。ただし、鉄道、軌道、自動車、船舶又は航空機により運送業者が運送中の家畜については、当該家畜の所有者がなすべき届出は、その者が遅滞なくその届出をすることができる場合を除き、運送業者がしなければならない。

2 前項ただし書に規定する家畜についての同項の規定による届出は、運輸上支障があるときは、当該貨物の終着地を管轄する都道府県知事にすることができる。

3 第一項の規定は、家畜が患畜又は疑似患畜であることを第四十条又は第四十五条の規定による検査中に発見した場合その他農林水産省令で定める場合には、適用しない。

- 一 届出者の氏名又は名称及び住所
- 二 所有者の氏名又は名称及び住所
- 三 家畜伝染病の種類並びに患畜及び疑似患畜の区分
- 四 家畜（死亡した家畜を含む。）の種類、性及び年齢（不明のときは推定年齢）
- 五 患畜若しくは疑似患畜又はこれらの死体の所在の場所
- 六 発見の年月日時及び発見時の状態
- 七 発病の推定年月日
- 八 その他参考となるべき事項

（患畜等の届出義務の除外）
第二十三条 法第十三条第三項の農林水産省令で定める場合は、次のとおりとする。

- 一 許可所持者（法第四十六条の五第一項第二号に規定する許可所持者をいう。以下同じ。）がその許可に係る家畜伝染病病原体（同項に規定する家畜伝染病病原体をいう。以下同じ。）の使用のため取扱施設（同条第二項第四号に規定する取扱施設をいう。以下同じ。）内に係留する家畜が当該使用のため患畜又は疑似患畜となつたことを発見した場合
- 二 届出所持者がその届出に係る届出伝染病等病原体の使用のため届出伝染病等病原体取扱施設内に係留する家畜が当該使用のため患畜又は疑似患畜となつたことを発見した場合
- 三 許可製造業者等（許可所持者及び届出所持者を除く。以下同じ。）が生物学的製剤又は再生医療等製品（それぞれ家畜伝染病に係るものに限る。第二十六条の二第三号、第二十九条第三号、第三十一条第三号及び第三十三条第三号において同じ。）の検査又は製造のためその施設内に係留する家畜が当該検査又は製造のため患畜又は疑似患畜となつたことを発見した場合
- 四 指定検定機関（許可所持者及び届出所持者を除く。以下同じ。）が医薬品医療機器等法第八

4 都道府県知事は、第一項の規定による届出があつたときは、農林水産省令で定める手続に従い、遅滞なく、その旨を公示するとともに当該家畜又はその死体の所在地を管轄する市町村長及び隣接市町村長並びに関係都道府県知事に通報し、かつ、農林水産大臣に報告しなければならない。

十三条第一項の規定により読み替えて適用される医薬品医療機器等法第四十三条第一項の検定のため係留する家畜が当該検定のため患畜又は疑似患畜となつたことを発見した場合

五 農林水産大臣の指定を受けた学術研究機関（許可所持者及び届出所持者を除く。以下同じ。）が学術研究のためその施設内に係留する家畜が当該学術研究のため患畜又は疑似患畜となつたことを発見した場合

（患畜等の発生の公示）

第二十四条 法第十三条第四項の規定による公示は、家畜伝染病の種類及び家畜の種類ごとに次に掲げる事項につきしなければならない。

- 一 患畜及び疑似患畜の区分並びにその頭羽数
- 二 発生の場所又は区域
- 三 発生年月日

四 その他参考となるべき事項

2 前項の公示には、第八条の規定を準用する。

（患畜等の発生の通報及び報告）

第二十五条 法第十三条第四項の規定による通報（関係都道府県知事にするものを除く。）は、第十二条各号に掲げる事項につき、第一号及び第二号に掲げる家畜にあつては電信若しくは電話又はこれらに準ずる方法により、第三号に掲げる家畜にあつては郵便又はこれに準ずる方法によりしなければならない。

- 一 牛疫、牛肺疫、口蹄疫、流行性脳炎、水疱性口内炎、リフトバレー熱、出血性敗血症、鼻疽、アフリカ馬疫、豚熱、アフリカ豚熱、豚水疱病、家きんコレラ、高病原性鳥インフルエンザ、低病原性鳥インフルエンザ又はニューカッスル病（第一条の二各号に掲げるものに限る。）の患畜又は疑似患畜

二 前号の患畜及び疑似患畜以外の初発の患畜又は疑似患畜

三 前二号の患畜及び疑似患畜以外の患畜又は疑

(農林水産大臣の指定する症状を呈している家畜の届出義務)

- 第十三条の二 家畜が農林水産大臣が家畜の種類ごとに指定する症状を呈していることを発見したときは、当該家畜を診断し、又はその死体を検案した獣医師（獣医師による診断又は検案を受けていない家畜又はその死体については、その所有者）は、農林水産省令で定める手続に従い、遅滞なく、当該家畜又はその死体の所在地を管轄する都道府県知事にその旨を届け出なければならない。
- 2 前項の規定による届出には、前条第一項ただし書及び第二項の規定を準用する。

- 3 第一項の規定は、家畜が患畜又は疑似患畜となつたことを発見した場合、家畜が同項の症状を呈していることを第四十条又は第四十五条の規定による検査中に発見した場合その他農林水産省令で定める場合には、適用しない。

※ 平成二十三年九月二八日農林水産省告示第千八百六十五号(家畜伝染病予防法第十三条の二第一項及び第四項並びに家畜伝染病予防法施行規則第九条第二項第五号の規定に基づき、同法第十三条の二第一項の農林水産大臣が指定する症状及び同条第四項の農林水産大臣の指定する検体並びに同令第九条第二項第五号の農林水産大臣が指定する症状を定める件)

一 家畜伝染病予防法第十三条の二第一項の農林水産大臣が指定する症状は、次の表の上欄に掲げる家畜の種類ごとに、それぞれ同表の中欄に定めるいずれかの症状とする。

家畜の種類	症状	備考（対象とする家畜伝染病）
牛、水牛、鹿、めん羊、山羊、豚	同一の畜房内（一の畜房につき一の家畜を飼養している場合）にあっては、同一の畜舎内）において飼養している家畜について、次に掲	牛疫

似患畜

- 2 法第十三条第四項の規定により関係都道府県知事にする通報は、毎月十日までに、その前月の状況を別記様式第十五号によりするほか、前項第一号及び第二号の家畜について同条第一項の規定による届出があつたときは、その旨を電信若しくは電話又はこれらに準ずる方法によりしなければならぬ。
- 3 法第十三条第四項の規定による報告は、遅滞なく、電信若しくは電話又はこれらに準ずる方法によりするほか、毎月十日までに、その前月の状況を別記様式第十五号によりしなければならぬ。

(農林水産大臣の指定する症状を呈している家畜の届出)

- 第二十六条 法第十三条の二第一項の規定による届出は、次に掲げる事項につき、文書又は口頭でしなければならぬ。
- 届出者の氏名又は名称及び住所
 - 所有者の氏名又は名称及び住所
 - 特定症状の内容
 - 当該家畜（死亡した家畜を含む。）の種類、性及び年齢（不明のときは、推定年齢）
 - 当該家畜又はその死体の所在の場所
 - 発見の年月日時
 - 発見時における同一の農場のその他の家畜の状態
 - その他参考となるべき事項

(農林水産大臣の指定する症状を呈している家畜の届出義務の除外)

- 第二十六条の二 法第十三条の二第三項の農林水産省令で定める場合は、次のとおりとする。
- 許可所持者がその許可に係る家畜伝染病病原

<p>牛、水 牛及び 鹿</p>	<p>及びい のしし</p> <p>ける症状のいずれにも該当 すること。</p> <p>一 複数の家畜に摂氏四 〇・〇度以上の発熱が あり、かつ、その口腔 内又は鼻腔内に出血、 びらん、又は潰瘍があ ること。</p> <p>二 死亡家畜が急激に増 加していること。</p> <p>家畜から採取した検体につ いて動物用生物学的製剤若 しくは再生医療等製品又は 検査試薬を使用して検査を 実施した場合において、当 該検体から牛疫ウイルスの 抗原若しくは遺伝子又は当 該抗原に対する抗体が確認 されること。</p> <p>同一の畜房内（一の畜房に つき一の家畜を飼養してい る場合にあつては、同一の 畜舎内）において飼養して いる家畜について、次に掲 げる症状のいずれにも該当 すること。</p> <p>一 複数の家畜に四肢の 関節の急速な腫脹又は 首の前方への伸張及び 屈曲が困難である姿勢 がみられること。</p> <p>二 複数の家畜に摂氏四 〇・〇度以上の発熱及 び疼痛性の強い発咳、 呼吸困難又は泌乳の停 止があること。</p> <p>牛肺炎</p>
	<p>体の使用のため取扱施設内に係留する家畜が当 該使用のため特定症状を呈していることを発見した 場合</p> <p>二 届出所持者がその届出に係る届出伝染病等病 原体の使用のため届出伝染病等病原体取扱施設 内に係留する家畜が当該使用のため特定症状を 呈していることを発見した場合</p> <p>三 許可製造業者等が生物学的製剤又は再生医療 等製品の検査又は製造のためその施設内に係留 する家畜が当該検査又は製造のため特定症状を 呈していることを発見した場合</p> <p>四 指定検定機関が医薬品医療機器等法第八十三 条第一項の規定により読み替えて適用される医 薬品医療機器等法第四十三条第一項の検定のた め係留する家畜が当該検定のため特定症状を呈 していることを発見した場合</p> <p>五 農林水産大臣の指定を受けた学術研究機関が 学術研究のためその施設内に係留する家畜が当 該学術研究のため特定症状を呈していることを 発見した場合</p>

	<p>三 複数の死亡家畜がいること。</p> <p>家畜から採取した検体について動物用生物学的製剤若しくは再生医療等製品又は検査試薬を使用して検査を実施した場合において、当該検体から牛肺炎マイコプラズマの抗原若しくは遺伝子又は当該抗原に対する抗体が確認されること。</p>	<p>牛、水 牛、め ん羊、 山羊、 豚及び いのし し</p>
<p>同一の畜房内（一の畜房につき一の家畜を飼養している場合）において、複数の家畜の口腔内等に水泡等があること。</p> <p>同一の畜房内において、半数以上の哺乳畜（一の畜房につき一の哺乳畜を飼養している場合）は、同一の畜舎内において、隣接</p>	<p>撰氏三十九・〇度以上の発熱及び泡沫性流涎、跛行、起立不能、泌乳量の大幅な低下又は泌乳の停止があり、かつ、その口腔内、口唇、鼻腔内、鼻部、蹄部、乳頭又は乳房（以下「口腔内等」という。）に水泡、びらん、潰瘍又は癬痕（外傷に起因するものを除く。以下「水泡等」という。）があること。</p>	<p>口蹄疫</p>

		鹿			
<p>同一の畜房内において、半数以上の哺乳畜（一の畜房につき一の哺乳畜を飼養している場合）は、同一の畜舎内において、複数の家畜の口腔内等に水泡等があること。</p>	<p>同一の畜房内（一の畜房につき一の家畜を飼養している場合）は、同一の畜舎内において、複数の家畜の口腔内等に水泡等があること。</p>	<p>熱があり、かつ、その口腔内等に水泡等があること。</p>	<p>撰氏三十九・〇度以上の発熱があり、かつ、その口腔内等に水泡等があること。</p>	<p>家畜から採取した検体について動物用生物学的製剤若しくは再生医療等製品又は検査試薬を使用して検査を実施した場合において、当該検体から口蹄疫ウイルスの抗原若しくは遺伝子又は当該抗原に対する抗体が確認されること。</p>	<p>する複数の畜房内の哺乳畜（）が当日及びその前日の二日間において死亡すること。ただし、家畜の飼養管理のための設備の故障、気温の急激な変化、火災、風水害その他の非常災害等口蹄疫以外の事情によるものであることが明らかな場合は、この限りでない。</p>

豚及び	牛	
感染症の疑いがなく、かつ	<p>治療の効果が期待できない 進行性の次のいずれかの行 動変化があること。 イ 興奮しやすい ロ 音、光、接触等に対す る過敏な反応 ハ 群内序列の変化 ニ 搾乳時の持続的な蹴り ホ 頭を低くし、柵等に押 しつける動作の繰り返し ヘ 扉、柵等の障害物にお けるためらい</p>	<p>）が当日及びその前日の二 日間において死亡すること 。ただし、家畜の飼養管理 のための設備の故障、気温 の急激な変化、火災、風水 害その他の非常災害等口蹄 疫以外の事情によるもので あることが明らかな場合は 、この限りでない。</p> <p>家畜から採取した検体につ いて動物用生物学的製剤若 しくは再生医療等製品又は 検査試薬を使用して検査を 実施した場合において、当 該検体から口蹄疫ウイルス の抗原若しくは遺伝子又は 当該抗原に対する抗体が確 認されること。</p>
豚熱又	伝達性 海綿状 脳症	

いのし

、原因が不明の進行性の神経症状があること。

同一の畜房内（一の畜房につき一の家畜を飼養している場合にあつては、同一の畜舎内）において、次のいずれかの症状を示す家畜が当日及びその前六日の七日間に増加していること。ただし、当該農場に浸潤している他の疾病によるものであることが明らかの場合等豚熱又はアフリカ豚熱以外の事情によるものであることが明らかでない。

一 摂氏四十度以上の発熱、元気消失又は食欲減退があること。

二 便秘又は下痢があること。

三 結膜炎があること。

四 歩行困難、後躯麻痺又はけいれんがあること。

五 削瘦、被毛粗剛又は発育不良（いわゆる「ひね豚」）があること。

六 流死産等の異常産の発生があること。

七 血液凝固不全に起因した皮下出血、皮膚紅斑、天然孔からの出血又は血便があること。

同一の畜舎内において、当

はアフリカ豚熱

<p>日及びその前六日の七日間に複数の繁殖又は肥育に供する家畜が突然死亡すること。ただし、家畜の飼養衛生管理のための設備の故障、気温の急激な変化、火災、風水害その他の非常災害等豚熱又はアフリカ豚熱以外の事情によるものであることが明らかな場合は、この限りでない。</p>	<p>血液検査を実施した場合において、同一の畜房内（一の畜房につき一の家畜を飼養している場合）においては、同一の畜舎内）において、複数の家畜に白血球数の減少（血液一マイクロリットル中一万個未満）又は好中球の核の左方移動が確認されること。ただし、当該農場に浸潤している他の疾病によるものが明らかな場合等豚熱又はアフリカ豚熱以外の事情によるものであることが明らかな場合はこの限りではない。</p>	<p>家畜から採取した検体について動物用生物学的製剤若しくは再生医療等製品又は検査試薬を使用して検査を実施した場合において、当該検体から豚熱ウイルス若しくはアフリカ豚熱ウイルスの抗原若しくは遺伝子又は当該抗原に対する抗体（</p>
--	--	---

<p>予防的ワクチン接種により 産生された抗体及び母豚か らの移行抗体を除く。）が 確認されること。</p>	<p>鶏、あ ひる、 うずら 、きじ 、だち よう、 ほろほ ろ鳥及 び七面 鳥</p> <p>同一の家きん舎内において 、一日の家きんの死亡率が 対象期間における平均の家 きんの死亡率の二倍以上と なること。ただし、家きん の飼養管理のための設備の 故障、気温の急激な変化、 火災、風水害その他の非常 災害等高病原性鳥インフル エンザ以外の事情によるも のであることが明らかな場 合は、この限りでない。</p>	<p>家きんから採取した検体に ついて動物用生物学的製剤 若しくは再生医療等製品又 は検査試薬を使用して検査 を実施した場合において、 当該検体からA型インフル エンザウイルスの抗原若し くは遺伝子又は当該抗原に 対する抗体が確認されるこ と。</p>	<p>(注) 一 この表において「畜房」とは、畜舎内 の一部を柵等で囲った収容空間をいう。 二 この表において「哺乳畜」とは、離乳 していない家畜をいう。 三 この表において「対象期間」とは、当 日から遡って二十一日間（当該期間中に 家畜の伝染性疾病、家きんの飼養管理の ための設備の故障、気温の急激な変化、</p>
<p>高病原 性鳥イ ンフル エンザ</p>	<p>高病原 性鳥イ ンフル エンザ</p>	<p>高病原 性鳥イ ンフル エンザ 又は低 病原性 鳥イン フルエ ンザ</p>	

4 都道府県知事は、第一項の規定による届出があつたときは、農林水産省令で定める手続に従い、遅滞なく、農林水産大臣にその旨を報告しなければならない。この場合において、当該届出に係る症状を呈している家畜が農林水産省令で定める要件に該当するときは、農林水産大臣の指定する検体を家畜防疫員に採取させ、その報告の際に、これを農林水産大臣に提出しなければならない。

火災、風水害その他の非常災害等家さんの死亡率の上昇の原因となる特段の事情の存した日又は家さんの出荷等により家さん舎が空となつていた日が含まれる場合にあつては、これらの日を除く通算二十一日間をいう。

四 この表において「動物用生物学的製剤」とは、医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和三十五年法律第百四十五号。以下「医薬品医療機器等法」という。）第八十三條第一項の規定により読み替えて適用される医薬品医療機器等法第十四條第一項、第十九條の二第一項、第二十三條の二の五第一項又は第二十三條の二の十七第一項の承認を受けた動物用生物学的製剤をいう。

五 この表において「再生医療等製品」とは、医薬品医療機器等法第八十三條第一項の規定により読み替えて適用される医薬品医療機器等法第二十三條の二十五第一項又は第二十三條の三十七第一項の承認を受けた再生医療等製品をいう。

二 家畜伝染病予防法第十三條の二第四項の農林水産大臣の指定する検体は、家畜の口腔内等における水泡等から採取した水泡液、上皮及び拭い液並びに当該家畜の血液とする。

三 家畜伝染病予防法施行規則第九條第二項第五号の農林水産大臣が指定する症状は、次に定めるいづれかの症状とする。

(1) 治療の効果が期待できない進行性の次のいずれかの行動変化があること。

- イ 興奮しやすい
- ロ 音、光、接触等に対する過敏な反応
- ハ 群内序列の変化
- ニ 搾乳時の持続的な蹴り
- ホ 頭を低くし、柵等に押しつける動作の繰り返り

(特定症状に関する報告)

第二十六條の三 法第十三條の二第四項の規定による報告は、第二十六條各号に掲げる事項につき、電信若しくは電話又はこれらに準ずる方法によりしなければならない。

(検体の採取及び提出の要件)

第二十六條の四 法第十三條の二第四項の農林水産省令で定める要件は、特定症状を呈している家畜が複数の畜房（畜舎内の一部を柵等で囲つた収容空間をいう。以下同じ。）内（一の畜房につき一の家畜を飼養している場合にあつては、隣接する複数の畜房内）で発見されたときとする。

5 農林水産大臣は、前項の規定による報告を受けたときは、当該報告に係る家畜が患畜又は疑似患畜であるかどうかを判定し、農林水産省令で定める手続に従い、遅滞なく、その結果を当該報告をした都道府県知事に通知しなければならない。

6 農林水産大臣は、第四項後段の場合を除き、前項の規定による判定をするため必要があるときは、第四項の規定による報告をした都道府県知事に対し、家畜防疫員に採取させた同項の農林水産大臣の指定する検体の提出を求めることができる。

7 都道府県知事は、第五項の規定による判定の結果の通知があつたときは、農林水産省令で定める手続に従い、遅滞なく、その結果を当該通知に係る家畜又はその死体の所有者（当該家畜又はその死体の所有者以外の者が第一項の規定による届出をした場合にあつては、当該届出をした者及び当該家畜又はその死体の所有者）に通知しなければならない。

8 都道府県知事は、第五項の規定により当該家畜が患畜又は疑似患畜である旨の通知があつたときは、農林水産省令で定める手続に従い、遅滞なく、その旨を公示するとともに当該家畜又はその死体の所在地を管轄する市町村長及び隣接市町村長並びに関係都道府県知事に通報しなければならない。

返し

(2) へ 扉、柵等の障害物におけるためらい
感染症の疑いがなく、かつ、原因が不明の進行性の神経症状があること。

※ 家畜伝染病予防法第十三条の二第一項の規定による届出に係る留意事項について（平成二十三年十月一日付け二十三消安第三千三百九号農林水産省消費・安全局長通知）（略）

（患畜等である旨の通知）
第二十六条の五 法第十三条の二第五項及び第七項の規定による通知は、同条第五項の規定による判定の結果につき、電信若しくは電話又はこれらに準ずる方法によりしなければならない。

（患畜等である旨の公示）
第二十六条の六 法第十三条の二第八項の規定による公示は、家畜伝染病の種類及び家畜の種類ごとに次に掲げる事項につきしなければならない。
一 患畜及び疑似患畜の区分並びにその頭羽数
二 患畜若しくは疑似患畜又はこれらの死体の所在の場所又は区域
三 判定の年月日
四 その他参考となるべき事項
2 前項の公示には、第八条の規定を準用する。

(隔離の義務)

第十四条 患者又は疑似患者の所有者は、遅滞なく、当該家畜を隔離しなければならない。但し、次項の規定による家畜防疫員の指示があつたときにおいて、その指示に従つて隔離を解く場合は、この限りでない。

2 家畜防疫員は、前項の規定により隔離された家畜につき隔離を必要としないと認めるときは、その者に対し、隔離を解いてもよい旨を指示し、又はその指示にあわせて、家畜伝染病のまん延を防止するため必要な限度において、けい留、一定の範囲をこえる移動の制限その他の措置をとるべき旨を指示しなければならない。

3 家畜防疫員は、家畜伝染病のまん延を防止するため必要があるときは、患者若しくは疑似患者と同居していたため、又はその他の理由により患者となるおそれがある家畜(疑似患者を除く。)の所有者に対し、二十一日を超えない範囲内において期間を限り、当該家畜を一定の区域外へ移動させてはならない旨を指示することができる。

(通行の制限又は遮断)

第十五条 都道府県知事又は市町村長は、家畜伝染

(患者等である旨の通報)

第二十七条 法第十三条の二第八項の規定による通報は、第二十六条各号に掲げる事項、家畜伝染病の種類並びに患者及び疑似患者の区分につき、第一号及び第二号に掲げる家畜にあつては電信若しくは電話又はこれらに準ずる方法により、第三号に掲げる家畜にあつては郵便又はこれに準ずる方法によりしなければならない。

一 第二十五条第一項第一号に規定する家畜伝染病の患者又は疑似患者

二 前号の患者及び疑似患者以外の初発の患者又は疑似患者

三 前二号の患者及び疑似患者以外の患者又は疑似患者

(家畜伝染病のまん延を防止するための通行の制限又は遮断)

病のまん延を防止するため緊急の必要があるときは、政令で定める手続に従い、七十二時間を超えない範囲内において期間を定め、牛疫、牛肺疫、口蹄疫、豚熱、アフリカ豚熱、高病原性鳥インフルエンザ又は低病原性鳥インフルエンザの患者又は疑似患者の所在の場所（これに隣接して当該伝染性疾病の病原体により汚染し、又は汚染したおそれがある場所を含む。）とその他の場所との通行を制限し、又は遮断することができる。

(と殺の義務)

第十六条 次に掲げる家畜の所有者は、家畜防疫員の指示に従い、直ちに当該家畜を殺さなければならない。ただし、農林水産省令で定める場合には、この限りでない。

- 一 牛疫、牛肺疫、口蹄疫、豚熱、アフリカ豚熱、高病原性鳥インフルエンザ又は低病原性鳥インフルエンザの患者
- 二 牛疫、口蹄疫、豚熱、アフリカ豚熱、高病原性鳥インフルエンザ又は低病原性鳥インフルエンザの疑似患者

第五条 都道府県知事又は市町村長は、法第十五条

の規定により通行を制限し、又は遮断しようとするときは、あらかじめ、通行が制限され、又は遮断されるべき場所を管轄する警察署長にその旨を通報するとともに、市町村長にあつては都道府県知事にその旨を報告しなければならない。

2 前項の場合において、当該場所に鉄道若しくは軌道が敷設されているとき、又は当該場所の全部若しくは一部が港若しくは飛行場の区域の全部若しくは一部であるときは、同項の通報前にこれらの施設を管理する者に協議しなければならない。

3 法第十五条の規定による通行の制限又は遮断は、適当な場所にその旨及び理由その他農林水産省令で定める事項を掲示し、かつ、制限し、又は遮断すべき場所への通路に綱を張り、夜間は赤色灯又は黄色灯をつけ、その他その場所とその他の場所とを明確に識別できる方法により行わなければならない。

(と殺義務の除外)

第二十八条 法第十六条第一項ただし書の農林水産省令で定める場合は、当該家畜が次の各号に該当するものである場合とする。

- 一 許可所持者がその許可に係る家畜伝染病病原体の使用のため取扱施設内に係留する家畜であつて当該使用のため法第十六条第一項各号に掲げる家畜となつたもの
- 二 届出所持者がその許可に係る届出伝染病等病原体の使用のため届出伝染病等病原体取扱施設内に係留する家畜であつて当該使用のため法第十六条第一項各号に掲げる家畜となつたもの
- 三 許可製造業者等が牛疫予防液、豚熱予防液、高病原性鳥インフルエンザ予防液若しくは低病原性鳥インフルエンザ予防液又は医薬品医療機器等法第二条第十四項に規定する体外診断用医薬品の検査又は製造のためその施設内に係留する家畜であつて当該検査又は製造のため牛疫、豚熱、高病原性鳥インフルエンザ又は低病原性

2 前項の家畜の所有者は、同項ただし書の場合を除き、同項の指示があるまでは、当該家畜を殺してはならない。

3 家畜防疫員は、第一項ただし書の場合を除き、家畜伝染病のまん延を防止するため緊急の必要があるときは、同項の家畜について、同項の指示に代えて、自らこれを殺すことができる。

(患畜等の殺処分)

第十七条 都道府県知事は、家畜伝染病のまん延を防止するため必要があるときは、次に掲げる家畜の所有者に期限を定めて当該家畜を殺すべき旨を命ずることができる。

一 流行性脳炎、狂犬病、水疱性口内炎、リフトバレー熱、炭疽、出血性敗血症、ブルセラ症、結核、ヨーネ病、ピロプラズマ症、アナプラズマ症、伝達性海綿状脳症、鼻疽、馬伝染性貧血

鳥インフルエンザの患畜又は疑似患畜となつたもの

四 指定検定機関が医薬品医療機器等法第八十三条第一項の規定により読み替えて適用される医薬品医療機器等法第四十三条第一項の検定のため係留する家畜であつて当該検定のため牛疫、豚熱、高病原性鳥インフルエンザ又は低病原性鳥インフルエンザの患畜又は疑似患畜となつたもの

五 農林水産大臣の指定を受けた学術研究機関が学術研究のためその施設内に係留する家畜であつて当該学術研究のため法第十六条第一項各号に掲げる家畜となつたもの

六 法第二十条第二項の規定により病性鑑定を行う家畜

七 家畜防疫官が法第十六条第一項第二号に規定する疑似患畜であることを法第四十条の規定による検査中に発見した家畜であつて当該家畜が希少な動物であることその他特別の事情があると認められるため当該家畜の輸出国に返送するもの(同号に規定する家畜伝染病の病原体を拡散するおそれがない方法により、当該輸出国に返送するまでの間係留し、かつ、当該輸出国に返送することができるものに限る。)

、アフリカ馬疫、小反芻獣疫、豚水疱病、家きんコレラ、ニューカッスル病又は家きんサルモネラ症の患畜

二 牛肺炎、水疱性口内炎、リフトバレー熱、出血性敗血症、伝達性海綿状脳症、鼻疽、アフリカ馬疫、小反芻獣疫、豚水疱病、家きんコレラ又はニューカッスル病の疑似患畜

2 家畜の所有者又はその所在が知れないため前項の命令をすることができない場合において緊急の必要があるときは、都道府県知事は、家畜防疫員に当該家畜を殺させることができる。

(患畜等以外の家畜の殺処分)

第十七条の二 農林水産大臣は、家畜において口蹄疫又はアフリカ豚熱がまん延し、又はまん延するおそれがある場合（家畜以外の動物が当該伝染性疾病にかかっていることが発見された場合であつて、当該動物から家畜に伝染することにより家畜において当該伝染性疾病がまん延するおそれがあるときを含む。）において、この章（この条の規定に係る部分を除く。）の規定により講じられる措置のみによつてはそのまん延の防止が困難であり、かつ、その急速かつ広範囲なまん延を防止するため、当該伝染性疾病の患畜及び疑似患畜（以下この項において「患畜等」という。）以外の家畜であつてもこれを殺すことがやむを得ないと認めるときは、患畜等以外の家畜を殺す必要がある地域を指定地域として、また、当該指定地域において殺す必要がある家畜（患畜等を除く。）を指定家畜として、それぞれ指定することができる。

2 前項の指定地域（以下この条において「指定地域」という。）及び同項の指定家畜（以下「指定家畜」という。）の指定は、口蹄疫又はアフリカ豚熱の急速かつ広範囲なまん延を防止するため必要な最小限度の範囲に限つてするものとする。この場合において、家畜以外の動物が当該伝染性疾病にかかっていることが発見された場合における指定地域及び指定家畜の指定の範囲は、当該動物

がいた場所又はその死体があつた場所の周辺における当該動物の生息の状況、当該動物における当該伝染性疾病のまん延による当該伝染性疾病の病原体の拡散の状況、これらの場所の周辺における家畜の飼養に係る衛生管理の状況その他の事情を考慮して定めるものとする。

3 農林水産大臣は、指定地域及び指定家畜の指定をしようとするときは、当該指定地域を管轄する都道府県知事（家畜以外の動物が口蹄疫又はアフリカ豚熱にかかつていることが発見された場合において指定地域及び指定家畜の指定をしようとするときは、当該都道府県知事及び食料・農業・農村政策審議会）の意見を聴かなければならない。

4 農林水産大臣は、指定地域及び指定家畜の指定をしたときは、その旨を公示しなければならない。

5 指定地域及び指定家畜の指定があつたときは、当該指定地域を管轄する都道府県知事は、当該指定地域内において指定家畜を所有する者に対し、期限を定めて、当該指定家畜を殺すべき旨を命ずるものとする。

6 前項の規定による命令を受けた者がその命令に従わないとき、又は指定家畜の所有者若しくはその所在が知れないため同項の規定による命令をすることができない場合において緊急の必要があるときは、同項の都道府県知事は、家畜防疫員に当該指定家畜を殺させることができる。

7 農林水産大臣は、指定地域の全部又は一部についてその指定の事由がなくなつたと認めるときは、当該指定地域の全部又は一部についてその指定を解除するものとする。

8 前項の規定による解除には、第三項及び第四項の規定を準用する。

(と殺の届出)

第十八条 患畜、疑似患畜又は指定家畜の所有者は、当該家畜を殺すときは、前三条の規定により殺す場合その他農林水産省令で定める場合を除き、

(と殺の届出の除外)

第二十九条 法第十八条の農林水産省令で定める場合は、次のとおりとする。

一 許可所持者がその許可に係る家畜伝染病病原

あらかじめ家畜防疫員にその旨を届け出なければならぬ。

(と殺に関する指示)
第十九条 家畜防疫員は、家畜伝染病のまん延を防止するため必要があるときは、第十七条第一項若しくは第十七条の二第五項の命令又は前条の届出に係る家畜につき、殺す場所又は殺す方法を指示することができる。

(病性鑑定のための処分)
第二十条 都道府県知事は、病性鑑定のため必要があるときは、家畜防疫員に家畜の死体を剖検させ、又は剖検のため疑似患者を殺させることができる。

2 家畜防疫員は、病性鑑定のため必要があるときは、疑似患者の所有者に対し、七日をこえない範囲内において期間を定め、当該家畜を殺してはな

体の使用のため取扱施設内に係留する家畜であつて当該使用のため患者又は疑似患者となつたものを当該取扱施設内で殺す場合

二 届出所持ち者がその届出に係る届出伝染病等病原体の使用のため届出伝染病等病原体取扱施設内に係留する家畜であつて当該使用のため患者又は疑似患者となつたものを当該届出伝染病等病原体取扱施設内で殺す場合

三 許可製造業者等が生物学的製剤又は再生医療等製品の検査又は製造のためその施設内に係留する家畜であつて当該検査又は製造のため患者又は疑似患者となつたものを当該施設内で殺す場合

四 指定検定機関が医薬品医療機器等法第八十三条第一項の規定により読み替えて適用される医薬品医療機器等法第四十三条第一項の検定のため係留する家畜であつて当該検定のため患者又は疑似患者となつたものを殺す場合

五 農林水産大臣の指定を受けた学術研究機関が学術研究のため係留する家畜であつて当該学術研究のため患者又は疑似患者となつたものを当該施設内で殺す場合

らない旨を指示することができる。

(死体の焼却等の義務)

第二十一条 次に掲げる家畜の死体の所有者は、家畜防疫員が農林水産省令で定める基準に基づいてする指示に従い、遅滞なく、当該死体を焼却し、又は埋却しなければならぬ。ただし、病性鑑定又は学術研究の用に供するため都道府県知事の許可を受けた場合その他政令で定める場合は、この限りでない。

一 牛疫、牛肺疫、口蹄疫、狂犬病、水疱性口内炎、リフトバレー熱、炭疽、出血性敗血症、伝達性海綿状脳症、鼻疽、アフリカ馬疫、小反芻獣疫、豚熱、アフリカ豚熱、豚水疱病、家きんコレラ、高病原性鳥インフルエンザ、低病原性鳥インフルエンザ又はニューカッスル病の患者又は疑似患者の死体

二 流行性脳炎、ブルセラ症、結核、ヨーネ病、馬伝染性貧血又は家きんサルモネラ症の患者又は疑似患者の死体（と畜場において殺したものを除く。）

三 指定家畜の死体

(死体の焼却等の義務の除外)

第六条 法第二十一条第一項ただし書の政令で定める場合は、次に掲げる場合とする。

一 医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和三十五年法律第百四十五号）第十三条第一項若しくは第二十三条の二十二第一項の許可若しくは同法第二十三条の二の三第一項の登録を受けている医薬品若しくは再生医療等製品（同法第二条第九項に規定する再生医療等製品をいう。以下この号において同じ。）の製造業者によつて生物学的製剤若しくは再生医療等製品の製造のため係留され、当該製造のため患者若しくは疑似患者となつた家畜の死体又は同法第八十三条第一項の規定により読み替えて適用される同法第四十三条第一項の農林水産大臣の指定した者によつて同条の検定のため係留され、当該検定のため患者若しくは疑似患者となつた家畜の死体がこれらの者の施設又は農林水産大臣の指定する施設内にある場合

二 家畜防疫員（法第四十六条第一項の検査に係る場合にあつては家畜防疫官。以下同じ。）の指示に従い、次に掲げる死体を解体してその一部を焼却し、又は埋却し、その他の部分を化製場で化製する場合

イ 都道府県知事（法第四十六条第一項の検査に係る場合にあつては動物検疫所長）が家畜防疫員に検査させた結果家畜伝染病の病原体を拡散するおそれがないと認められた牛疫、牛肺疫、口蹄疫、炭疽、鼻疽、豚熱又はアフリカ豚熱の疑似患者の死体

ロ 水疱性口内炎、リフトバレー熱、出血性敗血症、豚水疱病、流行性脳炎、ブルセラ症、結核、ヨーネ病、馬伝染性貧血、アフリカ馬疫又は小反芻獣疫の患者又は疑似患者の死体

三 家畜防疫員の指示に従い、家きんコレラ、高

(焼却、埋却等の基準)

第三十条 法第二十一条第一項の焼却及び埋却、法第二十三条第一項の焼却、埋却及び消毒並びに法第二十五条第一項の消毒についての農林水産省令で定める基準は、次に掲げるとおりとする。

一 焼却及び埋却にあつては、対象とする家畜の死体又は物品の性状、病原体の性質、次に掲げる措置の基準その他の事情を勘案し、当該措置の目的を十分に達成できるような方法により行うこと。

イ 死体を焼却する場合にあつては、死亡獣畜を焼却する施設を有する死亡獣畜取扱場又は人家、飲料水、河川若しくは道路に近接しない場所であつて日常人若しくは家畜が接近しない場所で行うこと。

ロ 物品を焼却する場合にあつては、焼却炉又は人家、飲料水、河川若しくは道路に近接しない場所であつて日常家畜が接近しない場所で行うこと。

ハ 死体を埋却する場合にあつては、死亡獣畜を埋却する施設を有する死亡獣畜取扱場又は人家、飲料水、河川若しくは道路に近接しない場所であつて日常人若しくは家畜が接近しない場所で行うこと。

ニ 物品を埋却する場合にあつては、人家、飲料水、河川又は道路に近接しない場所であつて日常人又は家畜が接近しない場所で行うこと。

ホ 死体又は物品を埋却する場合にあつては、埋却した場所に、次の事項を記載した標示をしておくこと。

(1) 埋却した死体又は物品に係る病名及び家畜にあつてはその種類
(2) 埋却した年月日及び発掘禁止期間
(3) その他必要な事項

二 消毒にあつては、対象とする消毒目的物の性

- 2 前項の死体は、同項ただし書の場合を除き、同項の指示があるまでは、当該死体を焼却し、又は埋却してはならない。
 - 3 第一項の規定により焼却し、又は埋却しなければならぬ死体は、家畜防疫員の許可を受けなければ、他の場所に移し、損傷し、又は解体してはならない。
 - 4 家畜防疫員は、第一項ただし書の場合を除き、家畜伝染病のまん延を防止するため緊急の必要があるときは、同項の家畜の死体について、同項の指示に代えて、自らこれを焼却し、又は埋却することができる。
 - 5 伝達性海綿状脳症の患畜又は疑似患畜の死体の所有者に対する前各項の規定の適用については、これらの規定中「焼却し、又は埋却」とあるのは、「焼却」とする。
 - 6 都道府県知事は、第一項の規定による焼却又は埋却が的確かつ迅速に実施されるようにするため、当該都道府県の区域内における当該焼却又は埋却が必要となる場合に備えた土地の確保その他の措置に関する情報の提供、助言、指導、補完的に提供する土地の準備その他の必要な措置を講ずるよう努めなければならない。
 - 7 都道府県知事は、前項の必要な措置を講ずるため特に必要があると認めるときは、農林水産大臣及び市町村長に対し、協力を求めることができる。
- (化製場等に関する法律の特例)
- 第二十二條 第二十條第一項の規定による剖検のため家畜の死体を解体する場合、前条第一項又は第四項の規定により家畜の死体を焼却し、又は埋却する場合及び同条第三項の許可を受けて家畜の死

病原性鳥インフルエンザ、低病原性鳥インフルエンザ、ニューカッスル病又は家きんサルモネラ症の患畜又は疑似患畜の死体を消毒する場合

三 状態、病原体の性質、別表第三に定める措置の基準その他の事情を勘案し、当該措置の目的を十分に達成できるような方法により行うこと。
 三 実施者の安全並びに実施場所の周囲の地域の住民の健康及び環境への影響に留意すること。

体を解体する場合には、化製場等に関する法律（昭和二十三年法律第四百十号）第二条第二項の規定（死亡獣畜取扱場外における処理の禁止）は、適用しない。

（汚染物品の焼却等の義務）

第二十三条 家畜伝染病の病原体により汚染し、又は汚染したおそれがある物品の所有者（当該物品が鉄道、軌道、自動車、船舶又は航空機により運送中のものである場合には、当該物品の所有者又は運送業者。以下この条において同じ。）は、家畜防疫員が農林水産省令で定める基準に基づいてする指示に従い、遅滞なく、当該物品を焼却し、埋却し、又は消毒しなければならない。ただし、家きんサルモネラ症の病原体により汚染し、又は汚染したおそれがある物品その他農林水産省令で定める物品は、指示を待たないで焼却し、埋却し、又は消毒することを妨げない。

2 前項の物品（同項ただし書の物品を除く。）の所有者は、同項の指示があるまでは、当該物品を焼却し、埋却し、又は消毒してはならず、また、家畜防疫員の許可を受けなければ、これを他の場所に移し、使用し、又は洗浄してはならない。

3 家畜防疫員は、家畜伝染病のまん延を防止するため必要があるときは、第一項の物品（同項ただし書の物品を除く。）について、同項の指示に代えて、自らこれを焼却し、埋却し、又は消毒することができる。

4 伝達性海綿状脳症の病原体により汚染し、又は汚染したおそれがある物品の所有者に対する第一項本文及び前二項の規定の適用については、これらの規定中「焼却し、埋却し、又は消毒」とあるのは、「焼却」とする。

（発掘の禁止）

第二十四条 第二十一条第一項若しくは第四項又は前条第一項若しくは第三項の規定により家畜の死体又は家畜伝染病の病原体により汚染し、若しく

（汚染物品の焼却等の義務の除外）

第三十一条 法第二十三条第一項ただし書の農林水産省令で定める物品は、次のとおりとする。

一 許可所持者がその許可に係る家畜伝染病病原体の使用の用に供する物品であつて取扱施設内にあるもの

二 届出所持者がその届出に係る届出伝染病等病原体の使用の用に供する物品であつて届出伝染病等病原体取扱施設内にあるもの

三 許可製造業者等が生物学的製剤又は再生医療等製品の検査又は製造の用に供する物品であつてその施設内にあるもの

四 指定検定機関が医薬品医療機器等法第八十三条第一項の規定により読み替えて適用される医薬品医療機器等法第四十三条第一項の検定の用に供する物品

五 農林水産大臣の指定を受けた学術研究機関が学術研究の用に供する物品であつてその施設内にあるもの

六 家畜伝染病の病原体に触れ、又は触れたおそれがある者の被服

（発掘の禁止期間）

第三十二条 法第二十四条の農林水産省令で定める期間は、炭疽及び腐蛆病にあつては二十年、その他の家畜伝染病にあつては三年とする。

は汚染したおそれがある物品を埋却した土地は、農林水産省令で定める期間内は、掘つてはならない。ただし、都道府県知事の許可を受けたときは、この限りでない。

(畜舎等の消毒の義務)

第二十五条 要消毒畜舎等（患畜若しくは疑似患畜又はこれらの死体の所在した畜舎、船舶、車両その他これに準ずる施設及びその敷地（農林水産省令で定める敷地を除く。）をいう。以下同じ。）は、家畜防疫員が農林水産省令で定める基準に基づいてする指示に従い、その所有者が消毒しなければならぬ。ただし、要消毒畜舎等のうち、家さんサルモネラ症に係るものその他農林水産省令で定めるものは、指示を待たないで、消毒することを妨げない。

2 要消毒畜舎等（前項ただし書に規定するものを除く。）の所有者は、家畜防疫員の指示があるまでは、当該要消毒畜舎等を消毒してはならない。
3 家畜防疫員は、家畜伝染病のまん延を防止するため必要があるときは、要消毒畜舎等（第一項ただし書に規定するものを除く。）について、同項の指示に代えて、自らこれを消毒することができる。

(消毒設備の設置の義務の対象から除外される敷地)

第三十二条の二 法第二十五条第一項及び第二十六条第一項の農林水産省令で定める敷地は、専ら居住の用に供されている要消毒施設（これらの規定に規定する施設をいう。次条第一号において同じ。）の敷地とする。

(畜舎等の消毒義務の除外)

第三十三条 法第二十五条第一項ただし書の農林水産省令で定める要消毒畜舎等（同項に規定する要消毒畜舎等をいう。以下同じ。）は、次のとおりとする。

一 許可所持者がその許可に係る家畜伝染病病原体を使用したため患畜若しくは疑似患畜となつたもの又はこれらの死体が所在した取扱施設及びその敷地（要消毒施設の敷地のうち法第二十五条第一項に規定する施設のものを除く。以下この条において同じ。）
二 届出所持者がその届出に係る届出伝染病等病原体を使用したため患畜若しくは疑似患畜となつたもの又はこれらの死体が所在した届出伝染病等病原体取扱施設及びその敷地

三 許可製造業者等が行う生物学的製剤又は再生医療等製品の検査又は製造のため患畜若しくは疑似患畜となつたもの又はこれらの死体が所在した施設及びその敷地
四 指定検定機関が行う医薬品医療機器等法第八十三条第一項の規定により読み替えて適用される医薬品医療機器等法第四十三条第一項の検定のため患畜若しくは疑似患畜となつたもの又はこれらの死体の所在した施設及びその敷地

五 農林水産大臣の指定を受けた学術研究機関が

4 要消毒畜舎等の所有者は、第一項の規定による消毒が終了するまでの間、農林水産省令の定めるところにより、当該要消毒畜舎等の出入口付近に、家畜伝染病のまん延を防止するために必要な消毒をする設備を設置しなければならない。

5 家畜防疫員は、第三項の規定により自ら要消毒畜舎等を消毒する場合には、当該消毒が終了するまでの間、前項の農林水産省令の定めるところにより、自ら同項の設備を設置しなければならない。

6 第四項の設備が設置されている要消毒畜舎等に車両を入れ、又は当該要消毒畜舎等から車両を出す者は、農林水産省令の定めるところにより、あらかじめ、当該設備を利用して、当該車両を消毒しなければならない。

(伝染性疾病の病原体により汚染された衛生管理区域周辺以外の場所の消毒等)
第二十五条の二 都道府県知事は、家畜以外の動物における牛疫、牛肺疫、口蹄疫、豚熱、アフリカ

行う学術研究のため患畜若しくは疑似患畜となつたもの又はこれらの死体の所在した施設及びその敷地

(消毒設備の設置)

第三十三条の二 法第二十五条第四項及び第二十六条第四項の規定による設備の設置は、要消毒畜舎等又は要消毒倉庫等(同条第一項に規定する要消毒倉庫等をいう。以下同じ。)の出入口付近に、踏込消毒槽、消毒薬噴霧装置、消毒マットその他これらに準ずる設備であつて、当該要消毒畜舎等又は当該要消毒倉庫等に入り出す者の身体及び当該要消毒畜舎等若しくは当該要消毒倉庫等に入れ、又は当該要消毒畜舎等若しくは当該要消毒倉庫等から出す車両を消毒するためのものを設置することにより行うものとする。

(消毒の方法)

第三十三条の三 法第二十五条第六項、第二十六条第六項及び第二十八条第二項の規定による消毒は、第三十条第二号及び第三号の消毒の基準に従い、別表第四の病原体の種類の欄に掲げる種類の病原体につき、同表の消毒設備の欄に定める設備を利用し、それぞれ同表の消毒薬の種類の欄に定める種類の消毒薬を使用して行うものとする。この場合において、医薬品医療機器等法第二条第一項に規定する医薬品を使用して行う場合にあつては医薬品医療機器等法第五十二条の規定によりこれに添付する文書又はその容器若しくは被包に記載された用法、用量その他使用及び取扱い上の必要な注意に従うものとし、当該医薬品以外の消毒薬を使用して行う場合にあつては家畜防疫員の指示に従うものとする。

豚熱、高病原性鳥インフルエンザ又は低病原性鳥インフルエンザのまん延による当該伝染性疾病の病原体の拡散を防止するため必要がある場合（当該伝染性疾病にかかっていることが発見された当該動物がいた場所又はその死体があつた場所の周辺に衛生管理区域がある場合を除く。）には、当該動物における当該伝染性疾病のまん延による当該伝染性疾病の病原体の拡散を防止するため必要な限度において、当該伝染性疾病にかかっていることが発見された当該動物がいた場所又はその死体があつた場所その他当該伝染性疾病の病原体により汚染し、又は汚染したおそれがある場所又は物品を当該都道府県の職員に消毒させることができる。

2 都道府県知事は、前項の規定による消毒をする場所の付近を通行する者に対し、家畜以外の動物における同項に規定する伝染性疾病のまん延による当該伝染性疾病の病原体の拡散を防止するため必要な限度において、その身体又はその場所の付近を通過させる車両の消毒を受けるよう求めることができる。

3 都道府県知事又は市町村長は、家畜以外の動物における第一項に規定する伝染性疾病のまん延による当該伝染性疾病の病原体の拡散を防止するため緊急の必要があると認める場合（当該伝染性疾病にかかっていることが発見された当該動物がいた場所又はその死体があつた場所の周辺に衛生管理区域がある場合を除く。）には、政令で定める手続に従い、当該動物における当該伝染性疾病のまん延による当該伝染性疾病の病原体の拡散を防止するため必要な限度において、相当の期間を定め、当該伝染性疾病にかかっていることが発見された当該動物がいた場所又はその死体があつた場所（これに隣接して当該伝染性疾病の病原体により汚染し、又は汚染したおそれがある場所を含む。）とその他の場所との通行を制限し、又は遮断することができる。

（家畜以外の動物における伝染性疾病のまん延による当該伝染性疾病の病原体の拡散を防止するための通行の制限又は遮断）
第七条 第五条の規定は、法第二十五条の二第三項の政令で定める手続について準用する。

(倉庫等の消毒)

- 第二十六条 都道府県知事は、家畜伝染病のまん延（家畜以外の動物における牛疫、牛肺疫、口蹄疫、豚熱、アフリカ豚熱、高病原性鳥インフルエンザ又は低病原性鳥インフルエンザのまん延による当該伝染性疾病の病原体の拡散を含む。以下この章において同じ。）を防止するため必要があるときは、要消毒倉庫等（家畜伝染病の病原体により汚染し、又は汚染したおそれがある物品の所在した倉庫、船舶、車両その他これに準ずる施設及びその敷地（農林水産省令で定める敷地を除く。）をいい、要消毒畜舎等を除く。以下同じ。）の所有者に期限を定めて当該要消毒倉庫等を消毒すべき旨を命ずることができる。
- 2 家畜防疫員は、家畜伝染病のまん延を防止するため必要があるときは、前項の規定による命令に係る要消毒倉庫等につき、消毒方法を指示することができる。
- 3 要消毒倉庫等の所有者又はその所在が知れないため第一項の規定による命令をすることができない場合において緊急の必要があるときは、都道府県知事は、家畜防疫員に当該要消毒倉庫等を消毒させることができる。
- 4 要消毒倉庫等の所有者は、第一項の規定による命令に従つてすべき消毒が終了するまでの間、農林水産省令の定めるところにより、当該要消毒倉庫等の出入口付近に、家畜伝染病のまん延を防止するために必要な消毒をする設備を設置しなければならない。
- 5 都道府県知事は、第三項の規定により家畜防疫員に要消毒倉庫等を消毒させる場合には、当該消毒が終了するまでの間、前項の農林水産省令の定めるところにより、家畜防疫員に同項の設備を設置させなければならない。
- 6 第四項の設備が設置されている要消毒倉庫等に車両を入れ、又は当該要消毒倉庫等から車両を出す者は、農林水産省令の定めるところにより、あらかじめ、当該設備を利用して、当該車両を消毒

しなければならない。

(航海中の特例)

第二十七条 航海中の船舶において、患畜若しくは疑似患畜が死亡したとき、又は物品若しくは畜舎その他これに準ずる施設が家畜伝染病の病原体により汚染し、若しくは汚染したおそれを生じたときは、当該家畜、物品若しくは施設の所有者又は当該船舶の船長（船長に代わつてその職務を行う者があるときはその者）は、第二十一条、第二十三条又は第二十五条の規定にかかわらず、農林水産省令の定めるところにより、消毒その他必要な措置をしなければならない。

(病原体に触れた者の消毒の義務)

第二十八条 家畜伝染病の病原体に触れ、又は触れたおそれがある者は、遅滞なく、その身体を消毒しなければならない。

2 第二十五条第四項の設備が設置されている要消毒畜舎等又は第二十六条第四項の設備が設置されている要消毒倉庫等に入りする者は、農林水産省令の定めるところにより、あらかじめ、これらの設備を利用して、前項の規定による消毒をしなければならない。

(消毒設備の設置場所を通行する者の消毒の義務)

第二十八条の二 都道府県知事が家畜伝染病のまん延の防止のために必要な消毒のための設備であつて農林水産省令で定めるものを設置している場所

(航海中の特例)

第三十四条 法第二十七条の措置は、当該家畜、物品又は施設の所有者が、当該船舶に乗船している場合にはその者、当該船舶に乗船していない場合には当該船舶の船長（船長に代わつてその職務を行う者があるときはその者。次条第二項において同じ。）がしなければならない。

第三十五条 法第二十七条の場合には、家畜の死体については消毒薬を浸したむしろ、こも等でその全体を包み、物品又は施設については第三十条第二号及び第三号の基準に準じて消毒しなければならない。

2 家畜の死体又は物品については、前項の措置に代えて、これを領海外において投棄することができる。ただし、当該船舶の船長が物品（当該家畜の運送のための敷料その他これに準ずるものを除く。）を投棄する場合には、あらかじめ、当該物品の所有者の同意を得なければならない。

(消毒設備)

第三十六条 法第二十八条の二第一項の農林水産省令で定める設備は、次のいずれかに掲げる設備とする。

一 踏込消毒槽

を通行する者は、農林水産省令の定めるところにより、当該設備によるその身体及びその場所を通過させる車両の消毒を受けなければならない。

2 前項の設備は、家畜伝染病の急速かつ広範囲なまん延（家畜以外の動物における牛疫、牛肺疫、口蹄疫、豚熱、アフリカ豚熱、高病原性鳥インフルエンザ又は低病原性鳥インフルエンザの急速かつ広範囲なまん延による当該伝染性疾病の病原体の拡散を含む。）を防止するため特に必要があると都道府県知事が認める場合に設置するものとする。

3 都道府県知事は、第一項の設備が設置されている場所ごとに、公衆の見やすい場所に、農林水産省令で定める表示をしなければならない。

(患畜等の表示)

第二十九条 家畜防疫員は、農林水産省令の定めるところにより、患畜、疑似患畜及び指定家畜について、らく印、いれずみその他の標識を付することができる。

- 二 消毒薬噴霧装置
- 三 消毒マット
- 四 前三号に掲げる設備に準ずるもの

(消毒の方法)

第三十七条 都道府県知事が法第二十八条の第二項の設備を設置している場所を通行する者は、当該家畜伝染病の病原体に対して十分な消毒の効果が得られるよう、当該都道府県の職員又は当該都道府県知事から当該設備による消毒の事務の委託を受けた者の指示に従い、当該設備によるその身体及びその場所を通過させる車両の消毒を受けなければならない。

(消毒設備の設置場所の表示)

第三十八条 法第二十八条の第三項の農林水産省令で定める表示は、同条第一項の規定により家畜伝染病のまん延（家畜以外の動物における牛疫、牛肺疫、口蹄疫、豚熱、アフリカ豚熱、高病原性鳥インフルエンザ又は低病原性鳥インフルエンザのまん延による当該伝染性疾病の病原体の拡散を含む。第四十二条において同じ。）の防止のために必要な消毒のための設備を設置している場所であること並びに同項の規定によりその場所を通行する者は当該設備によるその身体及びその場所を通過させる車両の消毒を受けなければならないことを容易に判断することができるものとする。

(患畜等の標識)

第三十九条 法第二十九条の規定によりらく印、いれずみその他の標識を付することができる家畜の種類及び箇所並びに当該標識の種類及び様式は、次の表のとおりとする。

家畜の種類	箇所	標識の種類及び様式
第九条第二項第一号	左耳	耳標 別記

(消毒方法等の実施)
 第三十条 都道府県知事は、家畜伝染病のまん延を防止するため必要があるときは、区域を限り、家畜の所有者に対し、農林水産省令の定めるところにより、消毒方法、清潔方法又はねずみ、昆虫等の駆除方法を実施すべき旨を命ずることができる。

(検査、注射、薬浴又は投薬)
 第三十一条 都道府県知事は、家畜伝染病のまん延を防止するため必要があるときは、家畜防疫員に

<p>から第四号までに掲げる牛でブルセラ症、結核又はヨーネ病の患者であるもの</p> <p>第九条第二項第一号から第四号までに掲げる牛でブルセラ症、結核又はヨーネ病の疑似患者であるもの</p> <p>馬伝染性貧血の患者</p> <p>その他の患者若しくは疑似患者又は法第十七条の二第一項の指定家畜（以下「指定家畜」という。）</p>	<p>左臀部</p>	<p>様式第十六号</p> <p>耳標 別記 様式第十七号</p> <p>らく印 別記様式第十八号</p>
<p>都道府県知事の定める箇所（牛及び水牛にあつては、耳を除く。）</p>	<p>都道府県知事の定める標識</p>	

(検査等の方法)
 第四十条 法第三十一条第一項の農林水産省令で定める方法は、別表第一に掲げる家畜伝染病について

- 、農林水産省令で定める方法により、家畜の検査、注射、薬浴又は投薬を行わせることができる。
- 2 都道府県知事は、家畜以外の動物における牛疫、牛肺疫、口蹄疫、豚熱、アフリカ豚熱、高病原性鳥インフルエンザ又は低病原性鳥インフルエンザのまん延による当該伝染性疾病の病原体の拡散を防止するため必要があるときは、当該都道府県の職員に、農林水産省令で定める方法により、当該動物の検査、注射、薬浴又は投薬を行わせることができる。
- 3 第一項の検査、注射、薬浴又は投薬には、第七条及び第八条の規定を準用する。

(家畜等の移動の制限)

- 第三十二条 都道府県知事は、家畜伝染病のまん延を防止するため必要があるときは、規則を定め、一定種類の家畜、その死体又は家畜伝染病の病原体を拡散するおそれがある物品の当該都道府県の区域内での移動、当該都道府県内への移入又は当該都道府県外への移出を禁止し、又は制限することができる。
- 2 農林水産大臣は、家畜伝染病のまん延を防止するため必要があるときは、農林水産省令の定めるところにより、区域を指定し、一定種類の家畜、その死体又は家畜伝染病の病原体を拡散するおそれがある物品の当該区域外への移出を禁止し、又は制限することができる。

- ては同表のとおりとし、その他の家畜伝染病については通常行う方法とする。
- 2 法第三十一条第二項の農林水産省令で定める方法は、同項に規定する伝染性疾病について、法第三条の二第一項に規定する特定家畜伝染病防疫指針に定める方法とする。

(通報)

- 第四十一条 都道府県知事は、法第三十二条から第三十四条までの規定により規則を定めたとき、又はこれらの規則に基づき重要な処分をしたときは、遅滞なく、その旨を農林水産大臣に報告するとともに関係都道府県知事に通報しなければならない。

(家畜等の移出の制限)

- 第四十一条の二 農林水産大臣は、法第三十二条第二項の規定により移出を禁止し、又は制限するときは、次に掲げる事項を告示するとともに、公衆の見やすい場所に掲示するものとする。
- 一 禁止又は制限の内容
 - 二 禁止又は制限の期間
 - 三 禁止又は制限の対象となる区域
 - 四 禁止又は制限の対象となる家畜、その死体又は物品の種類
 - 五 第一号の制限の内容として、第二号の期間以後に出荷が予定されていた前号の家畜のうち、第三号の区域内において飼養されるものを第二号の期間内に早期に出荷し、又は処分することを定める場合にあつては、その出荷先又は処分に係る化製場若しくは死亡獣畜取扱場に
- 農林水産大臣は、法第三十二条第二項の規定に

(家畜集合施設の開催等の制限)

第三十三条 都道府県知事は、家畜伝染病のまん延を防止するため必要があるときは、規則を定め、競馬、家畜市場、家畜共進会等家畜を集合させる催物の開催又はと畜場若しくは化製場の事業を停止し、又は制限することができる。

(放牧等の制限)

第三十四条 都道府県知事は、家畜伝染病のまん延を防止するため必要があるときは、規則を定め、一定種類の家畜の放牧、種付、と畜場以外の場所におけると殺又はふ卵を停止し、又は制限することができる。

(勧告等)

第三十四条の二 都道府県知事は、家畜伝染病のまん延を防止するため必要がある場合において、飼養衛生管理基準が定められた家畜の所有者が当該飼養衛生管理基準(第十二条の三第二項第三号及び第四号に掲げる事項に係る基準に限る。)を遵守していないと認めるときは、改善すべき事項を記載した文書の提示その他の農林水産省令で定める方法により、その者に対し、期限を定めて、同項第三号又は第四号に規定する方法について改善すべきことを勧告することができる。

2

都道府県知事は、前項の規定による勧告を受けた者がその勧告に従わないときは、改善すべき事項を記載した文書の提示その他の農林水産省令で

より移出を禁止し、又は制限したときは、直ちにその旨を関係都道府県知事に通知するものとする。

(緊急の勧告の方法)

第四十一条の三 法第三十四条の二第一項の農林水産省令で定める方法は、同項の家畜の所有者に対し、次に掲げる事項を記載した文書を交付して行う方法とする。

一 法第三十四条の二第一項の規定による勧告をする旨

二 改善すべき事項の内容

三 前号の内容ごとの具体的な改善方法

四 改善すべき期限

五 その他必要と認める事項

2 前項第四号の期限は、同項の文書を交付した日から一週間以内とする。ただし、施設整備等が必要である場合その他の理由により、一週間以内に改善することが困難と認められる場合には、同項第二号の内容に応じた合理的な期間とする。

(緊急の命令の方法)

第四十一条の四 法第三十四条の二第二項の農林水産省令で定める方法は、同項の家畜の所有者に対

定める方法により、その者に対し、期限を定めて、その勧告に係る措置をとるべきことを命ずることがができる。

3 都道府県知事は、前項の規定による命令を受けた者が、正当な理由がなくてその命令に従わなかつたときは、その旨を公表することができる。

(資料の提出)

第三十四条の三 農林水産大臣は、家畜伝染病のまん延を防止するため必要があるときは、都道府県知事に対し、第十二条の四第一項の規定による報告に係る資料の提出を求めることができる。

(報告及び通報の義務)

第三十五条 都道府県知事は、この章の規定により家畜伝染病のまん延の防止のためとつた措置につき、農林水産省令の定めるところにより、その実施状況及び実施の結果を農林水産大臣に報告するとともに関係都道府県知事に通報しなければならない。

(発生の原因の究明)

第三十五条の二 農林水産大臣は、第十六条第一項第一号に規定する家畜伝染病が発生したときは、速やかに、その発生の原因を究明するよう努めるものとする。

第四章 輸出入検疫等

(輸入禁止)

第三十六条 何人も、次に掲げる物を輸入してはな

し、次に掲げる事項を記載した文書を交付して行う方法とする。

一 法第三十四条の二第二項の規定による命令をする旨

二 勧告に従わなかつた事実

三 とるべき措置の内容

四 措置をとるべき期限

五 その他必要と認める事項

2 前項第四号の期限は、同項の文書を交付した日から三日以内とする。ただし、施設整備等が必要である場合その他の理由により、三日以内に改善することが困難と認められる場合には、同項第三号の内容に応じた合理的な期間とする。

(報告)

第四十二条 都道府県知事は、毎年一月三十一日までに、その前年中に家畜伝染病のまん延を防止するためとつた措置につき、その実施状況及び実施の結果を取りまとめ、別記様式第十三号及び様式第十九号により農林水産大臣に報告しなければならない。

第四章 輸出入検疫等

らない。ただし、試験研究の用に供する場合その他特別の事情がある場合において、農林水産大臣の許可を受けたときは、この限りでない。

一 農林水産省令で定める地域から発送され、又はこれらの地域を経由した第三十七条第一項各号の物であつて農林水産大臣の指定するもの

二 次のイ又はロに掲げる家畜の伝染性疾病の病原体
イ 監視伝染性の病原体
ロ 家畜の伝染性疾病の病原体であつて既に知られているもの以外のもの

2 前項但書の許可を受けて輸入する場合には、同項の許可を受けたことを証明する書面を添えなければならぬ。

3 第一項但書の許可には、輸入の方法、輸入後の管理方法その他必要な条件を附することができる。

(輸入の禁止)
第四十三条 法第三十六条第一項第一号の農林水産省令で定める地域は、次の表の上欄に掲げる物ごとに、それぞれ同表の中欄に定める地域とする。

物	地域	備考(対象とする伝染性病)
豚及びいのしし以外の偶蹄類の動物に係る法第三十七条第一項第一号及び第三号に掲げる物	アイスランド、アイルランド、イタリア、英国(グレート・ブリテン及び北アイルランドに限る。)、オーストリア、オランダ、クロアチア、サンマリノ、スイス、スウェーデン、スペイン、スロベニア、チェコ、デンマーク、ドイツ、ノルウェー、ハンガリー、フィンランド、フランス、ベルギー、ポーランド、リトアニア、リヒテンシュタイン、アメリカ合衆国(アメリカ大陸の部分、ハワイ諸島及びグアム島に限る。)、カナダ、アルゼンチン(サンタクルス州、チュブート州、ティエラデルフエゴ州、ネウケン州、ブエノスアイレス州(パタゴネス市に限る。))及びリオネグロ州に限る。)、エルサルバドル、グアテマラ、コスタリカ、チリ、ドミニカ共和国、ニカラグア、パナマ、ブラジル(サンタ・カタリーナ州に限る。)、ベリーズ、ホンジュラス、メキシコ、オーストラリア、北マリアナ諸島、ニュー・カレドニア、ニュージーランド及びバヌアツ以外の地域	牛疫、豚疫、口蹄疫、及びフリカ

	<p>鶏、うずら、きじ、だちよう、ほろほろ鳥及び七面鳥並びにあひる、がちようその他のかも目の鳥類に係る法第三十七条第一項第一号及び第三号に掲げる物</p>	<p>法第三十七条第一項第二号に掲げる物</p>
<p>ガル、アメリカ合衆国（アメリカ大陸の部分、ハワイ諸島及びグアム島に限る。）、カナダ、コスタリカ、チリ、パナマ、ブラジル（サンタ・カタリーナ州に限る。）、メキシコ、オーストラリア、北マリアナ諸島、ニュー・カレドニア、ニュージーランド及びバヌアツ以外の地域</p>	<p>シンガポール、タイ、フィリピン、マレーシア、トルコ、ウクライナ（クリミア自治共和国、セヴァストポリ特別市、ドネツク州及びルハンスク州を除く。）、英国（グレート・ブリテン及び北アイルランドに限る。）、オーストリア、オランダ、スウェーデン、スペイン、デンマーク、ドイツ、ハンガリー、フィンランド、フランス、ブルガリア、ベルギー、ポーランド、ポルトガル、ラトビア、リトアニア、ロシア（トウーラ州及びブリヤンスク州に限る。）、アメリカ合衆国（アメリカ大陸の部分、ハワイ諸島及びグアム島に限る。）、カナダ、アルゼンチン、コスタリカ、コロンビア、チリ、ブラジル、ペルー、オーストラリア、ニュー・カレドニア及びニュージーランド以外の地域</p>	<p>アイスランド、アイルランド、イタリア、英国（グレート・ブリテン及び北アイルランドに限る。）、オーストリア、オランダ、クロアチア、サンマリノ、スイス、スウェーデン、スペイン、スロベニア、チェコ、デンマーク、ドイツ、ノルウェー、ハンガリー、フィンランド、フランス、ベルギー、ポーランド、ポルトガル、リトアニア、リヒテンシュタイン、アメリカ合衆国（アメリカ大陸の部分、ハワイ諸島及びグアム島に限る。）、カナダ、アルゼンチン（サンタクルス州、チュブート州、ティエラデルフエゴ州、ネウケン州、ブエノスアイレス州（パタゴネス市に限る。）及びリオネグロ州に限る。）、エルサルバドル、グアテマラ、コスタリカ、チリ、ドミニカ共和国、ニカラグア、パナマ、ブラジル（サンタ・カタリーナ州に限る。）、ベリーズ、ホンジュラス、メキシコ、オーストラリア、北マリアナ諸島、ニュー・カレドニア、ニュージーランド及びバヌアツ以外の地域</p>
<p>豚熱</p>	<p>高病原性鳥インフルエンザ</p>	<p>口蹄疫</p>

※ 平成二十九年二月二十八日農林水産省告示第三百六号（家畜伝染病予防法第三十六条第一項第一号の農林水産大臣の指定するものを定める件）（巻末に掲載。）

(病原体の輸入に関する届出)
第三十六条の二 家畜の伝染性疾病の病原体であつて既に知られているもののうち、監視伝染病の病原体以外のものを輸入しようとする者は、農林水産省令の定めるところにより、農林水産大臣に届け出なければならぬ。
2 農林水産大臣は、前項の規定により届け出なければならぬこととされる家畜の伝染性疾病の病原体を公示するものとする。

※ 昭和四十七年八月十八日農林省告示第千四百三十九号(平成二十九年二月二十八日農林水産省告示第三百六号(家畜伝染病予防法第三十六条第一項第一号の農林水産大臣の指定するものを定める件)の規定に基づき農林水産大臣の定める基準を定める件)(略)

※ 昭和四十六年十二月一日農林省告示第千九百九十七号(平成二十九年二月二十八日農林水産省告示第三百六号(家畜伝染病予防法第三十六条第一項第一号の農林水産大臣の指定するものを定める件)の規定に基づき農林水産大臣が指定する施設を定める件)(略)

第四十四条 法第三十六条第一項各号に掲げる物(以下「禁止品」という。)の輸入につき同項但書の許可を受けようとする者は、農林水産大臣に別記様式第二十号による申請書を提出しなければならない。

2 農林水産大臣は、前項の許可をしたときは、当該申請者に対し、別記様式第二十一号による輸入許可証明書を禁止品一こ当り又は一頭当り一通ずつ交付する。
3 前項の輸入許可証明書の交付を受けた者は、これを発送人に送付し、当該禁止品に添付して、又は当該禁止品とともに、発送させなければならない。

(病原体の輸入に関する届出)
第四十四条の二 法第三十六条の二第一項の規定による届出は、別記様式第二十一号の二による書面によりしなければならない。

※ 平成十年三月二十五日農林水産省告示第五百五号(家畜の伝染性疾病の病原体であつて既に知られているものうち、監視伝染病の病原体以外のものを公示する件)(略)

第一項の規定は、第六十二条第一項の規定により指定された疾病の病原体について同項において準用する前条第一項の規定により同項ただし書の許可を受けて輸入する場合には、適用しない。

(輸入のための検査証明書の添付)

第三十七条 次に掲げる物であつて農林水産大臣の指定するもの(以下「指定検疫物」という。)(は、輸出国の政府機関により発行され、かつ、その検査の結果監視伝染病の病原体を拡散するおそれがないことを確かめ、又は信ずる旨を記載した検査証明書又はその写しを添付してあるものでなければ、輸入してはならない。

一 動物、その死体又は骨肉卵皮毛類及びこれらの容器包装

(指定検疫物)

第四十五条 法第三十七条第一項の指定検疫物は、次のとおりとする。

一 次に掲げる動物及びその死体

イ 偶蹄類の動物及び馬

ロ 鶏、うずら、きじ、だちよう、ほろほろ鳥及び七面鳥並びにあひる、がちようその他の

かも目の鳥類(以下「かも類」という。)(これらの初生ひなであつて、農林水産大臣が定める要件に該当し、かつ、家畜防疫官の指示に従いその輸入に係る港又は飛行場の区域外に移

動しないのでそのまま輸出されるものを除く。)

ハ 犬(農林水産大臣が定める要件に該当し、かつ、家畜防疫官の指示に従いその輸入に係る港又は飛行場の区域外に移動しないのでそのまま輸出されるものを除く。)

ニ 兎(農林水産大臣が定める要件に該当し、かつ、家畜防疫官の指示に従いその輸入に係る港又は飛行場の区域外に移動しないのでそのまま輸出されるものを除く。)

ホ みつばち(農林水産大臣が定める要件に該当し、かつ、家畜防疫官の指示に従いその輸入に係る港又は飛行場の区域外に移動しないのでそのまま輸出されるものを除く。)

二 鶏、うずら、きじ、だちよう、ほろほろ鳥、七面鳥及びかも類の卵

三 第一号の動物の骨、肉、脂肪、血液、皮、毛、羽、角、蹄、腱及び臓器

四 第一号の動物の生乳、乳等(乳(生乳を除く。)、脱脂乳、クリーム、バター、チーズ、れん乳、粉乳その他乳を主要原料とする物をいい、外国から入港した船舶又は航空機に乗つて来

- 二 穀物のわら（飼料用以外の用途に供するものとして農林水産省令で定めるものを除く。）及び飼料用の乾草
 - 三 前二号に掲げる物を除き、監視伝染病の病原体を拡散するおそれがある敷料その他これに準ずる物
- 2 前項の規定は、次に掲げる場合には、適用しない。
- 一 動物検疫についての政府機関を有しない国から輸入する場合その他農林水産大臣の指定する場合

- た者の携帯品として輸入するものを除く。）、
精液、受精卵、未受精卵、ふん及び尿
五 第一号の動物の骨粉、肉粉、肉骨粉、血粉、皮粉、羽粉、蹄角粉及び臓器粉
六 第三号の物を原料とするソーセージ、ハム及びベーコン
七 第四十三条の表の上欄に掲げる地域（その地域に属する諸島を含む。）から発送され、又はこれらの地域を経由した穀物のわら（飼料用以外の用途に供するために加工し、又は調製したものを除く。）及び飼料用の乾草
八 法第三十六条第一項ただし書の許可を受けて輸入する物

※ 平成十七年八月三十一日農林水産省告示第千三百四十八号（家畜伝染病予防法施行規則第四十五条第一号ロからホまでの農林水産大臣が定める要件を定める件）（略）

（飼料用以外の用途に供する穀物のわら）
第四十五条の二 法第三十七条第一項第二号の飼料用以外の用途に供する穀物のわらとして農林水産省令で定めるものは、飼料用以外の用途に供するために加工し、又は調製したものとす。

（輸入のための検査証明書の添付の除外）
第四十六条 法第三十七条第二項第一号の農林水産大臣の指定する場合は、次に掲げる場合とす。

- 一 法第三十七条第一項の検査証明書又はその写しの添付が特に困難であると認められる国から輸入する場合
- 二 指定検疫物のうち、当該指定検疫物につき法第三十七条第一項の検査証明書又はその写しに記載されるべき事項が記録され、かつ、輸出国

二 農林水産省令で定める国から輸入する指定検査物について、前項の検査証明書又はその写しに記載されるべき事項が当該国の政府機関から電気通信回線を通じて動物検査所の使用に係る電子計算機（入出力装置を含む。）に送信され、当該電子計算機に備えられたファイルに記録された場合

（輸入場所の制限）
 第三十八条 指定検査物は、農林水産省令で指定する港又は飛行場以外の場所で輸入してはならない。但し、第四十一条の規定により検査を受け、且つ、第四十四条の規定による輸入検査証明書の交付を受けた物及び郵便物として輸入する物については、この限りでない。

指定検査物の種類	港、飛行場
第四十五条第一号の物（身体障害者補助犬法（平成十四年法律第四十九号）第二条第一項に規定する身体障害者補助犬であつて、身体障害者が同伴するものを除く。）及び第四十五条第二号の物（殻付きのものに限る。）	苫小牧港、京浜港、名古屋港、阪神港、関門港、博多港、鹿児島港、那覇港、新千歳空港、成田国際空港、東京国際空港、中部国際空港、関西国際空港、大阪国際空港、神戸空港、北九州空港、福岡空港、鹿児島空港、那覇空港

（輸入の場所）
 第四十七条 法第三十八条の農林水産省令で指定する港又は飛行場は、次の表の上欄に掲げる指定検査物の種類につき、それぞれ相当下欄に掲げるところ。

- 2 法第三十七条第二項第二号の農林水産省令で定める国は、オーストラリアとする。
 - 三 試験研究の用に供するための人又は動物の細胞に添加された血清を輸入する場合
 - 四 農林水産大臣が指定する施設において試験研究の用に供するための指定検査物（前号に規定する血清を除く。）を輸入する場合
- の政府機関が作成したと認められる電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他の他人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）が作成されたものを輸入する場合

<p>第四十五条第二号の物（穀付きのものを除く。）、同条第三号の肉、脂肪、血液、腱及び臓器並びに同条第六号の物</p>	<p>第四十五条第三号の皮、毛、羽、角及び蹄並びに同条第五号の肉粉、肉骨粉、血粉、皮粉、羽粉、蹄角粉及び臓器粉</p>	<p>第四十五条第三号の骨及び同条第五号の骨粉（ふるい目の開きが八四〇マイクロメートルの網ふるいを通過する生骨粉を除く。）</p>	<p>ふるい目の開きが八四〇マイ</p>
<p>釧路港、苫小牧港、石狩湾港、小樽港、室蘭港、釜石港、仙台塩釜港、秋田港、酒田港、小名浜港、千葉港、京浜港、新潟港、直江津港、伏木富山港、金沢港、清水港、名古屋港、四日市港、阪神港、姫路港、和歌山下津港、境港、浜田港、福山港、広島港、関門港、徳島小松島港、高松港、岡山港、高知港、博多港、伊万里港、長崎港、大分港、細島港、旭川空港、伊万里港、長崎港、大分港、細島港、鹿兒島港、那覇港、新千歳空港、函館空港、青森空港、仙台空港、秋田空港、福島空港、成田国際空港、東京国際空港、小松飛行場、中部国際空港、関西国際空港、美保飛行場、岡山空港、広島空港、高松空港、松山空港、北九州空港、福岡空港、長崎空港、熊本空港、大分空港、宮崎空港、鹿児島空港、那覇空港</p>	<p>苫小牧港、小樽港、室蘭港、八戸港、釜石港、石巻港、仙台塩釜港、秋田港、酒田港、小名浜港、鹿島港、千葉港、京浜港、新潟港、伏木富山港、金沢港、清水港、名古屋港、四日市港、阪神港、和歌山下津港、境港、水島港、広島港、関門港、徳島小松島港、高松港、松山港、博多港、伊万里港、長崎港、大分港、細島港、志布志港、鹿兒島港、那覇港、旭川空港、新千歳空港、函館空港、青森空港、仙台空港、福島空港、成田国際空港、東京国際空港、新潟空港、富山空港、小松飛行場、中部国際空港、関西国際空港、大阪国際空港、神戸空港、岡山空港、広島空港、高松空港、松山空港、北九州空港、福岡空港、長崎空港、熊本空港、大分空港、鹿児島空港、那覇空港</p>	<p>苫小牧港、石狩湾港、小樽港、室蘭港、八戸港、石巻港、仙台塩釜港、秋田港、酒田港、小名浜港、鹿島港、千葉港、京浜港、新潟港、伏木富山港、金沢港、清水港、名古屋港、四日市港、阪神港、和歌山下津港、境港、水島港、広島港、関門港、徳島小松島港、高松港、松山港、高知港、博多港、伊万里港、大分港、細島港、志布志港、鹿兒島港、那覇港、旭川空港、新千歳空港、函館空港、青森空港、仙台空港、福島空港、成田国際空港、東京国際空港、新潟空港、富山空港、小松飛行場、中部国際空港、関西国際空港、大阪国際空港、神戸空港、岡山空港、広島空港、高松空港、松山空港、北九州空港、福岡空港、長崎空港、熊本空港、大分空港、鹿児島空港、那覇空港</p>	<p>鹿児島港</p>

<p>第四十五条第四号の乳等</p>	<p>クロメートルの網ふるいを通過する生骨粉</p>
<p>第四十五条第七号の物</p>	<p>第四十五条第四号の生乳、精液、受精卵、未受精卵、ふん及び尿</p>
<p>苫小牧港、小樽港、八戸港、釜石港、仙台塩釜港、秋田港、酒田港、鹿島港、常陸那珂港、京浜港、新潟港、伏木富山港、金沢港、三河港、名古屋港、四日市港、舞鶴港、阪神港、境港、浜田港、水島港、福山港、広島港、関門港、徳島小松島港、今治港、高知港、博多港、唐津港、伊万里港、熊本港、八代港、細島港、志布志港、川内港、那覇港、旭川空港、新千歳空港、函館空港、青森空港、仙台空港、秋田空港、福島空港、成田国際空港、東京国際空港、富山空港、小松飛行場、中部国際空港、関西国際空港、大分空港、美保飛行場、岡山空港、広島空港、高松空港、松山空港、北九州空港、福岡空港、長崎空港、熊本空港、大分空港、宮崎空港、鹿児島空港、那覇空港</p>	<p>小樽港、室蘭港、石巻港、仙台塩釜港、秋田港、鹿島港、千葉港、京浜港、新潟港、伏木富山港、金沢港、清水港、名古屋港、四日市港、阪神港、和歌山下津港、境港、水島港、関門港、徳島小松島港、高松港、松山港、博多港、伊万里港、鹿児島港、那覇港、旭川空港、新千歳空港、函館空港、青森空港、仙台空港、秋田空港、福島空港、成田国際空港、東京国際空港、新潟空港、富山空港、小松飛行場、中部国際空港、関西国際空港、大分国際空港、神戸空港、美保飛行場、岡山空港、広島空港、高松空港、松山空港、北九州空港、福岡空港、長崎空港、熊本空港、大分空港、宮崎空港、鹿児島空港、那覇空港</p>

第四十五条第八号の物

第四十五条第一号ハの犬のうち、身体障害者補助犬法第二条第一項に規定する身体障害者補助犬であつて、身体障害者が同伴するもの及び第四十五条第二号から第八号までに掲げる指定検疫物であつて携帶品として輸入するもの

島空港、高松空港、松山空港、北九州空港、福岡空港、長崎空港、熊本空港、大分空港、宮崎空港、鹿児島空港、那覇空港

京浜港、名古屋港、阪神港、関門港、那覇港、旭川空港、新千歳空港、函館空港、青森空港、仙台空港、秋田空港、福島空港、成田国際空港、東京国際空港、新潟空港、富山空港、小松飛行場、中部国際空港、関西国際空港、大阪国際空港、神戸空港、美保飛行場、岡山空港、広島空港、高松空港、松山空港、北九州空港、福岡空港、長崎空港、熊本空港、大分空港、宮崎空港、鹿児島空港、那覇空港

苫小牧港、稚内港、小樽港、京浜港、新潟港、金沢港、清水港、名古屋港、四日市港、舞鶴港、阪神港、境港、広島港、関門港、徳島小松島港、高松港、博多港、長崎港、佐世保港、比田勝港、厳原港、八代港、鹿児島港、那覇港、平良港、石垣港、釧路空港、帯広空港、旭川空港、新千歳空港、函館空港、青森空港、花巻空港、仙台空港、秋田空港、山形空港、庄内空港、福島空港、百里飛行場、成田国際空港、東京国際空港、新潟空港、富山空港、小松飛行場、静岡空港、名古屋飛行場、中部国際空港、関西国際空港、大阪国際空港、神戸空港、鳥取空港、美保飛行場、出雲空港、岡山空港、広島空港、山口宇部空港、徳島飛行場、高松空港、松山空港、高知空港、北九州空港、福岡空港、佐賀空港、長崎空港、熊本空港、大分空港、宮崎空港、鹿児島空港、那覇空港、下地島空港、新石垣空港

(動物の輸入に関する届出等)

第三十八条の二 指定検疫物たる動物で農林水産大臣の指定するものを輸入しようとする者は、農林水産省令で定めるところにより、当該動物の種類及び数量、輸入の時期及び場所その他農林水産省令で定める事項を動物検疫所に届け出なければならぬ。ただし、携帶品又は郵便物として輸入する場合その他農林水産省令で定める場合は、この限りでない。

2 動物検疫所長は、前項の規定による届出があつた場合において、第四十条第一項又は第四十一条の規定による検査を円滑に実施するため特に必要

(動物の輸入に関する届出)

第四十七条の二 法第三十八条の二第一項の指定検疫物たる動物で農林水産大臣の指定するものは、次のとおりとする。

- 一 偶蹄類の動物及び馬
- 二 鶏、うずら、きじ、だちよう、ほろほろ鳥、七面鳥及びかも類
- 三 犬

第四十七条の三 法第三十八条の二第一項の規定による届出は、前条第一号に掲げる動物にあつてはその動物を積載した船舶又は航空機が第四十七条

がある」と認めるときは、当該届出をした者に対し、当該届出に係る輸入の時期又は場所を変更すべきことを指示することができる。

(検疫信号)

第三十九条 外国から入港した船舶であつて指定検疫物（郵便物として輸送されたものを除く。）を積載するものは、農林水産省令の定めるところにより、入港後、遅滞なく、検疫信号を掲げなければならない。

2 前項の信号は、同項の指定検疫物について第四十一条の規定による検査を終了し、当該指定検疫

に規定する港又は飛行場に入港し、又は着陸することとなつてゐる日の百二十日前から九十日前までの間に、前条第二号に掲げる動物にあつてはその動物を積載した船舶又は航空機が第四十七条に規定する港又は飛行場に入港し、又は着陸することとなつてゐる日の七十日前から四十日前までの間に、別記様式第二十一号の三による書面により、前条第三号に掲げる動物にあつてはその動物を積載した船舶又は航空機が第四十七条に規定する港又は飛行場に入港し、又は着陸することとなつてゐる日の四十日前までの間に、別記様式第二十一号の四による書面によりしなければならない。ただし、動物検疫所長がこれによることが困難な特別の事情があると認められる場合には、この限りでない。

第四十七条の四 法第三十八条の二第一項の農林水産省令で定める事項は、次のとおりとする。

- 一 荷受人及び荷送人の氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名
- 二 輸入しようとする動物の性、年齢及び生産地
- 三 輸入しようとする動物のとう載予定地、とう載予定年月日及びとう載予定船舶名又はとう載予定航空機名
- 四 その他参考となるべき事項

第四十七条の五 法第三十八条の二第一項の農林水産省令で定める場合は、法第三十六条第一項ただし書の許可を受けて輸入する場合とする。

(検疫信号)

第四十八条 法第三十九条第一項の検疫信号は、昼間においては前檣頭（マスト）に別記様式第二十二号による旗を掲げ、夜間においては同一箇所に紅灯一箇その下に白灯二箇を連掲してしなければならない。

物の積卸を終了し、又は出港するまでは、おろしてはならない。

(輸入検査)

第四十条 指定検疫物を輸入した者は、遅滞なくその旨を動物検疫所に届け出て、その物につき、原状のまま、家畜防疫官から第三十六条及び第三十七条の規定の違反の有無並びに監視伝染病の病原体を拡散するおそれの有無についての検査を受けなければならぬ。ただし、既に次条の規定により検査を受け、かつ、第四十四条の規定による輸入検査証明書の交付を受けた物及び郵便物として輸入した物については、この限りでない。

2 家畜防疫官は、指定検疫物以外の物が監視伝染病の病原体により汚染し、又は汚染しているおそれがあるときは、輸入後遅滞なくその物(以下「要検査物」という。)につき、検査を行うことができる。

3 第一項の規定による検査は、動物検疫所又は第三十八条の規定により指定された港若しくは飛行場内の家畜防疫官が指定した場所で行う。ただし、特別の事由があるときは、農林水産大臣の指定するその他の場所で検査を行うことができる。

4 家畜防疫官は、監視伝染病の病原体の拡散を防止するため必要があるときは、第一項の検査を受ける者に対し指定検疫物を前項の場所に送致するための順路その他の方法を指示することができる。

5 家畜防疫官は、外国から入港した船舶又は航空機に乗って来た者(第四十六条の二第一項において「入国者」という。)に対して、その携帯品(第一項若しくは第二項又は次条の検査を受けた物を除く。第四十六条の二第一項において同じ。)のうち指定検疫物又は要検査物が含まれているかどうかを判断するため、必要な質問を行うとともに、必要な限度において、当該携帯品の検査を行うことができる。

※ 平成十年三月二十六日農林水産省告示第五百八号(家畜伝染病予防法第四十条第三項ただし書の農林水産大臣の指定するその他の場所を指定する件)(略)

(輸入検査の事前通知)
第四十九条 家畜防疫官は、指定検疫物(郵便物として輸送されたものを除く。)を輸入しようとする者から別記様式第二十三号による輸入検査申請書の提出があつたときは、その者に対し、検査の場所及び期日を、あらかじめ、通知しなければならない。

(検査のための係留期間)
第五十条 法第四十条第一項若しくは第二項又は第四十五条の検査は、係留して行うものとし、係留期間は、次の表の上欄に掲げる種類の動物(次項の表の上欄に掲げる動物に該当するものを除く。)につき、それぞれ次の表の下欄に定めるところとする。ただし、輸出の場合における係留期間については、輸入国政府がその輸入に当たり、同欄に定める期間を超える係留期間を必要としている動物にあつては、当該必要としている係留期間とする。

動物の種類	係留期間
一 偶蹄類の動物	十五日(輸出の場合 は七日)
二 馬	十日(輸出の場合 は五日)
三 鶏、うずら、きじ、 、だちよう、ほろほ ろ鳥、七面鳥及びか も類	十日(初生ひなの輸 入の場合は十四日、 輸出の場合は二日)
四 犬	十二時間以内であつ

五 前各号以外の動物	て家畜防疫官が必要と認める時間
一日	

2 前項の表の上欄に掲げる種類の動物であつて、次の表の上欄に掲げる動物に該当するもの（法第十六条第一項各号に掲げる家畜及び法第十七条第一項の規定により殺すべき旨を命ぜられた家畜を除く。）の係留期間は、それぞれ同表の下欄に定めるとおとしする。ただし、当該係留期間が、その前項の表の上欄に掲げる種類の動物につき同表の下欄に定める期間（次項の規定により当該期間を短縮した場合には、当該短縮した期間）以内である場合には、当該期間とする。

動物	輸入又は輸出の際の係留期間
一 家畜の伝染性疾病（輸入の場合にあつては、監視伝染病の病原体による伝染性疾病に限る。以下この表において同じ。）にかかつている動物	家畜の伝染性疾病の病原体を拡散するおそれがなくなるまでの期間
二 家畜の伝染性疾病にかかつている疑いがある動物	家畜の伝染性疾病にかかつている疑いがなくなくなるまでの期間
三 家畜の伝染性疾病にかかるとおそれがある動物	家畜の伝染性疾病にかかるとおそれなくなるまでの期間
四 家畜の伝染性疾病にかかつている疑い	家畜の伝染性疾病にかかつている疑いの

のある動物と同居し
ていた動物

ある動物がその疑い
がなくなるまでの期
間

3 輸入の場合における第一項の係留期間は、法第三十七条第二項第一号に掲げる場合において同条第一項の検査証明書又はその写しが添付されていないときは、第一項の表第一号の動物にあつては三十日まで、同表第二号及び第三号の動物にあつては二十日まで、同表第五号の動物にあつては十日までこれを延長し、家畜防疫官が輸出国の防疫状況により適当と認めるときは、同表第一号の動物にあつては七日まで、同表第二号の動物にあつては五日まで、同表第一号から第三号までの動物を家畜防疫官が指定すると畜場に家畜防疫官が指定する方法及び経路に従つて輸送して当該と畜場で殺すときは、これらの動物にあつては五日までそれぞれこれを短縮することができる。

4 第一項の表第二号の動物であつて国際競技大会（オリンピック競技大会、パラリンピック競技大会その他の国際的な規模のスポーツの競技会をいう。以下同じ。）に出場するものを輸入する場合における同号の係留期間は、家畜防疫官が輸出国の防疫状況並びに当該動物の輸入後の飼養管理が行われる場所及びその方法により適当と認めるときは、これを一日以内であつて家畜防疫官が必要と認める時間に短縮することができる。

5 第一項の表第二号の動物であつて競馬法施行規則（昭和二十九年農林省令第五十五号）第五十七条第一項に規定する競走（同令第五十八条の規定により準用する場合を含む。）又は国際競技大会に出場するため輸入されたものを輸出する場合における同号の係留期間は、家畜防疫官が当該動物の輸入から輸出までの間における飼養管理の状況により適当と認めるときは、これを一日以内であつて家畜防疫官が必要と認める時間に短縮することができる。ただし、輸入国政府がその輸入に当たり当該時間以上の係留期間を必要としている場

第四十一条 家畜防疫官は、輸入される指定検疫物又は要検査物につき、船舶又は航空機内で輸入に先だつて検査を行うことができる。

(郵便物等としての輸入)

第四十二条 指定検疫物は、小形包装物及び小包郵便物以外の郵便物又は民間事業者による信書の送達に関する法律（平成十四年法律第九十九号）第二条第三項に規定する信書便物（次項において「信書便物」という。）としては、輸入してはならない。

2 前項の規定に違反して輸入された指定検疫物を包有している郵便物又は信書便物を受け取つた者は、遅滞なく、その現品を添えてその旨を動物検査所に届け出て家畜防疫官の検査を受けなければならない。

第四十三条 日本郵便株式会社は、通関手続が行われる事業所において、指定検疫物を包有し、又は包有している疑いのある小形包装物又は小包郵便物の送付を受けたときは、遅滞なく、その旨を動物検査所に通知しなければならない。

2 家畜防疫官は、前項の通知があつたときは、同項の小形包装物又は小包郵便物の検査を行う。

3 家畜防疫官は、前項の検査を行うため必要があるときは、当該郵便物の受取人にその開示を求めることができる。

6 場合は、この限りでない。

6 第一項の表第三号の動物の初生ひなを輸出する場合における同号の係留期間は、家畜防疫官が、当該ひなについての法第四十五条の検査前三箇月以内にその生産地に当該ひなの伝染性疾病が発生していないと認めるときは、これを一日以内であつて家畜防疫官が必要と認める時間に短縮することができる。ただし、輸入国政府がその輸入に当たり当該時間以上の係留期間を必要としている場合は、この限りでない。

4 受取人が前項の開示を拒んだとき、又は受取人に開示を求めることができなるときは、家畜防疫官は、日本郵便株式会社職員の立会いの下に当該郵便物を開くことができる。

5 第二項の検査を受けていない小形包装物又は小包郵便物であつて指定検疫物を包有しているものを受け取つた者は、遅滞なく、その現品を添え、その旨を動物検疫所に届け出て家畜防疫官の検査を受けなければならない。

(輸入検疫証明書の交付等)

第四十四条 家畜防疫官は、第四十条から前条までの規定による検査の結果、指定検疫物が監視伝染病の病原体を拡散するおそれがないと認められるときは、農林水産省令の定めるところにより、輸入検疫証明書を交付し、かつ、指定検疫物にらく印、いれずみその他の標識を付さなければならない。

2 家畜防疫官は、第四十条第二項又は第四十一条の規定による検査を受けた要検査物について、輸入検疫証明書を請求されたときは、これを交付しなければならない。

3 家畜防疫官は、第四十六条第三項の規定による措置を講ずるときは、前二項の規定にかかわらず、輸入検疫証明書を交付しないことができる。

(輸入検疫証明書等)

第五十一条 法第四十四条第一項及び第二項の輸入検疫証明書の様式は、別記様式第二十四号とする。ただし、電子情報処理組織(情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律(平成十四年法律第五十一号)第六条第一項に規定する電子情報組織をいう。第五十四条第二項において同じ。)を使用して法第四十条第一項の規定による届出をした者から輸入検疫証明書の交付の請求があつたときの当該証明書は、当該届出をした者が別記様式第二十三号に記載すべき事項についてその者の使用に係る電子計算機(入出力装置を含む。以下同じ。)から入力した事項を動物検疫所の使用に係る電子計算機から出力した書面に、家畜防疫官が、法第四十条第一項及び第二項の検査を終了したことを証明する旨及び氏名を記載したものである。

2 法第四十四条第一項及び第二項の規定による輸入検疫証明書の交付に代えて電子情報処理組織(情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律第七条第一項に規定する電子情報処理組織をいう。第五十四条第三項及び第五十六条において同じ。)を使用して証明の通知を行う場合の当該通知の内容は、法第四十条第一項及び第二項の検査を終了したことを証明する旨とする。

3 法第四十四条第一項の規定によりらく印、いれずみその他の標識を付さなければならない指定検疫物の種類及び箇所並びに当該標識の種類及び様

式は、次の表のとおりとする。

指定検疫物の種類	箇所	標識の種類及び様式
牛（法第四十四條第一項の規定による輸入検疫証明書がいづれの個体に係るものであるかを識別するための措置（以下「 <u>個体識別措置</u> 」という。）が講じられていないものを除く。）	左角又は左前蹄	らく印 別記様式第二十五号
馬（ <u>個体識別措置</u> が講じられていないものを除く。）	左前蹄	らく印 別記様式第二十六号
動物以外の指定検疫物（容器包装の大きさ又は状態によりスタンプを押すことが困難なものを除く。）	容器包装の適当な箇所	スタンプ 別記様式第二十七号又は第二十八号
指定検疫物を包有する郵便物（容器包装の大きさ又は	容器包装の適当な箇所	スタンプ 別記様式第二十七号又は第二十八号

(輸出検査)

第四十五条 次に掲げる物を輸出しようとする者は、これにつき、あらかじめ、家畜防疫官の検査を受け、かつ、第三項の規定により輸出検査証明書の交付を受けなければならない。

一 輸入国政府がその輸入に当たり、家畜の伝染性疾病の病原体を拡散するおそれの有無についての輸出国の検査証明を必要としている動物その他の物

二 第三十七条第一項各号に掲げる物であつて農林水産大臣が国際動物検疫上必要と認めて指定するもの

状態によりスタンプを押すことが困難なものを除く。

4 外国から入港した船舶又は航空機に乗つて来た者の携帯品として輸入する指定検疫物及び指定検疫物を包有する郵便物に対し、前項の規定に基づきスタンプを押した場合には、当該スタンプを法第四十四条第一項の規定による輸入検査証明書とみなす。

(輸出検査の申請)

第五十一条の二 偶蹄類の動物及び馬並びにこれらの動物の精液、受精卵及び未受精卵を輸出しようとする者は、輸出の九十日前まで（これによることが困難な特別の事情があると認められる場合には、動物検査所長が指定する日まで）に動物検査所長に次条の輸出検査申請書を提出しなければならない。

(輸出検査の事前通知)

第五十二条 家畜防疫官は、法第四十五条第一項各号に掲げる物を輸出しようとする者から別記様式第二十九号による輸出検査申請書の提出があつたときは、その者に対し、検査の場所及び期日を、あらかじめ、通知しなければならない。

(輸出品の指定)

第五十三条 法第四十五条第一項第二号の農林水産大臣の指定する物は、次の各号に掲げる物とする。

- 一 第四十五条第一号から第六号までに掲げる物（次に掲げる物を除く。）
- イ 法第四十五条第一項第一号に掲げる物以外のもの
- ロ 乳等（第四十五条第四号に掲げる物をいう

2 前項の検査については、第四十条第三項の規定を準用する。

3 家畜防疫官は、第一項の規定による検査の結果、その物が家畜の伝染性疾病の病原体を拡散するおそれがないと認められるときは、農林水産省令の定めるところにより、輸出検査証明書を交付しなければならない。

4 家畜防疫官は、国際動物検疫上、必要があるときは、前項の規定による輸出検査証明書の交付を受けた物について再検査を行うことができる。

5 家畜防疫官は、本邦から出国する者（第四十六条の二第二項において「出国者」という。）に對して、その携帯品（第一項又は前項の検査を受けた物を除く。同条第二項において同じ。）のうち第一項各号に掲げる物が含まれているかどうかを判断するため、必要な質問を行うとともに、必要な限度において、当該携帯品の検査を行うことができる。

（検査に基づく処置）

第四十六条 第四十条第一項若しくは第二項、第四十一条、第四十二条第二項、第四十三条第二項若

。のうち、外国へ出港する船舶又は航空機に乗ろうとする者の携帯品として輸出するもの
二 鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成十四年法律第八十八号）第二条第一項に規定する鳥獣、その死体又は骨肉卵皮毛類及びこれらの容器包装
2 前項の規定にかかわらず、第四十五条第一号に掲げる動物、同条第二号に掲げる卵（ふ化を目的とするものに限る。）並びに同条第四号に掲げる精液、受精卵及び未受精卵は、法第四十五条第一項第二号の農林水産大臣の指定する物とする。

（輸出検査証明書）

第五十四条 法第四十五条第三項の輸出検査証明書の様式は、別記様式第三十号とする。ただし、輸入国政府が輸入に当たり、これと異なる様式の輸出検査証明書を必要としている場合には、その様式によるものとする。

2 電子情報処理組織を使用して第五十二条の輸出検査申請書の提出をした者から輸出検査証明書の交付の請求があつたときの当該証明書は、前項本文の規定にかかわらず、その者が別記様式第二十九号に記載すべき事項についてその者の使用に係る電子計算機から入力した事項を動物検疫所の使用に係る電子計算機から出力した書面に、家畜防疫官が法第四十五条第一項の検査を終了したことを証明する旨を記載した上、署名及び押印をすることによるものとする。

3 法第四十五条第三項の規定による輸出検査証明書の交付に代えて電子情報処理組織を使用して証明の通知を行う場合の当該通知の内容は、同条第一項の検査を終了したことを証明する旨とする。

（検査に基づく処置）

第五十五条 法第四十六条第一項の検査に基づく処置の場合における第十三条、第三十九条及び第六

しくは第五項又は前条第一項若しくは第四項の規定による検査において、その検査に係る物が家畜伝染病の病原体により汚染し、汚染しているおそれがあり、又は汚染するおそれがあると認められた場合における第六條第一項、第七條、第八條、第十四條から第十七條まで、第十八條から第二十一条まで、第二十三條から第二十五條まで、第二十六條、第二十九條及び第三十一条第一項並びに同条第三項において準用する第七條及び第八條の規定の適用については、これらの規定中「都道府県知事又は市町村長」とあるのは「動物検疫所長」と、「家畜防疫員」とあるのは「家畜防疫官」と読み替えるものとする。

2 農林水産大臣は、前項の検査において、届出伝染病の病原体により汚染し、又は汚染しているおそれがあると認められた動物その他の物につき、農林水産省令の定めるところにより、その所有者に対し、これらを隔離し、若しくは消毒すべき旨を命じ、又は家畜防疫官に隔離、注射、薬浴、投薬若しくは消毒を行わせることができる。

3 農林水産大臣は、第一項の検査中にその検査に係る動物が新疾病にかかり、又はかかっている疑いがあると認められたときは、当該動物又はその敷料その他これに準ずる物につき、農林水産省令の定めるところにより、その所有者に対し、これらを隔離し、若しくは消毒すべき旨を命じ、又は家畜防疫官に隔離、注射、薬浴、投薬若しくは消毒を行わせることができる。ただし、当該新疾病が家畜の伝染性疾病でないとき認められる場合は、この限りでない。

4 家畜防疫官は、第一項の検査の結果、その検査に係る物品の輸入又は輸出について第三十六條、第三十七條第一項、第三十八條、第四十條第一項、第四十二條第一項又は前条第一項の規定に違反している事実があると認めるときは、農林水産省令で定める基準に基づき、当該物品を廃棄することができる。

十二条の規定の適用については、第十三條及び第三十九條中「都道府県知事」とあるのは「動物検疫所長」と、第六十二條中「家畜防疫員、家畜防疫員以外の」とあるのは「家畜防疫官、」とする。

第五十五條の二 法第四十六條第二項及び第三項の規定により隔離若しくは消毒を命ずる場合又は家畜防疫官に隔離、注射、薬浴、投薬若しくは消毒を行わせる場合には、その措置に係る動物その他の物の所有者にその旨を文書若しくは口頭により、又は電子情報処理組織を使用して（電子情報処理組織を使用して法第四十條第一項の規定による届出をした者に隔離又は消毒を命ずる場合に限る。）通知してしなければならない。

（廃棄の基準）

第五十六條 法第四十六條第四項の農林水産省令で定める基準は、次に掲げるとおりとする。

- 一 廃棄する物品は、焼却すること。
- 二 焼却は、対象とする物品の性状、病原体の性質その他の事情を勘案し、当該措置の目的を十分に達成できるような方法により行うこと。

(入国者及び出国者に対する質問等)

第四十六条の二 家畜防疫官は、入国者に対して、その携帯品のうち必要消毒物品(監視伝染病が現に発生している地域において使用された物品であつて家畜防疫官がその消毒をすることが必要であると認めるものをいう。次項及び次条において同じ。)が含まれているかどうかを判断するため、必要な質問を行うとともに、必要な限度において、当該携帯品の検査を行うことができる。

2 家畜防疫官は、出国者に対して、その携帯品のうち必要消毒物品が含まれているかどうかを判断するため、必要な質問を行うとともに、必要な限度において、当該携帯品の検査を行うことができる。

(入国者及び出国者の携帯品の消毒)

第四十六条の三 家畜防疫官は、前条第一項又は第二項の規定による検査の結果、これらの検査に係る携帯品のうち必要消毒物品が含まれていたときは、必要な限度において、当該必要消毒物品を消毒することができる。

(協力の要請)

第四十六条の四 動物検疫所長は、この章の規定による事務を円滑に行うため必要があると認めるときは、船舶若しくは航空機の所有者若しくは長(長に代つてその職務を行う者があるときは、その者)又は港若しくは飛行場の管理者(次項において「船舶の所有者等」という。)に対し、第四十六条の二第一項又は第二項の質問に関する書類の配布、検疫の手續に関する情報の提供その他必要な協力を求めることができる。

三 焼却は、焼却炉又は人家、飲料水、河川若しくは道路に近接しない場所であつて日常家畜が接近しない場所で行うこと。

四 実施者の安全並びに実施場所の周囲の地域の住民の健康及び環境への影響に留意すること。

2 船舶の所有者等は、動物検疫所長から前項の規定による求めがあつたときは、その求めに応ずるよう努めなければならない。

第五章 病原体の所持に関する措置

(用語の定義)

第五十六条の二 この章において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- 一 管理区域 法第四十六条の二十一第一項に規定する監視伝染病病原体（以下「監視伝染病病原体」という。）を取り扱う事業所において監視伝染病病原体を安全に管理するため、施設その他の方法により人の出入りを制限することが必要な区域をいう。
- 二 保管庫 監視伝染病病原体を保管する設備をいう。
- 三 実験室 監視伝染病病原体を使用する室（次号に掲げる検査室又は第六号に掲げる製造施設の内部にあるものを除く。）をいう。
- 四 検査室 家畜の伝染性疾病の病原体の検査を行つている機関が、その業務に伴い監視伝染病病原体を所持することとなつた場合において、当該監視伝染病病原体を使用して検査を行う室をいう。
- 五 動物非使用検査室 動物に対して監視伝染病病原体を使用しない検査室をいう。
- 六 製造施設 医薬品医療機器等法第二条第一項に規定する医薬品、再生医療等製品又は同条第十七項に規定する治験（医薬品医療機器等法第八十三条第一項の規定により読み替えて適用される医薬品医療機器等法第十四条第三項（医薬品医療機器等法第八十三条第一項の規定により読み替えて適用される医薬品医療機器等法第十四条第十五項（医薬品医療機器等法第十九条の二第五項において準用する場合を含む。）及び第十九条の二第五項において準用する場合を含む。）

- む。)、第二十三条の二の五第三項(医薬品医療機器等法第八十三条第一項の規定により読み替えて適用される医薬品医療機器等法第二十三条の二の五第十五項(医薬品医療機器等法第二十三条の二の七第五項において準用する場合を含む。))及び第二十三条の二の七第五項において準用する場合を含む。))及び第二十三条の二十五第三項(医薬品医療機器等法第八十三条第一項の規定により読み替えて適用される医薬品医療機器等法第二十三条の二十五第十一項(医薬品医療機器等法第二十三条の三十七第五項において準用する場合を含む。))及び第二十三条の三十七第五項において準用する場合を含む。))の規定により提出すべき資料のうち臨床試験の試験成績に関する資料の収集を目的とする試験の実施を含む。))の対象とされる薬物又は人若しくは動物の細胞に培養その他の加工を施したものの若しくは人若しくは動物の細胞に導入され、これらの体内で発現する遺伝子を含むもの、これを製造するために監視伝染病病原体の保管、使用及び滅菌等(以下「取扱い」という。)をする施設をいう。
- 七 実験室等 実験室、検査室及び製造施設をいう。
- 八 安全キャビネット 監視伝染病病原体を使用する装置であつて、日本産業規格K三八〇〇(バイオハザード対策用クラスIIキャビネット。以下「JISK三八〇〇」という。))に規定するバイオハザード対策用クラスIIキャビネットの規格に適合するもの又はこれに準ずる性能を有するものをいう。
- 九 クラスIIIキャビネット 安全キャビネットのうち、JISK三八〇〇に規定するバイオハザード対策用クラスIIIキャビネットの基本構造に適合するものをいう。
- 十 ヘパフィルター 給気及び排気に係るフィルターであつて、日本産業規格B九九二七(クリーンルーム用エアフィルタ性能試験方法)に規

- 定する試験方法による試験を行った場合において、日本産業規格Z八一二二（コンタミネーションコントロール用語）の四一一四に規定する性能を有するもの又はこれと同等以上の性能を有するものをいう。
- 十一 飼育設備 動物に対して監視伝染病病原体を使用した場合における当該動物を飼育する設備をいう。
- 十二 アイソレーター その内部から外部への監視伝染病病原体の拡散を防止する装置であつて、その内部が陰圧に維持され、かつ、当該装置からの排気がヘパフィルターを通じてなされるものをいう。
- 十三 滅菌等設備 実験室等において使用された監視伝染病病原体又はこれにより汚染した物の滅菌等をする設備をいう。
- 十四 取扱等業務 法第四十六条の十七第一項に規定する許可所持者等若しくは届出伝染病等病原体を所持する者又はこれらの従業者が行う監視伝染病病原体の取扱い及び管理並びにこれらに付随する業務をいう。
- 十五 病原体業務従事者 取扱等業務に従事する者で、実験室等に立ち入るものをいう。
- 十六 防護具 帽子、手袋、眼鏡、マスクその他の監視伝染病病原体を使用する者が着用することにより当該病原体に暴露することを防止するための個人用の道具をいう。
- 十七 第一次容器 プラスチック製の瓶、試験管その他の監視伝染病病原体を直接入れる容器をいう。
- 十八 第二次容器 金属製又は強化プラスチック製の容器その他の第一次容器を保護する容器をいう。
- 十九 内装容器 第一次容器及び第二次容器並びにこれらに付随するものであつて、監視伝染病病原体を運搬するために必要なものの総体をいう。
- 二十 外装容器 ファイバ板製の容器その他の内

(家畜伝染病病原体の所持の許可)
第四十六条の五 家畜伝染病病原体(家畜伝染病の病原体であつて農林水産省令で定めるものをいう。以下同じ。)を所持しようとする者は、農林水産省令の定めるところにより、農林水産大臣の許可を受けなければならない。ただし、次に掲げる場合は、この限りでない。

装容器を保護する容器をいう。

(家畜伝染病病原体)

第五十六条の三 法第四十六条の五第一項本文の農林水産省令で定める病原体は、次に掲げるものとする。

- 一 モルビリウイルス・リンダーペストウイルス(L株、B A I Y S株、R B O K株、L A株及び赤穂株を除く。)(別名牛疫ウイルス)
- 二 モルビリウイルス・リンダーペストウイルス(L株、B A I Y S株、R B O K株、L A株及び赤穂株に限る。)(別名牛疫ウイルス)
- 三 マイコプラズマ・マイコイデス(亜種がマイコイデスであるものに限る。)(別名牛肺疫菌)
- 四 アフトウイルス・フットアンドマウスディーズウイルス(別名口蹄疫ウイルス)
- 五 マイコバクテリウム・ボービス(別名結核菌)
- 六 オルビウイルス・アフリカンホースシックネズウイルス(別名アフリカ馬疫ウイルス)
- 七 モルビリウイルス・ペストデプテイルミナンウイルス(別名小反芻獣疫ウイルス)
- 八 ペスチウイルス・クラシカルスワインフィーバーウイルス(別名豚熱ウイルス)
- 九 アスファイウイルス・アフリカンスワインフィーバーウイルス(別名アフリカ豚熱ウイルス)
- 十 インフルエンザウイルスA・インフルエンザAウイルス(次に掲げる要件のいずれかに該当するもの(第五十六条の二十七第十四号に掲げる病原体を除く。)(別名高病原性鳥インフルエンザウイルス))
- イ 週齢が満六週の鶏におけるI V P I(静脈内接種試験により得られた病原体の病原性の高さを表した指数をいう。)が一・二を超えること。
- ロ 週齢が満四週以上満八週以下の鶏に静脈内接種した際の当該鶏の死亡率が七十五パーセント

一 第四十六条の十一第二項に規定する滅菌譲渡義務者が、農林水産省令の定めるところにより、同項に規定する滅菌譲渡をするまでの間家畜伝染病病原体を所持しようとする場合

ント以上であること。

ハ 血清亜型がH五又はH七であつて、ヘマゲルチニン分子の開裂部位に複数の塩基性アミノ酸があり、かつ、そのアミノ酸配列がこの号に掲げる病原体であると確認されたものと類似のものであると推定されること。

十一 インフルエンザウイルスA・インフルエンザAウイルス（血清亜型がH五又はH七であるものであつて、人以外の動物から分離されたもの（前号に掲げる病原体、次に掲げる病原体及び第五十六条の二十七第十四号に掲げる病原体を除く。）に限る。）（別名低病原性鳥インフルエンザウイルス）

- イ A/chicken/Mexico/232/94/CPA (H5N2)
- ロ A-H5N9 TW68 Bio
- ハ A/duck/Hokkaido/Vac-1/04 (H5N1)
- ニ A/duck/Hokkaido/Vac-2/04 (H7N7)
- ホ A/duck/Hokkaido/Vac-3/2007 (H5N1)
- ヘ A/common magpie/Hong Kong/5052/2007 (H5N1) (SJRG-166615)
- ト A/turkey/Turkey/1/2005 (H5N1) (NIBRG-23)
- チ rg A/bar-headed goose/Qinghai Lake/1a/05[R]6+2 (163222)
- リ rg A/whooper swan/Mongolia/244/05[R]6+2 (163243)

（家畜伝染病病原体の所持の許可）
第五十六条の四 法第四十六条の五第一項本文の許可は、事業所ごとに受けなければならない。

（滅菌譲渡義務者の所持の基準）

第五十六条の五 法第四十六条の五第一項第一号の規定による家畜伝染病病原体の所持は、次に掲げる基準に従い、行うものとする。

一 保管庫において、密封することができる容器に入れた状態で行うこと。

二 当該所持をする間保管庫を確実に施錠する等

-
- 二 この項本文の許可を受けた者（以下「許可所持者」という。）又は前号に規定する者から運搬を委託された者が、その委託に係る家畜伝染病病原体を当該運搬のために所持しようとする場合
 - 三 許可所持者又は前二号に規定する者の従業者が、その職務上家畜伝染病病原体を所持しようとする場合
- 2 前項本文の許可を受けようとする者は、農林水産省令の定めるところにより、次に掲げる事項を記載した申請書を農林水産大臣に提出しなければならない。
- 一 氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名
 - 二 家畜伝染病病原体の種類
 - 三 所持の目的及び方法
-

-
- 三 滅菌等をする場合にあつては、次のイからハまでに掲げる場合の区分に応じ、当該イからハまでに定める日から七日以内に、第五十六条の二十五第四項に規定する基準に従い、自ら又は他者に委託して行うこととし、譲渡しをする場合にあつては、次のイからハまでに掲げる場合の区分に応じ、当該イからハまでに定める日から遅滞なく行うこと。
 - イ 許可所持者がその許可に係る家畜伝染病病原体について所持することを要しなくなつた場合
 - ロ 許可所持者が法第四十六条の五第一項本文の許可を取り消され、又はその許可の効力を停止された場合
 - ハ 家畜の伝染性疾病の検査を行っている機関（許可所持者を除く。）がその業務に伴い家畜伝染病病原体を所持することとなつた場合
- 当該所持の開始の日
- （所持の許可の申請）
- 第五十六条の六 法第四十六条の五第二項の申請書の提出は、別記様式第三十一号による申請書に次に掲げる書類を添えてするものとする。
- 一 法人にあつては、法人の登記事項証明書
 - 二 所持の開始の予定時期を記載した書面
 - 三 法第四十六条の五第一項本文の許可を受けようとする者が、法第四十六条の六第二項各号に
-

四 家畜伝染病病原体の保管、使用及び滅菌又は無害化する施設（以下「取扱施設」という。）の位置、構造及び設備

（許可の基準等）

第四十六条の六 農林水産大臣は、前条第一項本文の許可の申請が次の各号のいずれにも適合していると認めるときでなければ、同項本文の許可をしない。

一 所持の目的が検査、治療、医薬品その他農林水産省令で定める製品の製造又は試験研究であること。

二 取扱施設の位置、構造及び設備が農林水産省令で定める技術上の基準に適合するものであることその他その申請に係る家畜伝染病病原体による家畜伝染病が発生し、又はまん延するおそれがないこと。

2 次の各号のいずれかに該当する者には、前項の規定にかかわらず、前条第一項本文の許可を与えない。

掲げる者に該当しない旨の宣誓書
四 取扱施設を中心とし、縮尺及び方位を付けた事業所内外の見取図

五 取扱施設のうち、家畜伝染病病原体の取扱いに係る室の間取り、設備、用途及び出入口、管理区域並びに別記様式第三十二号による標識を付ける箇所を示し、かつ、縮尺及び方位を付けた平面図

六 取扱施設のうち、家畜伝染病病原体の取扱いに係る主要部分の縮尺を付けた立面図（当該主要部分が全て前号の平面図に図示されている場合を除く。）

七 その他当該申請書の提出に係る取扱施設が法第四十六条の六第一項第二号の技術上の基準に適合していることを説明した書類

2 農林水産大臣は、法第四十六条の五第一項本文の許可をするに当たり、前項各号に掲げる書類のほか必要な書類を提出させることができる。

（所持の許可に係る製品）

第五十六条の七 法第四十六条の六第一項第一号（法第四十六条の八第四項において準用する場合を含む。）の農林水産省令で定める製品は、検査試薬とする。

（重点管理家畜伝染病病原体の取扱施設の基準）

第五十六条の八 法第四十六条の六第一項第二号（法第四十六条の八第四項において準用する場合を含む。）の農林水産省令で定める技術上の基準のうち、第五十六条の三第一号、第四号及び第九号に掲げる病原体（以下「重点管理家畜伝染病病原体」という。）の取扱施設に係るものは、次のとおりとする。

- 一 心身の故障により家畜伝染病病原体を適正に所持することができない者として農林水産省令で定める者
- 二 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者
- 三 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなつた日から五年を経過しない者
- 四 この法律、狂犬病予防法（昭和二十五年法律第二百四十七号）、検疫法（昭和二十六年法律第二百一十号）若しくは感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成十年法律第十四号）又はこれらの法律に基づく命令の規定に違反し、罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなつた日から五年を経過しない者
- 五 第四十六条の九第一項の規定により許可を取り消され、その取消しの日から五年を経過しない者（当該許可を取り消された者が法人である場合においては、当該取消しの処分に係る行政手続法（平成五年法律第八十八号）第十五条の規定による通知があつた日前六十日以内に当該法人の役員（業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者と同等以上の支配力を有するものと認められる者を含む。以下この項において同じ。）であつた者で当該取消しの日から五年を経過しないものを含む。）
- 六 第四十六条の九第一項の規定による許可の取消しの処分に係る行政手続法第十五条の規定による通知があつた日から当該処分をする日又は処分をしないことを決定する日までの間に第四十六条の十一第二項の規定による届出をした者（当該届出に係る同項に規定する滅菌譲渡について相当の理由がある者を除く。）で、当該届出の日から五年を経過しないもの

- 一 当該取扱施設に、管理区域を設定すること。
- 二 重点管理家畜伝染病病原体の保管庫は、実験室等の内部に設け、鍵その他の閉鎖のための設備又は器具を設けること。
- 三 重点管理家畜伝染病病原体の実験室等は、次のとおりとすること。
 - イ 実験室等の内部の壁、床、天井その他重点管理家畜伝染病病原体により汚染されるおそれがある部分は、その表面が消毒の容易な構造であること。
 - ロ 実験室等の内部に、安全キャビネットを備えていること（製造施設にあつては、当該製造施設からの重点管理家畜伝染病病原体の拡散を防止するための措置を講じていること。ただし、次に掲げる場合は、この限りでない。
 - (1) 重点管理家畜伝染病病原体の使用がエアロゾルの発生を伴うものでない場合
 - (2) 動物に対して重点管理家畜伝染病病原体を使用する場合において、その大きさのために当該動物を安全キャビネットに収容することができないとき。
- ハ 実験室等に、次に定めるところにより、専用の前室を附置すること。
 - (1) 通常前室及び(2)のシャワー室を通じてのみ実験室等に入ることができる構造のものとし、かつ、当該前室の出入口が屋外に直接面していないものであること。
 - (2) 前室にシャワー室を設けるとともに、当該シャワー室にインターロック又はこれに準ずる機能を有する気密性のある二重扉を設けること。
 - (3) 前室に、当該前室からの重点管理家畜伝染病病原体により汚染し、又は汚染したおそれがある排水の滅菌等をする機能を有する排水設備を設けること。
- ニ 実験室等に、次に定めるところにより、給気設備、排気設備及び排水設備を設けること

- (1) 給気設備は、実験室等への給気が、一以上のへパフィルターを通じてなされる構造であること。
- (2) 排気設備は、実験室等からの排気が、一以上のへパフィルターを通じてなされる構造であること。
- (3) 排水設備は、実験室等からの重点管理家畜伝染病病原体により汚染し、又は汚染したおそれがある排水の滅菌等をする機能を有すること。
- ホ 実験室等に、鍵その他の閉鎖のための設備又は器具を設けること。
- ヘ 実験室等の内部を陰圧に維持することができ、きる構造であること。
- 四 実験室等において動物に対して重点管理家畜伝染病病原体を使用する場合には、次のとおりとすること。
 - イ 飼育設備は、当該実験室等の内部であつて、アイソレーター内又は排気設備の排気口付近に設けること。この場合において、飼育設備を排気設備の排気口付近に設けるときは、前号ニ(2)中「一以上」とあるのは、「二以上」とする。
 - ロ 当該取扱施設に、焼却炉又はこれと同等以上の機能を有する設備を設けること。
 - 五 重点管理家畜伝染病病原体の滅菌等設備は、実験室等の内部に設けること。
 - 六 当該取扱施設に、非常用予備電源設備を附置すること。
 - 七 当該取扱施設は、その稼働状況を確認する装置を備え、当該稼働状況を常に監視する者を配置すること。
 - 八 一年に一回以上定期的に当該取扱施設を点検し、前各号に掲げる基準に適合するようその機能の維持が図られること。

(要管理家畜伝染病病原体の取扱施設の基準)

第五十六条の九 法第四十六条の六第一項第二号（法第四十六条の八第四項において準用する場合を含む。）の農林水産省令で定める技術上の基準のうち、重点管理家畜伝染病病原体以外の家畜伝染病病原体（以下「要管理家畜伝染病病原体」という。）の取扱施設に係るものは、次のとおりとする。

一 当該取扱施設に、管理区域を設定すること。

二 要管理家畜伝染病病原体の保管庫は、実験室等の内部（出入口に施錠その他の通行制限のための措置が講じられている保管施設が管理区域内に設けられているときは、当該保管施設の内（部）に設け、鍵その他の閉鎖のための設備又は器具を設けること。

三 要管理家畜伝染病病原体の実験室等は、次のとおりとすること。

イ 実験室等の内部の壁、床、天井その他要管理家畜伝染病病原体により汚染されるおそれがある部分は、その表面が消毒の容易な構造であること。

ロ 実験室等の内部に安全キャビネットを備えていること（製造施設にあつては、当該製造施設からの要管理家畜伝染病病原体の拡散を防止するための措置を講じていること。）。

ただし、次に掲げる場合は、この限りでない。

(1) 要管理家畜伝染病病原体の使用がエアロゾルの発生を伴うものでない場合

(2) 動物に対して要管理家畜伝染病病原体を使用する場合において、その大きさのために当該動物を安全キャビネットに収容することができないとき。

ハ 実験室等（動物非使用検査室を除く。）に、次に定めるところにより、専用の前室を附置すること。

(1) 通常前室を通じてのみ実験室等に入ることができる構造のものとし、かつ、当該前室の出入口が屋外に直接面していな

-
- いものであること。
- (2) 前室の出入口に、インターロック又はこれに準ずる機能を有する二重扉を設けること。
- ニ 実験室等（動物非使用検査室を除く。）に、次に定めるところにより、排気設備を設けること。ただし、当該実験室等の内部にクラスIIIキャビネットのみを備えている場合は、この限りでない。
- (1) 排気設備は、常に空気が実験室等の出入口から実験室等の内部へ流れるよう管理することができる構造であること。
- (2) 排気設備は、実験室等からの排気が、一以上のへパフィルターを通じてなされる構造であること。
- (3) 排気設備は、その稼働状況を確認する装置を備えていること。
- ホ 実験室等に、足若しくは肘で又は自動で操作することができる手洗い設備を設けること。ただし、当該設備と同等以上の効果を有する措置を講じている場合は、この限りでない。
- へ 実験室等に、鍵その他の閉鎖のための設備又は器具を設けること。
- ト 実験室等は、要管理家畜伝染病病原体による汚染を除去するために密閉することができる構造であること。
- 四 実験室等において動物に対して要管理家畜伝染病病原体を使用する場合には、次のとおりとする。
- イ 飼育設備は、当該実験室等の内部であつて、アイソレーター内又は排気設備の排気口付近に設けること。
- ロ 当該取扱施設に、焼却炉を設けること。ただし、これと同等以上の効果を有する措置を講じている場合は、この限りでない。
- ハ 当該実験室等の前室に、シャワー室を設けること。ただし、次のいずれにも該当する場合
-

- 合は、この限りでない。
- (1) 当該実験室等において、専用の衣服（当該実験室等に立ち入る者が着用している衣服の上から着用する衣服をいう。）を二重に着用して作業する場合
- (2) 飼育設備をアイソレーター内又は安全キャビネット内に設ける場合
- (3) アイソレーター内又は安全キャビネット内において動物に対して要管理家畜伝染病病原体を使用する場合
- 五 要管理家畜伝染病病原体の滅菌等設備は、実験室等の内部に設けること。
- 六 実験室等（動物非使用検査室を除く。）にあつては、当該取扱施設に、非常用予備電源設備を附置すること。ただし、実験室等に、当該実験室等への給気がヘパフィルターを通じてなされる構造である給気設備を設けている場合は、この限りでない。
- 七 一年に一回以上定期的に当該取扱施設を点検し、前各号に掲げる基準に適合するようその機能の維持が図られること。
- 2 第五十六条の三第二号及び第十一号に掲げる病原体の取扱施設であつて、動物に対して当該病原体を使用しないものについては、前項第三号ハ、ニ及びト並びに第六号の規定は適用せず、同項第五号の規定の適用については、同号中「実験室等」とあるのは、「当該取扱施設」とする。
- 3 第五十六条の三第十一号に掲げる病原体（第五十六条の三第十号に掲げる要件のいずれかに該当しないことが確認されたものに限る。）の取扱施設であつて、鳥類以外の動物に対して当該病原体を使用するものについては、第一項第三号ハ及びト、第四号並びに第六号の規定は適用せず、同項第三号ニ及び第五号の規定の適用については、同項第三号ニ中「設けること」とあるのは「設けること又は飼育設備をアイソレーター内に設けること」と、同項第五号中「実験室等」とあるのは「当該取扱施設」とする。

- 七 前号に規定する期間内に第四十六条の十一第二項の規定による届出があつた場合において、同号の通知の日前六十日以内に当該届出に係る法人（当該届出に係る同項に規定する滅菌譲渡について相当の理由がある法人を除く。）の役員若しくは政令で定める使用人であつた者又は当該届出に係る個人（当該届出に係る同項に規定する滅菌譲渡について相当の理由がある者を除く。）の政令で定める使用人であつた者で、当該届出の日から五年を経過しないもの
- 八 営業に関し成年者と同一の能力を有しない未成年者でその法定代理人（法定代理人が法人である場合においては、その役員を含む。）が前各号のいずれかに該当するもの
- 九 法人でその役員又は政令で定める使用人のうちに第一号から第七号までのいずれかに該当する者のあるもの
- 十 個人で政令で定める使用人のうちに第一号から第七号までのいずれかに該当する者のあるもの

- （政令で定める使用人）
- 第八条 法第四十六条の六第二項第七号、第九号及び第十号（これらの規定を法第四十六条の八第四項において準用する場合を含む。）の政令で定める使用人は、次に掲げるものの代表者である使用人とする。
- 一 本店又は支店（商人以外の者にあつては、主たる事務所又は従たる事務所）
- 二 前号に掲げるもののほか、継続的に業務を行うことができる施設を有する場所で、法第四十六条の五第一項に規定する家畜伝染病病原体の所持に係る契約を締結する権限を有する者を置くもの

- 4 前項の病原体の取扱施設であつて、次に掲げる要件に該当するものについては、第一項第三号ハ、ニ及びト、第四号並びに第六号の規定は適用せず、同項第五号の規定の適用については、同号中「実験室等」とあるのは、「当該取扱施設」とする。
- 一 飼育設備をアイソレーター内又は安全キャビネット内に設ける施設であること。
- 二 アイソレーター内又は安全キャビネット内において鳥類に対して要管理家畜伝染病病原体を使用する施設であること。

（心身の故障により家畜伝染病病原体を適正に所持することができない者）

第五十六条の九の二 法第四十六条の六第二項第一号の農林水産省令で定める者は、精神の機能の障害により家畜伝染病病原体を適正に所持するに当たつて必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者とする。

3 の
前条第一項本文の許可には、条件を付することができる。この場合において、その条件は、その許可に係る家畜伝染病病原体による家畜伝染病の発生を予防し、又はそのまん延を防止するため必要な最小限度のものに限り、かつ、許可を受ける者に不当な義務を課することとならないものでなければならぬ。

(許可証)

第四十六条の七 農林水産大臣は、第四十六条の五第一項本文の許可をしたときは、その許可に係る家畜伝染病病原体の種類その他農林水産省令で定める事項を記載した許可証を交付しなければならない。

2 許可証の再交付及び返納その他許可証に関する手続的事項は、農林水産省令で定める。

(許可事項の変更)

第四十六条の八 許可所持者は、第四十六条の五第二項第二号から第四号までに掲げる事項の変更を

(所持に係る許可証)

第五十六条の十 法第四十六条の七第一項の農林水産省令で定める事項は、次のとおりとし、同項の許可証(以下「許可証」という。)の様式は、別記様式第三十三号とする。

一 氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名
二 所持の目的及び方法

三 取扱施設の名称及び所在地
四 法第四十六条の六第三項の規定により付された法第四十六条の五第一項本文の許可の条件

2 許可所持者は、許可証が汚損され、又は失われたときは、別記様式第三十四号による申請書及び許可証が汚損された場合にあつてはその許可証を農林水産大臣に提出し、許可証の再交付を受けることができる。

3 許可所持者は、次に掲げるときは、直ちにその許可証(第三号の場合にあつては、発見した許可証)を農林水産大臣に返納しなければならない。
一 所持の目的を達したとき又はこれを失つたとき。

二 法第四十六条の五第一項本文の許可を取り消されたとき。

三 前項の規定により許可証の再交付を受けた後、失われた許可証を発見したとき。

(許可事項の変更の許可の申請)

第五十六条の十一 法第四十六条の八第一項本文の規定による変更の許可の申請は、別記様式第三十

しようとするときは、農林水産省令の定めるところにより、農林水産大臣の許可を受けなければならない。ただし、その変更が農林水産省令で定められた軽微なものであるときは、この限りでない。

2 許可所持者は、前項ただし書に規定する軽微な変更をしようとするときは、農林水産省令の定めるところにより、あらかじめ、その旨を農林水産大臣に届け出なければならない。

3 許可所持者は、第四十六条の五第二項第一号に掲げる事項を変更したときは、農林水産省令の定めるところにより、その変更の日から三十日以内に、その旨を農林水産大臣に届け出なければならない。

五号による申請書に次に掲げる書類を添えて、農林水産大臣に提出しなければならない。

一 変更の予定時期を記載した書面

二 変更に係る第五十六条の六第四号から第七号までに掲げる書類

三 工事を伴うときは、その予定工事期間並びにその工事期間中家畜伝染病病原体による家畜伝染病の発生の予防及びまん延の防止に関し講ずる措置を記載した書面

2 法第四十六条の八第一項本文の許可を受けようとする許可所持者は、その許可の申請の際に、許可証を農林水産大臣に提出し、変更後の事項を記載した許可証の交付を受けなければならない。

(許可事項の変更の許可を要しない軽微な変更)
第五十六条の十二 法第四十六条の八第一項ただし書の農林水産省令で定める軽微な変更は、次に掲げるものとする。

一 取扱施設の廃止(家畜伝染病病原体の法第四十六条の十一第二項に規定する滅菌譲渡(以下「滅菌譲渡」という。)を伴わないものに限る。)

二 所持の方法の変更
三 管理区域の変更及び設備の増設(工事を伴わないものに限る。)

(許可事項の軽微な変更の届出)

第五十六条の十三 法第四十六条の八第二項の規定による届出は、別記様式第三十六号による届出書に第五十六条の十一第一項第一号及び第二号に掲げる書類を添えて、農林水産大臣に提出してしなければならない。

(氏名等の変更の届出)

第五十六条の十四 法第四十六条の八第三項の規定による届出は、別記様式第三十七号による届出書に次に掲げる書類を添えて、農林水産大臣に提出してしなければならない。

4 第一項本文の許可には、第四十六条の六の規定を準用する。

(許可の取消し等)
第四十六条の九 農林水産大臣は、許可所持者が次の各号のいずれかに該当する場合は、第四十六条の五第一項本文の許可を取り消し、又は一年以内の期間を定めてその許可の効力を停止することができる。

- 一 取扱施設の位置、構造又は設備が第四十六条の六第一項第二号の技術上の基準に適合しなくなつたとき。
- 二 第四十六条の六第二項各号のいずれかに該当するに至つたとき。
- 三 第四十六条の六第三項（前条第四項において準用する場合を含む。）の条件に違反したとき。
- 四 この法律又はこの法律に基づく命令若しくは処分に違反したとき。

- 一 法人の名称を変更する場合にあつては、変更後の法人の登記事項証明書
- 二 氏名を変更する場合にあつては、変更後の許可所持者が、法第四十六条の六第二項各号（第九号を除く。）に掲げる者に該当しない旨の宣誓書
- 三 法人の代表者の氏名を変更する場合にあつては、変更後のその代表者が、法第四十六条の六第二項第九号に規定する者に該当しない旨の宣誓書

(精神障害の届出)
第五十六条の十四の二 許可所持者又はその法定代理人若しくは同居の親族は、当該許可所持者が精神の機能の障害を有する状態となりその許可に係る家畜伝染病病原体の適正な所持を継続することが著しく困難となつたときは、農林水産大臣にその旨を届け出るものとする。この場合においては、その病名、障害の程度、病因、病後の経過、治療の見込みその他参考となる所見を記載した医師の診断書を添付しなければならない。

2 前項の規定による許可の取消し及び効力の停止に關し必要な事項は、農林水産省令で定める。

(家畜伝染病病原体の譲渡し及び譲受けの制限)
第四十六条の十 家畜伝染病病原体は、次の各号のいずれかに該当する場合のほか、譲り渡し、又は譲り受けてはならない。

一 許可所持者がその許可に係る家畜伝染病病原体を、他の許可所持者（当該家畜伝染病病原体に係る第四十六条の五第一項本文の許可を受けた者に限る。以下この号において同じ。）に譲り渡し、又は他の許可所持者若しくは次条第二項に規定する滅菌譲渡義務者から譲り受ける場合

二 次条第二項に規定する滅菌譲渡義務者が家畜伝染病病原体を、農林水産省令の定めるところにより、許可所持者（当該家畜伝染病病原体に係る第四十六条の五第一項本文の許可を受けた者に限る。）に譲り渡す場合

(滅菌等)

第四十六条の十一 次の各号に掲げる者が当該各号に定める場合に該当するときは、その所持する家畜伝染病病原体の滅菌若しくは無害化（以下「滅菌等」という。）をし、又はその譲渡しをしなければならぬ。

一 許可所持者 その許可に係る家畜伝染病病原体について所持することを要しなくなつた場合又は第四十六条の五第一項本文の許可を取り消され、若しくはその許可の効力を停止された場合

二 家畜の伝染性疾病の病原体の検査を行つてい
る機関（前号に掲げる者を除く。）その業務に伴い家畜伝染病病原体を所持することとなつた場合

2 前項の規定により家畜伝染病病原体の滅菌等又は譲渡し（以下「滅菌譲渡」という。）をしなればならない者（以下「滅菌譲渡義務者」という

(譲渡しの制限)

第五十六条の十五 法第四十六条の十第二号の規定による家畜伝染病病原体の譲渡しは、法第四十六条の十一第二項の規定による滅菌譲渡の届出をしてするものとする。

(滅菌譲渡の届出)

第五十六条の十六 法第四十六条の十一第二項の規定による滅菌譲渡の届出は、別記様式第三十八号

。が、当該家畜伝染病病原体の滅菌譲渡をしようとするときは、農林水産省令の定めるところにより、当該家畜伝染病病原体の種類、滅菌譲渡の方法その他農林水産省令で定める事項を農林水産大臣に届け出なければならぬ。

3 許可所持者が、その許可に係る家畜伝染病病原体を所持することを要しなくなつた場合において、前項の規定による届出をしたときは、第四十六条の五第一項本文の許可は、その効力を失う。

4 農林水産大臣は、必要があると認めるときは、滅菌譲渡義務者に対し、農林水産省令の定めるところにより、当該家畜伝染病病原体の滅菌譲渡の方法の変更その他当該家畜伝染病病原体による家畜伝染病の発生を予防し、又はそのまん延を防止するために必要な措置を講ずべき旨を命ずることができる。

(家畜伝染病発生予防規程の作成等)

第四十六条の十二 許可所持者は、その許可に係る家畜伝染病病原体による家畜伝染病の発生を予防し、及びそのまん延を防止するため、農林水産省令の定めるところにより、当該家畜伝染病病原体の所持を開始する前に、家畜伝染病発生予防規程を作成し、農林水産大臣に届け出なければならぬ。

により、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める日から滅菌譲渡をするまでの間に、速やかに行わなければならない。

一 許可所持者がその許可に係る家畜伝染病病原体について所持することを要しなくなつた場合所持することを要しなくなつた日

二 許可所持者が法第四十六条の五第一項本文の許可を取り消され、又はその許可の効力を停止された場合 その許可の取消し又は効力の停止の日

三 家畜の伝染性疾病の検査を行っている機関（許可所持者を除く。）がその業務に伴い家畜伝染病病原体を所持することとなつた場合 当該所持の開始の日

2 法第四十六条の十一第二項の農林水産省令で定める事項は、次のとおりとする。

一 氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名

二 滅菌譲渡の予定日

三 譲渡しをする場合にあつては、譲り受ける事業所の名称及び所在地

(措置命令書の記載事項)

第五十六条の十七 法第四十六条の十一第四項の規定による命令は、次に掲げる事項を記載した命令書を交付して行うものとする。

一 講ずべき措置の内容

二 命令の年月日及び履行期限

三 命令を行う理由

(家畜伝染病発生予防規程)

第五十六条の十八 法第四十六条の十二第一項の規定による家畜伝染病発生予防規程の作成は、次に掲げる事項について定めて行うものとする。

一 病原体取扱主任者その他の家畜伝染病病原体の取扱い及び管理に従事する者に関する職務及び組織に関すること。

二 家畜伝染病病原体の取扱いに従事する者であ

- 2 許可所持者は、家畜伝染病発生予防規程を変更したときは、その変更の日から三十日以内に、その旨を農林水産大臣に届け出なければならない。
- 3 農林水産大臣は、家畜伝染病病原体による家畜伝染病の発生を予防し、又はそのまん延を防止するため必要があるときは、許可所持者に対し、家畜伝染病発生予防規程を変更すべき旨を命ずることができらる。

(病原体取扱主任者の選任等)

第四十六条の十三 許可所持者は、その許可に係る家畜伝染病病原体による家畜伝染病の発生の予防及びまん延の防止について監督を行わせるため、当該家畜伝染病病原体の取扱いの知識経験に関する要件として農林水産省令で定めるものを備える者のうちから、病原体取扱主任者を選任しなければ

つて、実験室等に立ち入るものの制限に関すること。

- 三 取扱施設の維持及び管理に関すること。
 - 四 家畜伝染病病原体の保管、使用、運搬及び滅菌譲渡に関すること。
 - 五 家畜伝染病病原体の受入れ、払出し及び移動の制限に関すること。
 - 六 家畜伝染病病原体による家畜伝染病の発生を予防し、及びそのまん延を防止するために必要な教育及び訓練に関すること。
 - 七 法第四十六条の十五の規定による記帳及び保存に関すること。
 - 八 家畜伝染病病原体の取扱いに係る情報の管理に関すること。
 - 九 家畜伝染病病原体の盗取、所在不明その他の事故が生じたときの措置に関すること。
 - 十 災害時の応急措置に関すること。
 - 十一 その他家畜伝染病病原体による家畜伝染病の発生の予防及びまん延の防止に関し必要な事項
- 2 法第四十六条の十二第一項の規定による届出は別記様式第三十九号によりするものとする。
 - 3 法第四十六条の十二第二項の規定による届出は別記様式第四十号により、変更後の家畜伝染病発生予防規程を添えてしなければならない。

(病原体取扱主任者の要件)

第五十六条の十九 法第四十六条の十三第一項の農林水産省令で定める要件は、次に掲げる者であつて、家畜伝染病病原体の取扱いに関する十分な知識経験を有するものから選任することとする。

- 一 獣医師
- 二 医師

ならない。

- 2 許可所持者は、病原体取扱主任者を選任したときは、農林水産省令の定めるところにより、その選任の日から三十日以内に、その旨を農林水産大臣に届け出なければならぬ。これを解任したときも、同様とする。
- 3 病原体取扱主任者は、誠実にその職務を遂行しなければならない。
- 4 取扱施設に立ち入る者は、病原体取扱主任者がこの法律又はこの法律に基づく命令若しくは家畜伝染病発生予防規程の実施を確保するためにする指示に従わなければならない。
- 5 許可所持者は、その許可に係る家畜伝染病病原体による家畜伝染病の発生の予防及びまん延の防止に関し、病原体取扱主任者の意見を尊重しなければならない。
- 6 農林水産大臣は、病原体取扱主任者が、この法律又はこの法律に基づく命令の規定に違反したときは、許可所持者に対し、当該病原体取扱主任者を解任すべき旨を命ずることができる。

(教育訓練)

第四十六条の十四 許可所持者は、取扱施設に立ち入る者に対し、農林水産省令の定めるところにより、家畜伝染病発生予防規程の周知を図るほか、

三 歯科医師

四 薬剤師

五 臨床検査技師

六 学校教育法(昭和二十二年法律第二十六号)

に基づく大学において生物学若しくは農学の課程若しくはこれらに相当する課程を修めて卒業した者(これらの課程を修めて同法に基づく専門職大学の前期課程を修了した者を含む。)又は同法第四百条第七項第二号に規定する大学若しくは大学院に相当する教育を行う課程が置かれる教育施設において生物学若しくは農学の課程若しくはこれらに相当する課程を修めて同号に規定する課程を修了した者

(病原体取扱主任者の選任等の届出)

第五十六条の二十 法第四十六条の十三第二項の規定による病原体取扱主任者の選任及び解任の届出は、別記様式第四十一号によりするものとする。

(教育訓練)

第五十六条の二十一 法第四十六条の十四の教育及び訓練は、管理区域(要管理家畜伝染病病原体又は届出伝染病等病原体の取扱施設にあつては、実

その許可に係る家畜伝染病病原体による家畜伝染病の発生を予防し、及びそのまん延を防止するために必要な教育及び訓練を施さなければならない。

一 病原体業務従事者に対する教育及び訓練（次号の教育及び訓練を除く。）は、初めて管理区域等に立ち入る前及び管理区域等に立ち入った後にあつては三年を超えない期間ごとに行うこと。

二 病原体業務従事者で重点管理家畜伝染病病原体の取扱施設の管理区域に立ち入るものに対する当該病原体の扱い及び管理に習熟するための教育及び訓練は、初めて当該管理区域に立ち入った後に行うこと。

三 取扱等業務に従事する者で管理区域等に立ち入らないものに対する教育及び訓練は、取扱等業務を開始する前及び取扱等業務を開始した後にあつては三年を超えない期間ごとに行うこと。

四 前三号に規定する者に対する教育及び訓練は、次に掲げる項目（前号に規定する者にあつては、イに掲げるものを除く。）について行うこと。

イ 家畜伝染病病原体の性質
ロ 家畜伝染病病原体の管理
ハ 家畜伝染病病原体による家畜伝染病の発生の予防及びまん延の防止に関する法令

ニ 家畜伝染病発生予防規程
五 第一号から第三号までに規定する者以外の者に対する教育及び訓練は、その者が立ち入る取扱施設において家畜伝染病病原体による家畜伝染病の発生を予防し、又はそのまん延を防止するために必要な事項について行うこと。

前項の規定にかかわらず、同項第四号イからニまでに掲げる項目又は同項第五号の事項の全部又は一部に関し十分な知識及び技能を有していると認められる者に対しては、当該項目又は事項に関する教育及び訓練を省略することができる。

2
前項の規定にかかわらず、同項第四号イからニまでに掲げる項目又は同項第五号の事項の全部又は一部に関し十分な知識及び技能を有していると認められる者に対しては、当該項目又は事項に関する教育及び訓練を省略することができる。

(記帳義務)

第四十六条の十五 許可所持者は、農林水産省令の定めるところにより、帳簿を備え、その所持する家畜伝染病病原体の保管、使用及び滅菌等に関する事項その他当該家畜伝染病病原体による家畜伝染病の発生の予防及びまん延の防止に関し必要な事項を記載しなければならない。

(記帳)

第五十六条の二十二 法第四十六条の十五第一項の規定により許可所持者が備えるべき帳簿に記載しなければならない事項の細目は、次のとおりとする。

- 一 受入れ又は払出しに係る家畜伝染病病原体の種類及び数量
 - 二 家畜伝染病病原体の受入れ又は払出しの年月日
 - 三 家畜伝染病病原体の保管の方法及び場所
 - 四 使用に係る家畜伝染病病原体の種類
 - 五 家畜伝染病病原体の使用の年月日
 - 六 滅菌譲渡に係る家畜伝染病病原体の種類
 - 七 家畜伝染病病原体の滅菌譲渡の年月日
 - 八 家畜伝染病病原体の滅菌等の方法及び場所
 - 九 家畜伝染病病原体の受入れ又は払出しをした者の氏名
 - 十 家畜伝染病病原体の使用をした者の氏名
 - 十一 家畜伝染病病原体の滅菌等をした者の氏名
 - 十二 重点管理家畜伝染病病原体に係る管理区域に立ち入った者の氏名
 - 十三 重点管理家畜伝染病病原体に係る管理区域への立入りの年月日
 - 十四 重点管理家畜伝染病病原体に係る管理区域に対する教育及び訓練の実施年月日、項目並びに当該教育及び訓練を受けた者の氏名
 - 十五 取扱施設の点検の実施年月日、点検の結果及びこれに伴う措置の内容並びに点検した者の氏名
- 2 前項各号に掲げる事項の細目が電子計算機に備えられたファイル又は磁気ディスク（これに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物を含む。）に記録され、必要に応じ電子計算機その他の機器を用いて明確に紙面に表示されるときは、当該記録をもつて帳簿への記載に代えることができる。
 - 3 許可所持者は、一年ごとに法第四十六条の十五第一項の帳簿を閉鎖しなければならない。

2 前項の帳簿は、農林水産省令の定めるところにより、保存しなければならない。

(施設の基準等)

第四十六条の十六 許可所持者は、取扱施設の位置、構造及び設備を第四十六条の六第一項第二号の技術上の基準に適合するように維持しなければならない。

2 農林水産大臣は、取扱施設の位置、構造又は設備が前項の技術上の基準に適合していないときは、許可所持者に対し、当該施設の修理又は改造その他当該家畜伝染病病原体による家畜伝染病の発生の予防又はまん延の防止のために必要な措置を講ずべき旨を命ずることができる。

(保管等の基準等)

第四十六条の十七 許可所持者及び滅菌譲渡義務者並びにこれらの者から運搬を委託された者（以下「許可所持者等」という。）は、その所持する家畜伝染病病原体の保管、使用、運搬（船舶又は航空機による運搬を除く。以下同じ。）又は滅菌等をする場合においては、農林水産省令で定める技術上の基準に従つて当該家畜伝染病病原体による家畜伝染病の発生の予防及びまん延の防止のために必要な措置を講じなければならない。

2 農林水産大臣は、許可所持者等が講ずる家畜伝染病病原体の保管、使用、運搬又は滅菌等に関する措置が前項の技術上の基準に適合していないときは、その者に対し、その保管、使用、運搬又は滅菌等の方法の変更その他当該家畜伝染病病原体による家畜伝染病の発生の予防又はまん延の防止のために必要な措置を講ずべき旨を命ずることができる。

4 法第四十六条の十五第二項の規定による帳簿の保存は、前項の規定による帳簿の閉鎖後一年間行うものとする。

(家畜伝染病病原体の保管の基準)

第五十六条の二十三 法第四十六条の十七第一項の農林水産省令で定める技術上の基準のうち、重点管理家畜伝染病病原体の保管に係るものは、次のとおりとする。

一 重点管理家畜伝染病病原体の保管は、保管庫において、密封することができる容器に入れた状態で行うこと。

二 重点管理家畜伝染病病原体を保管する間保管庫を確実に施錠する等、やむを得ない場合を除き重点管理家畜伝染病病原体を持ち出すことができないようにするための措置を講ずること。

三 重点管理家畜伝染病病原体の実験室等の前室の出入口には、別記様式第三十二号による標識を付すること。

2 法第四十六条の十七第一項の農林水産省令で定める技術上の基準のうち、要管理家畜伝染病病原体の保管に係るものは、次のとおりとする。

一 要管理家畜伝染病病原体の保管は、保管庫において、密封することができる容器に入れた状態で行うこと。

二 要管理家畜伝染病病原体を保管する間保管庫

を確実に施設する等、やむを得ない場合を除き
要管理家畜伝染病病原体を持ち出すことができ
ないようにするための措置を講ずること。

三 要管理家畜伝染病病原体の保管施設（要管理
家畜伝染病病原体を実験室等内において保管す
る場合にあつては、当該実験室等の前室（動物
非使用検査室にあつては、当該動物非使用検査
室））の出入口には、別記様式第三十二号によ
る標識を付すること。

3 第五十六条の九第二項から第四項までの取扱施
設に対する前項第三号の規定の適用については、
同号中「実験室等の前室（動物非使用検査室にあ
つては、当該動物非使用検査室）」とあるのは、
「実験室等」とする。

（家畜伝染病病原体の使用の基準）

第五十六条の二十四 法第四十六条の十七第一項の
農林水産省令で定める技術上の基準のうち、重点
管理家畜伝染病病原体の使用に係るものは、次の
とおりとする。

一 実験室等に立ち入るときは、その前室におい
て専用の衣服（実験室等に立ち入る者が着用す
る全ての衣服をいう。以下この項において同じ
。）及び防護具を着用すること。

二 実験室等において衣服及び防護具を着用して
作業すること。

三 重点管理家畜伝染病病原体の使用は、次に掲
げる場合を除き、実験室等（製造施設を除く。
）の内部に備えられた安全キャビネットにおい
て行うこと。

イ 当該使用がエアロゾルの発生を伴うもので
ない場合

ロ 動物に対して重点管理家畜伝染病病原体を
使用する場合において、その大きさのために
当該動物を安全キャビネットに収容すること
ができないとき。

四 実験室等の作業区域における飲食、喫煙及び
化粧を禁止すること。

-
- 五 実験室等から退出するときは、その前室において衣服及び防護具を脱ぎ、これらを当該実験室等に持ち出す場合を除き、滅菌等設備により滅菌等をするまで当該前室から当該衣服及び防護具を持ち出さないこと。
- 六 実験室等から退出するときは、その前室に設けられたシャワー室においてその体表の重点管理家畜伝染病病原体による汚染の除去をするこ
と。
- 七 実験室等からの排気は、排気設備により滅菌等を行うこと。
- 八 重点管理家畜伝染病病原体により汚染し、又は汚染したおそれがある物品を実験室等から持ち出す場合には、衣服及び防護具を当該実験室等の前室に持ち出す場合を除き、滅菌等設備により当該物品の滅菌等を行うこと。
- 九 重点管理家畜伝染病病原体により汚染し、又は汚染したおそれがある物品を実験室等から持ち出す場合には、使用日から起算して七日間、管理区域外において当該重点管理家畜伝染病病原体に感染する動物と接触しないこと。
- 十 実験室等において重点管理家畜伝染病病原体を使用する場合は、使用日から起算して七日間、管理区域外において当該重点管理家畜伝染病病原体に感染する動物と接触しないこと。
- 十一 実験室等における作業に関係しない動物を当該実験室等に入れないこと。
- 十二 実験室等において動物に対して重点管理家畜伝染病病原体を使用する場合には、次のとおりとする。
- イ 当該実験室等に立ち入るときは、第十四号の許可とは別に、病原体取扱主任者の許可を得ること。
- ロ やむを得ない場合を除き、重点管理家畜伝染病病原体を使用した動物を当該実験室等から持ち出さないこと。
- ハ 重点管理家畜伝染病病原体を使用した動物の死体を当該実験室等から持ち出す場合には、当該死体を滅菌等設備により滅菌等をする
-

とともに、持ち出した当該死体を取扱施設に設けられた焼却炉又はこれと同等以上の機能を有する設備により焼却すること。ただし、重点管理家畜伝染病病原体による汚染を除去した当該死体を学術研究の用に供する場合は、この限りでない。

二 衣服及び防護具並びに飼育設備は、洗浄する前に重点管理家畜伝染病病原体による汚染を除去すること。

ホ 節足動物及び齧歯類の侵入を防止するために必要な措置を講ずること。

十三 実験室等の前室の出入口には、別記様式第三十二号による標識を付すること。

十四 事前に許可所持者及び病原体取扱主任者の許可を得ていない者の管理区域への立入りを禁止し、これらの者の許可を得て病原体業務従事者以外の者が当該管理区域に立ち入るときは、病原体業務従事者の指示に従わせること。

2 法第四十六条の第十七項の農林水産省令で定める技術上の基準のうち、要管理家畜伝染病病原体の取扱施設（第五十六条の九第二項から第四項までの取扱施設を除く。）における要管理家畜伝染病病原体の使用に係るものは、次のとおりとする。

一 実験室等（動物非使用検査室を除く。）に立ち入るときは、その前室において専用の衣服（実験室等に立ち入る者が着用している衣服の上から着用する衣服（動物に対して要管理家畜伝染病病原体を使用する実験室等にあつては、当該実験室等に立ち入る者が着用する全ての衣服）をいう。以下この項において同じ。）及び防護具を着用すること。

二 実験室等において衣服及び防護具を着用して作業すること。

三 要管理家畜伝染病病原体の使用は、次に掲げる場合を除き、実験室等（製造施設を除く。）の内部に備えられた安全キャビネットにおいて行うこと。

-
- イ 当該使用がエアロゾルの発生を伴うものでない場合
- ロ 動物に対して要管理家畜伝染病病原体を使用する場合において、その大きさのために当該動物を安全キャビネットに収容することができないとき。
- 四 実験室等の作業区域における飲食、喫煙及び化粧を禁止すること。
- 五 実験室等から退出するときは、次に掲げる措置を講ずること。
- イ 実験室等（動物非使用検査室を除く。）にあつては、その前室において衣服及び防護具を脱ぎ、これらを当該実験室等に持ち出す場合を除き、滅菌等設備により滅菌等をするまで当該前室から当該衣服及び防護具を持ち出さないこと。
- ロ 動物非使用検査室にあつては、衣服及び防護具を脱ぎ、滅菌等設備により滅菌等をするまで当該動物非使用検査室から当該衣服及び防護具を持ち出さないこと。
- 六 実験室等から退出するときは、手洗い設備により手指を洗浄すること。ただし、当該設備と同等以上の効果を有する措置を講じている場合は、この限りでない。
- 七 実験室等（動物非使用検査室を除く。）からの排気は、排気設備により滅菌等すること。
- 八 要管理家畜伝染病病原体により汚染し、又は汚染したおそれがある実験室等及びその前室（動物非使用検査室にあつては、当該動物非使用検査室）からの排水は、滅菌等設備により滅菌等すること。
- 九 要管理家畜伝染病病原体により汚染し、又は汚染したおそれがある物品を実験室等から持ち出す場合には、次に掲げる措置を講ずること。
- イ 実験室等（動物非使用検査室を除く。）にあつては、衣服及び防護具を当該実験室等の前室に持ち出す場合を除き、滅菌等設備により当該物品の滅菌等すること。
-

-
- ロ 動物非使用検査室にあつては、滅菌等設備により当該物品の滅菌等を行うこと。
- 十 実験室等における作業に関係しない動物を当該実験室等に入れないこと。
- 十一 実験室等において動物に対して要管理家畜伝染病病原体を使用する場合には、次のとおりとする。
- イ 当該実験室等に立ち入るときは、病原体取扱主任者の許可を得ること。
- ロ やむを得ない場合を除き、要管理家畜伝染病病原体を使用した動物を当該実験室等から持ち出さないこと。
- ハ 要管理家畜伝染病病原体を使用した動物の死体を当該実験室等から持ち出す場合には、当該死体を滅菌等設備により滅菌等を行うとともに、持ち出した当該死体については、取扱施設に設けられた焼却炉により焼却し、又はこれと同等以上の効果を有する措置を講ずること。ただし、要管理家畜伝染病病原体による汚染を除去した当該死体を学術研究の用に供する場合は、この限りでない。
- ニ 当該実験室等から退出するときは、その前室に設けられたシャワー室においてその体表の要管理家畜伝染病病原体による汚染を除去すること。ただし、第五十六条の九第一項第四号ハ(1)から(3)までのいずれにも該当する場合は、この限りでない。
- ホ 衣服及び防護具並びに飼育設備は、洗浄する前に要管理家畜伝染病病原体による汚染を除去すること。
- ヘ 節足動物及び齧歯類の侵入を防止するために必要な措置を講ずること。
- 十二 実験室等の前室（動物非使用検査室にあつては、当該動物非使用検査室）の出入口には、別記様式第三十二号による標識を付すること。
- 十三 管理区域には、やむを得ない場合を除き人が立ち入らないようにするための措置を講じ、病原体業務従事者以外の者が立ち入るときは、
-

3

病原体業務従事者の指示に従わせること。

法第四十六条の十七第一項の農林水産省令で定める技術上の基準のうち、第五十六条の九第二項から第四項までの取扱施設における要管理家畜伝染病病原体の使用に係るものは、次のとおりとする。

- 一 実験室等において衣服（実験室等に立ち入る者が着用している衣服の上から着用する衣服をいう。以下この項において同じ。）及び防護具を着用して作業すること。
- 二 要管理家畜伝染病病原体の使用は、次に掲げる場合を除き、実験室等（製造施設を除く。）の内部に備えられた安全キャビネットにおいて行うこと。
- イ 当該使用がエアロゾルの発生を伴うものではない場合
- ロ 動物に対して要管理家畜伝染病病原体を使用する場合において、その大きさのために当該動物を安全キャビネットに収容することができないとき。
- 三 実験室等の作業区域における飲食、喫煙及び化粧を禁止すること。
- 四 実験室等から退出するときは、衣服及び防護具を脱ぎ、滅菌等設備により滅菌等をするまで当該実験室等から当該衣服及び防護具を持ち出さないこと。
- 五 実験室等から退出するときは、手洗い設備により手指を洗浄すること。ただし、当該設備と同等以上の効果を有する措置を講じている場合は、この限りでない。
- 六 第五十六条の九第三項の取扱施設において実験室等と同条第一項第三号ニの排気設備を設けている場合には、当該実験室等からの排気は、当該排気設備により滅菌等を行うこと。
- 七 要管理家畜伝染病病原体により汚染し、又は汚染したおそれがある実験室等からの排水は、当該実験室等において滅菌等をする場合を除き、密封することができる容器に入れて当該実験

-
- 室等から持ち出し、取扱施設に設けられた滅菌等設備により滅菌等すること。
- 八 要管理家畜伝染病病原体により汚染し、又は汚染したおそれがある物品を実験室等から持ち出す場合には、当該実験室等において滅菌等をする場合を除き、密封することができる容器に入れるとともに、持ち出した当該物品を取扱施設に設けられた滅菌等設備により滅菌等すること。
- 九 実験室等における作業に関係しない動物を当該実験室等に入れないこと。
- 十 実験室等において動物に対して要管理家畜伝染病病原体を使用する場合には、次のとおりとする。
- イ 当該実験室等に立ち入るときは、病原体取扱主任者の許可を受けること。
- ロ 当該実験室等の窓を閉鎖するとともに、当該窓が割れないようにすること。
- ハ やむを得ない場合を除き、要管理家畜伝染病病原体を使用した動物を当該実験室等から持ち出さないこと。
- ニ 要管理家畜伝染病病原体を使用した動物の死体を当該実験室等から持ち出す場合には、当該実験室等において滅菌等をする場合を除き、密封することができる容器に入れるとともに、持ち出した当該死体については、取扱施設に設けられた滅菌等設備により滅菌等をし、かつ、焼却又はこれと同等以上の効果を有する措置を講ずること。ただし、要管理家畜伝染病病原体による汚染を除去した当該死体を学術研究の用に供する場合は、この限りでない。
- ホ 衣服及び防護具並びに飼育設備は、洗浄する前に要管理家畜伝染病病原体による汚染を除去すること。
- ヘ 節足動物及び齧歯類の侵入を防止するため必要な措置を講ずること。
- 十一 実験室等の出入口には、別記様式第三十二
-

号による標識を付すること。

十二 管理区域には、やむを得ない場合を除き人が立ち入らないようにするための措置を講じ、病原体業務従事者以外の者が立ち入るときは、病原体業務従事者の指示に従わせること。

(監視伝染病病原体の運搬及び滅菌等の基準)

第五十六条の二十五 法第四十六条の十七第一項(法第四十六条の二十第二項において読み替えて準用する場合を含む。)の農林水産省令で定める技術上の基準のうち、監視伝染病病原体の運搬に係るものは、次のとおりとする。

一 監視伝染病病原体の運搬は、これを容器(内装容器、外装容器及び包装の総体をいう。以下この項において同じ。)に入れた状態で行うこと。

二 前号の容器は、次に掲げる基準に適合するものであること。

イ 容易に、かつ、安全に取り扱うことができること。

ロ やむを得ない場合を除き開封されないように、容易に破れないシールの貼付け等の措置が講じられていること。

ハ 内容物の漏えいのおそれがない十分な強度及び耐水性を有するものであること。

ニ 運搬中に予想される温度及び内圧の変化、振動等により、亀裂、破損等が生ずるおそれがないこと。

ホ 第一次容器は、適切な方法により密閉されたものであること。

ヘ 第二次容器は、適切な方法により密閉され、かつ、九十五キロパスカル以上の内部のゲージ圧力及び零下四十度から摂氏五十五度までの温度の変化に耐えるものであること。

ト 外装容器は、直方体のもので、少なくともその一面は各辺が十センチメートル以上のものとする。

チ 内装容器に、監視伝染病病原体に代えて水

又は水と不凍液を混合したものを当該内装容器の容量の九十八パーセント以上入れた状態で、容器を、次の表の上欄に掲げる内装容器の材料及び同表の中欄に掲げる外装容器の材料につき、それぞれ同表の下欄に定める条件の下に置いた後、速やかに九メートルの高さから硬く滑らかな水平面に最大の破損を及ぼすように落下させた場合において、当該容器に、内容物の漏えい又は運搬の安全性を損なうおそれがある損傷がないこと。

内装容器の材料	外装容器の材料	条件
プラスチック	プラスチック	条件一
プラスチック	ファイバ版（段ボール）	条件一及び条件二
プラスチック	その他のもの	条件一
その他のもの	プラスチック	条件一
その他のもの	ファイバ版（段ボール）	条件二

備考

一 この表において「条件一」とは、容器を零下十八度以下の温度の下に二十四時間（ドライアイスを入れる場合にあっては、四時間と当該ドライアイスが全て気化するまでの時間とのいずれか長い時間）以上置くことをいう。

二 この表において「条件二」とは、容器を少なくとも一時間当たりの水量が

約五十ミリメートルの降水に一時間以上さらすことをいう。

リ 内装容器に、監視伝染病病原体に代えて水又は水と不凍液を混合したものを当該内装容器の容量の九十八パーセント以上入れた状態で、容器を、次に掲げる条件の下に置いた場合において、当該容器に、内容物の漏えい又は運搬の安全性を損なうおそれがある損傷がないこと。

(1) 当該容器の総質量が七キログラム以下の場合にあつては、鋼鉄丸棒であつて、その質量が七キログラム、その直径が三・八センチメートル以下、かつ、その先端の半径が〇・六センチメートル以下のものを、当該容器に、一メートルの高さから当該容器に対して最大の損傷を及ぼすように落下させて衝突させること。

(2) 当該容器の総質量が七キログラムを超える場合にあつては、当該容器を、硬質の水平面に垂直に固定した鋼鉄丸棒であつて、その直径が三・八センチメートル、その長さが二十センチメートル、かつ、その上端の半径が〇・六センチメートル以下のものに、一メートルの高さから当該容器に対して最大の損傷を及ぼすように落下させて衝突させること。

ヌ 一の第二次容器に二以上の第一次容器を入れる場合には、第一次容器同士の接触がないように、第一次容器を個々に包装し、又は分離して包装すること。

ル 監視伝染病病原体と他の物（当該監視伝染病病原体を運搬するために必要なものを除く。）を同一の外装容器に入れないこと。

ロ 液状の物質を運搬する際に吸収材又は緩衝材を使用する場合には、当該吸収材又は緩衝材は、当該液状の物質の全量を吸収することができる量とすること。

ワ 環境温度以上の温度の下において運搬する場合には、第一次容器は、ガラス製、金属製又はプラスチック製であること。

カ 外装容器に氷を入れて運搬する場合には、当該外装容器に、当該氷が溶けても第二次容器をその原位置に保持する支持物を設けるとともに、漏水を防止する措置を講ずること。

ヨ 外装容器にドライアイスを入れて運搬する場合には、当該外装容器に、当該ドライアイスが気化しても第二次容器をその原位置に保持する支持物を設けるとともに、気化したドライアイスのガスを放散する措置を講ずること。

タ 液化窒素を使用する場合には、第一次容器がプラスチック製であり、かつ、第一次容器及び第二次容器が液化窒素の温度に耐えるものであること。

レ 凍結乾燥の物質を運搬する場合には、第一次容器は、火炎密封されたガラス製のアンブル又はゴム栓をした金属製のシール付きのガラス製の瓶とすることができること。

ソ 外装容器に、内容物の項目リストを封入すること。

三 容器の表面には、次に掲げる措置を講ずること。

イ 様式第四十二号による表示を容易に消せない方法で付すること。

ロ 様式第四十三号による標識を見やすいように付すること。

ハ 液状の監視伝染病病原体を入れる場合には、容器の表面には、ロの標識のほか、様式第四十四号による標識をその相対する二側面に見やすいように付すること。

ニ 次に掲げる事項を見やすいように表示すること。

(1) 荷受人及び荷送人の氏名又は名称及び住所

(2) 責任者の氏名又は名称及び電話番号

- (3) 「病毒を移しやすい物質（動物に対し伝染性があるもの）」及び「UN二九〇〇」の文字（人体に対しても伝染性がある病原体を運搬する場合にあつては、「病毒を移しやすい物質（人体に対し伝染性があるもの）」及び「UN二八一四」の文字）
- 四 監視伝染病病原体を入れた容器の車両等への積付けは、運搬中において移動、転倒、転落等により安全性が損なわれないように行うこと。
- 五 重点管理家畜伝染病病原体を運搬する者は、次に掲げる措置を講ずること。
- イ 第三号ニ(1)から(3)までに掲げる事項その他参考となる事項を荷送人が記載した書面を携行すること。
- ロ 重点管理家畜伝染病病原体の取扱方法、事故が生じた場合に講じなければならない措置その他の当該病原体の運搬に関し留意すべき事項を記載した書面を携行すること。
- ハ 事故が生じた場合に必要の有効塩素濃度〇・一パーセント以上の次亜塩素酸ナトリウム水又はこれと同等以上の効果を有するものを携行すること。
- 2 前項第二号ロ、トからリまで、ル、カ及びソ、第三号及び第五号の規定は、事業所内において行う家畜伝染病病原体の運搬については、適用しない。
- 3 事業所内において行う届出伝染病等病原体の運搬については、第一項第二号（イ、ハ及びニを除く。）、第三号及び第五号の規定は適用せず、同項第一号の規定の適用については、同号中「容器（内装容器、外装容器及び包装の総体をいう。以下この項において同じ。）」とあるのは、「密封することができる容器」とする。
- 4 法第四十六条の十七第一項（法第四十六条の二十第二項において読み替えて準用する場合を含む。）の農林水産省令で定める技術上の基準のうち、監視伝染病病原体の滅菌等に係るものは、次のとおりとする。

(災害時の応急措置)

第四十六条の十八 許可所持者等は、その所持する家畜伝染病病原体に関し、地震、火災その他の災害が起こったことにより、当該家畜伝染病病原体による家畜伝染病が発生し、若しくはまん延した場合又は当該家畜伝染病病原体による家畜伝染病が発生し、若しくはまん延するおそれがある場合においては、直ちに、農林水産省令の定めるところにより、応急の措置を講じなければならない。

2 許可所持者等は、前項に規定する場合においては、農林水産省令の定めるところにより、遅滞なく、その旨を農林水産大臣に届け出なければならない。

3 農林水産大臣は、第一項の場合において、当該家畜伝染病病原体による家畜伝染病の発生を予防し、又はそのまん延を防止するため緊急の必要があるときは、許可所持者等に対し、当該家畜伝染病病原体の保管場所の変更、当該家畜伝染病病原体の滅菌等その他当該家畜伝染病病原体による家畜伝染病の発生の予防又はまん延の防止のために必要な措置を講ずべき旨を命ずることができる。

(届出伝染病等病原体の所持の届出)

(災害時の応急措置)

一 撰氏百二十一度以上で十五分以上若しくはこれと同等以上の効果を有する条件で高圧蒸気滅菌をする方法又はこれらと同等以上の効果を有する方法により滅菌等を行うこと。

二 排水は、撰氏百二十一度以上で十五分以上若しくはこれと同等以上の効果を有する条件で高圧蒸気滅菌をする方法又はこれらと同等以上の効果を有する方法により滅菌等を行うこと。

第五十六条の二十六 法第四十六条の十八第一項（法第四十六条の二十第二項において読み替えて準用する場合を含む。）の規定により講じなければならない応急の措置は、次に掲げるところによる。

一 必要に応じて監視伝染病病原体を安全な場所に移すとともに、監視伝染病病原体がある場所の周囲には、縄を張り、又は標識等をつけ、かつ、見張人を配置することにより、関係者以外の者が立ち入らないようにするための措置を講ずるよう努めること。

二 その他監視伝染病病原体による家畜の伝染性疾病的発生を予防し、又はそのまん延を防止するために必要な措置を講ずること。

2 法第四十六条の十八第二項（法第四十六条の二十第二項において準用する場合を含む。）の規定による届出は、別記様式第四十五号によりするものとする。

(届出伝染病等病原体)

第四十六条の十九 届出伝染病等病原体（家畜伝染病病原体以外の家畜伝染病の病原体及び届出伝染病の病原体であつて、農林水産省令で定めるものをいう。以下同じ。）を所持する者は、農林水産省令の定めるところにより、その所持の開始の日から七日以内に、当該届出伝染病等病原体の種類その他農林水産省令で定める事項を農林水産大臣に届け出なければならぬ。ただし、次に掲げる場合は、この限りでない。

第五十六条の二十七 法第四十六条の十九第一項本文の農林水産省令で定める病原体は、次に掲げるものとする。

- 一 ベシキュロウイルス・ベシキュラー stomatitis イテイスアラゴアスウイルス（別名水疱性口内炎ウイルス）
- 二 ベシキュロウイルス・ベシキュラー stomatitis イテイスインディアナウイルス（別名水疱性口内炎ウイルス）
- 三 ベシキュロウイルス・ベシキュラー stomatitis イテイスニュージャージーウイルス（別名水疱性口内炎ウイルス）
- 四 パスツレラ・マルトシダ（莢膜抗原型が B 又は E であるものであつて、菌体抗原型が *type Teston* の型別で二又は二・五であるものに限る。）（別名出血性敗血症菌）
- 五 ブルセラ・オビス（別名ブルセラ症菌）
- 六 マイコバクテリウム・カプレ（別名結核菌）
- 七 レンチウイルス・エクインインフェクシヤス アネミアウイルス（別名馬伝染性貧血ウイルス）
- 八 エンテロウイルス・スワインベシキュラーデイズウイルス（別名豚水疱病ウイルス）
- 九 インフルエンザウイルス A・インフルエンザ Aウイルス（第五十六条の三第十一号イからリまでに掲げる病原体に限る。）（別名低病原性鳥インフルエンザウイルス）
- 十 エイブラウイルス・ニューカッスルデイズウイルス（次に掲げる要件のいずれかに該当するものに限る。）（別名ニューカッスル病ウイルス）
- イ 鶏の初生ひなにおける I C P I が〇・七以上であること。
- ロ 次のいずれにも該当すること。
 - (1) F 蛋白質の百十三番目から百十六番目までのアミノ酸残基のうち三以上がアルギニン残基又はリジン残基であると推定されること。

(2) F 蛋白質の百十七番目のアミノ酸残基がフェニルアラニン残基であると推定されること。

十一 サルモネラ・エンテリカ（血清型がガリナラムであるものであつて、生物型がプロラム又はガリナラムであるものに限る。）（別名家きんサルモネラ症菌）

十二 マカウウイルス・アルセラインヘルペスウイルス（別名悪性カタル熱ウイルス）

十三 マカウウイルス・オバインヘルペスウイルス

十四 二（別名悪性カタル熱ウイルス）

十四 インフルエンザウイルスA・インフルエンザAウイルス（血清亜型がH三N八又はH七N七であるものであつて、馬から分離されたものに限る。）（別名馬インフルエンザウイルス）

十五 ベシウイルス・ベシキュラー^トエ^ラザンテマオブスワイ^ンウイルス（別名豚水疱疹ウイルス）

（届出伝染病等病原体の所持の届出）

第五十六条の二十八 法第四十六条の十九第一項本文の届出は、事業所ごとに、別記様式第四十六号による届出書に次に掲げる書類を添えてするものとする。

一 法人にあつては、法人の登記事項証明書

二 届出伝染病等病原体取扱施設を中心とし、縮尺及び方位を付けた事業所内外の見取図

三 届出伝染病等病原体取扱施設のうち、届出伝染病等病原体の取扱いに係る室の間取り、設備、用途及び出入口、管理区域並びに別記様式第三十二号による標識を付ける箇所を示し、かつ、縮尺及び方位を付けた平面図

四 届出伝染病等病原体取扱施設のうち、届出伝染病等病原体の取扱いに係る主要部分の縮尺を付けた立面図（当該主要部分が全て前号の平面図に図示されている場合を除く。）

五 その他当該届出に係る届出伝染病等病原体取扱施設が法第四十六条の二十第一項において読

一 家畜の伝染性疾病の病原体の検査を行つてい
る機関が、その業務に伴い届出伝染病等病原体
を所持することとなつた場合において、農林水
産省令の定めるところにより、滅菌譲渡をする
までの間当該届出伝染病等病原体を所持する
とき。

二 届出伝染病等病原体を所持する者から運搬又
は滅菌等を委託された者が、その委託に係る届
出伝染病等病原体を当該運搬又は滅菌等のため
に所持する場合
三 届出伝染病等病原体を所持する者の従業者が
、その職務上届出伝染病等病原体を所持する場
合

2 前項本文の規定による届出をした者（次条第一
項において「届出所持者」という。）は、その届
出に係る事項を変更したときは、農林水産省令の
定めるところにより、その変更の日から七日以内
に、その旨を農林水産大臣に届け出なければなら
ない。その届出に係る届出伝染病等病原体を所持
しないこととなつたときも、同様とする。

(準用)

第四十六條の二十 届出所持者には、第四十六條の

み替えて準用する法第四十六條の十六第一項の
技術上の基準に適合していることを説明した書
類

2 法第四十六條の十九第一項本文の農林水産省令
で定める事項は、次のとおりとする。

- 一 氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては
、その代表者の氏名
- 二 所持の開始の年月日
- 三 届出伝染病等病原体取扱施設の位置、構造及
び設備

(家畜の伝染性疾病の検査を行つている機関の届
出伝染病等病原体の所持の基準)

第五十六條の二十九 法第四十六條の十九第一項第
一号の規定による届出伝染病等病原体の所持は、
次に掲げる基準に従い、行うものとする。

- 一 保管庫において、密封することができる容器
に入れた状態で行うこと。
- 二 当該所持をする間保管庫を確実に施錠する等
、やむを得ない場合を除き届出伝染病等病原体
を持ち出すことができないようにするための措
置を講ずること。
- 三 滅菌等をする場合にあつては、所持の開始の
日から十日以内に、第五十六條の二十五第四項
に規定する基準に従い、自ら又は他者に委託し
て行うこととし、譲渡しをする場合にあつては
、所持の開始の日後遅滞なく行うこと。

(所持の届出に係る変更及び不所持の届出)
第五十六條の三十 法第四十六條の十九第二項の規
定による変更及び不所持の届出は、別記様式第四
十七号による届出書に、変更の届出にあつては第
五十六條の二十八第一項第二号から第五号までに
掲げる書類を添えてするものとする。

(記帳)

第五十六條の三十一 法第四十六條の二十第一項に

十五及び第四十六条の十六の規定を準用する。この場合において、第四十六条の十五第一項及び第四十六条の十六第二項中「家畜伝染病病原体」とあるのは「届出伝染病等病原体」と、「家畜伝染病の」とあるのは「家畜の伝染性疾病の」と、同条中「取扱施設」とあるのは「届出伝染病等病原体の保管、使用及び滅菌等をする施設」と、同条第一項中「第四十六条の六第一項第二号の」とあるのは「農林水産省令で定める」と読み替えるものとする。

において読み替えて準用する法第四十六条の十五第一項の規定により届出所持者が備えるべき帳簿に記載しなければならない事項の細目は、次のとおりとする。

- 一 受入れ又は払出しに係る届出伝染病等病原体の種類及び数量
 - 二 届出伝染病等病原体の受入れ又は払出しの年月日
 - 三 届出伝染病等病原体の保管の方法及び場所
 - 四 使用に係る届出伝染病等病原体の種類
 - 五 届出伝染病等病原体の使用の年月日
 - 六 滅菌譲渡に係る届出伝染病等病原体の種類
 - 七 届出伝染病等病原体の滅菌譲渡の年月日
 - 八 届出伝染病等病原体の滅菌等の方法及び場所
 - 九 届出伝染病等病原体の受入れ又は払出しをした者の氏名
 - 十 届出伝染病等病原体の使用をした者の氏名
 - 十一 届出伝染病等病原体の滅菌等をした者の氏名
 - 十二 届出伝染病等病原体取扱施設の点検の実施年月日、点検の結果及びこれに伴う措置の内容並びに点検した者の氏名
- 2 前項の帳簿には、第五十六条の二十二第二項から第四項までの規定を準用する。

(届出伝染病等病原体取扱施設の基準)
第五十六条の三十二 法第四十六条の二十第一項において読み替えて準用する法第四十六条の十六第一

一項の届出伝染病等病原体取扱施設に係る農林水産省令で定める技術上の基準は、次のとおりとする。

- 一 当該届出伝染病等病原体取扱施設に、管理区域を設定すること。
- 二 届出伝染病等病原体の保管庫は、実験室等の内部（出入口に施錠その他の通行制限のための措置が講じられている保管施設が管理区域内に設けられているときは、当該保管施設の内部）に設け、鍵その他の閉鎖のための設備又は器具

を設けること。
三 届出伝染病等病原体の実験室等は、次のとおりとすること。

イ 実験室等の内部の壁、床、天井その他届出伝染病等病原体により汚染されるおそれがある部分は、その表面が消毒の容易な構造であること。

ロ 実験室等の内部に安全キャビネットを備えていること（製造施設にあつては、当該製造施設からの届出伝染病等病原体の拡散を防止するための措置を講じていること）。ただし、次に掲げる場合は、この限りでない。

(1) 届出伝染病等病原体の使用がエアロゾルの発生を伴うものでない場合
(2) 動物に対して届出伝染病等病原体を使用する場合において、その大きさのために当該動物を安全キャビネットに収容することができないとき。

ハ 実験室等に、足若しくは肘で又は自動で操作することができる手洗い設備を設けること。ただし、当該設備と同等以上の効果を有する措置を講じている場合は、この限りでない。

ニ 実験室等に、鍵その他の閉鎖のための設備又は器具を設けること。

四 実験室等において動物に対して届出伝染病等病原体を使用する場合には、次のとおりとすること。

イ 飼育設備は、当該実験室等の内部に設けること。

ロ 第五十六条の二十七第一号から第三号まで、第五号、第六号、第八号から第十号まで、第十四号及び第十五号に掲げる病原体の実験室等にあつては、次に定めるところにより、排気設備を設けること又は飼育設備をアイソレーター内に設けること。

(1) 排気設備は、常に空気が実験室等の出入口から実験室等の内部へ流れるよう管理す

2 届出伝染病等病原体を所持する者（前条第一項第三号の従業者を除く。以下同じ。）には、第四十六條の十七及び第四十六條の十八の規定を準用する。この場合において、第四十六條の十七並びに第四十六條の十八第一項及び第三項中「家畜伝染病病原体」とあるのは「届出伝染病等病原体」と、「による家畜伝染病」とあるのは「による家畜の伝染性疾病」と読み替えるものとする。

ることができる構造であること。

(2) 排気設備は、実験室等からの排気が、以上のヘパフィルターを通じてなされる構造であること。

(3) 排気設備は、その稼働状況を確認する装置を備えていること。

五 届出伝染病等病原体の滅菌等設備は、当該届出伝染病等病原体取扱施設の内部に設けること。

六 一年に一回以上定期的に当該届出伝染病等病原体取扱施設を点検し、前各号に掲げる基準に適合するようその機能の維持が図られること。

2 前項の規定は、第五十六條の三第十一号イからリまでに掲げる病原体の取扱いをする施設であつて、当該病原体のみを取り扱い、かつ、動物に対して当該病原体を使用しないものについては、適用しない。

2 (届出伝染病等病原体の保管及び使用の基準)

第五十六條の三十三 法第四十六條の二十第二項において読み替えて準用する法第四十六條の十七第一項の農林水産省令で定める技術上の基準のうち、届出伝染病等病原体の保管に係るものは、次のとおりとする。

一 届出伝染病等病原体の保管は、保管庫において、密封することができる容器に入れた状態で行うこと。

二 届出伝染病等病原体を保管する間保管庫を確実に施錠する等、やむを得ない場合を除き届出伝染病等病原体を持ち出すことができないようにするための措置を講ずること。

三 届出伝染病等病原体の保管施設（届出伝染病等病原体を実験室等内において保管する場合にあつては、当該実験室等）の出入口には、別記様式第三十二号による標識を付すること。

2 法第四十六條の二十第二項において読み替えて準用する法第四十六條の十七第一項の農林水産省令で定める技術上の基準のうち、届出伝染病等病

-
- 一 原体の使用に係るものは、次のとおりとする。
 - 一 実験室等内においては、専用の衣服（実験室等に立ち入る者が着用している衣服の上から着用する衣服をいう。以下この項において同じ。）及び防護具を着用して作業すること。
 - 二 届出伝染病等病原体の使用は、次に掲げる場合を除き、実験室等（製造施設を除く。）の内部に備えられた安全キャビネットにおいて行うこと。
 - イ 当該使用がエアロゾルの発生を伴うものではない場合
 - ロ 動物に対して届出伝染病等病原体を使用する場合において、その大きさのために当該動物を安全キャビネットに収容することができないとき。
 - 三 届出伝染病等病原体を使用する際には、実験室等のドアを閉めておくこと。
 - 四 実験室等の作業区域における飲食、喫煙及び化粧を禁止すること。
 - 五 実験室等から退出するときは、衣服及び防護具を脱ぐこと。
 - 六 実験室等から退出するときは、手洗い設備により手指を洗浄すること。ただし、当該設備と同等以上の効果を有する措置を講じている場合は、この限りでない。
 - 七 届出伝染病等病原体により汚染し、又は汚染したおそれがある実験室等からの排水は、当該実験室等において滅菌等をする場合を除き、密封することができる容器に入れて当該実験室等から持ち出し、届出伝染病等病原体取扱施設に設けられた滅菌等設備により滅菌等を行うこと。
 - 八 届出伝染病等病原体により汚染し、又は汚染したおそれがある物品を実験室等から持ち出す場合には、当該実験室等において滅菌等をする場合を除き、密封することができる容器に入れるとともに、持ち出した当該物品を届出伝染病等病原体取扱施設に設けられた滅菌等設備によ
-

-
- り滅菌等を行うこと。
- 九 実験室等における作業に関係しない動物を実験室等内に入れないこと。
- 十 実験室等において動物に対して届出伝染病等病原体を使用する場合には、次のとおりとする。
- イ 当該実験室等に立ち入るときは、病原体業務従事者の許可を受けること。
- ロ 当該実験室等の窓を閉鎖するとともに、当該窓が割れないようにすること。
- ハ 前条第一項第四号の実験室等において同号口の排気設備を設けている場合には、当該実験室等からの排気は、当該排気設備により滅菌等を行うこと。
- ニ やむを得ない場合を除き、届出伝染病等病原体を使用した動物を当該実験室等から持ち出さないこと。
- ホ 届出伝染病等病原体を使用した動物の死体を当該実験室等から持ち出す場合には、当該実験室等において滅菌等を行う場合を除き、密封することができ容器に入れるとともに、持ち出した当該死体については、届出伝染病等病原体取扱施設に設けられた滅菌等設備により滅菌等をし、かつ、焼却又はこれと同等以上の効果を有する措置を講ずること。ただし、届出伝染病等病原体による汚染を除去した当該死体を学術研究の用に供する場合は、この限りでない。
- ヘ 衣服及び防護具並びに飼育設備は、洗浄する前に届出伝染病等病原体による汚染を除去すること。
- ト 節足動物及び齧歯類の侵入を防止するために必要な措置を講ずること。
- 十一 実験室等の出入口には、別記様式第三十二号による標識を付すること。
- 十二 実験室等には、やむを得ない場合を除き人が立ち入らないようにするための措置を講じ、病原体業務従事者以外の者が立ち入るときは、
-

(事業所管大臣等に対する要請)

第四十六条の二十一 農林水産大臣は、家畜伝染病病原体又は届出伝染病等病原体（以下「監視伝染病病原体」という。）による家畜の伝染性疾病の発生を予防し、又はそのまん延を防止するため必要があると認めるときは、当該監視伝染病病原体を取り扱う事業者の事業を所管する大臣に対し、当該事業者による監視伝染病病原体の適切な取扱いを確保するために必要な措置を講ずることを要請することができる。

2 農林水産大臣は、監視伝染病病原体による家畜の伝染性疾病の発生を予防し、又はそのまん延を防止するため緊急の必要があると認めるときは、都道府県知事に対し、家畜の伝染性疾病に関する試験研究又は検査を行っている機関の職員の派遣その他必要な協力を要請することができる。

(適用除外)

第四十六条の二十二 第四十六条の五から前条までの規定は、次に掲げる病原体については、適用しない。

一 医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和三十五年法律第百四十五号）第十四条第一項、第二十三条の二の五第一項若しくは第二十三条の二十五第一項（これらの規定が同法第八十三条第一項の規定により読み替えて適用される場合を含む。）の規定による承認又は同法第二十三条の二の二三第一項（同法第八十三条第一項の規定により読み替えて適用される場合を含む。）の規定による認証を受けた医薬品又は再生医療等製品に含まれる病原体その他これに準ずる病原体であつて家畜の伝染性疾病を発生させるおそれがないものとして農林水産省令で定める

3 病原体業務従事者の指示に従わせること。前二項の規定は、前条第二項の施設については、適用しない。

(適用除外となる病原体)

第五十六条の三十四 法第四十六条の二十二第一号の農林水産省令で定める病原体は、次に掲げるものとする。

- 一 マイコプラズマ・マイコイデス（亜種がマイコイデスであるもののV株に限る。）
- 二 ペスチウイルス・クラシカルスワインフィーバーウイルス（CBF株に限る。）
- 三 マイコバクテリウム・ボービス (bactille Calmette-Guerin株に限る。)
- 四 生物学的製剤（動物用医薬品等取締規則（平成十六年農林水産省令第百七号）第二百十三条第一項第四号の生物学的製剤に限る。）又は再

もの

二 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第六條第二十項に規定する一種病原体等、同條第二十一項に規定する二種病原体等、同條第二十二項に規定する三種病原体等又は同條第二十三項に規定する四種病原体等（それによる家畜伝染病のまん延により家畜の生産又は健康の維持に重大な影響を及ぼすおそれがある病原体として農林水産省令で定めるものを除く。）に該当する病原体

第六章 雑則

（農林水産大臣の都道府県知事に対する指示）

生医療等製品（同令第二百十四條第一項各号の再生医療等製品又は再生医療等製品に限る。）に含まれている病原体

五 生物学的製剤の製造のため緊急の必要がある場合において当該製造に使用される病原体その他農林水産大臣が法第四十六條の五から第四十六條の二十一までの規定を適用することが適当でないとして認めて公示した病原体

※家畜伝染病予防法第四十六條の五から第四十六條の二十一までの規定を適用することが適当でないとして農林水産大臣が認める病原体を公示する件（略）

（適用除外とならない病原体）

第五十六條の三十五 法第四十六條の二十二第二号の農林水産省令で定める病原体は、次に掲げるものとする。

一 第五十六條の三十号に掲げる病原体であつて、血清型がH二N二、H五N一、H七N七又はH七N九であるもの（感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成十年法律第百十四号）第六條第七項に規定する新型インフルエンザ等感染症（以下「新型インフルエンザ等感染症」という。）の病原体を除く。）

二 第五十六條の三十一号に掲げる病原体であつて、血清型がH五N一、H七N七又はH七N九であるもの（新型インフルエンザ等感染症の病原体を除く。）

三 第五十六條の三十一号ハからリまでに掲げる病原体

四 第五十六條の二十七第十四号に掲げる病原体であつて、血清型がH七N七であるもの（新型インフルエンザ等感染症の病原体を除く。）

第六章 雑則

第四十七条 農林水産大臣は、家畜の伝染性疾病の発生又はまん延により、畜産に重大な影響を及ぼすおそれがあるときは、都道府県知事に対し、第六条第一項、第九条、第十五条、第十七条、第七条の二第五項若しくは第六項、第二十五条の二、第二十六条第一項、第三項若しくは第五項、第二十八条の二第一項、第三十条、第三十一条第一項若しくは第二項、第三十二条第一項若しくは第三十三条から第三十四条の二までの規定による措置を実施し、又は家畜防疫員に第十六条第三項の規定による措置を実施させるべき旨を指示することができる。

(国の都道府県に対する協力)

第四十八条 農林水産大臣は、前条の指示をした場合又は都道府県知事から求められた場合において必要と認めるときは、その指定する家畜防疫官をして都道府県知事の指示を受け、第二章又は第三章の規定により家畜防疫員の行なうべき職権を行なわせることができる。

(家畜防疫員の派遣の要請)

第四十八条の二 都道府県知事は、家畜の伝染性疾病を予防するため緊急の必要があるときは、他の都道府県知事に対し、家畜防疫員の派遣を要請することができる。この場合において、家畜防疫員の派遣を要請された都道府県知事は、正当な理由がない限り、その派遣を拒んではならない。

2 前項の規定による要請に応じて派遣された家畜防疫員は、その派遣を要請した都道府県知事の指示を受け、当該都道府県の家畜防疫員の行なうべき職権を行なうことができる。

3 第一項の規定による要請に応じて派遣される家畜防疫員の派遣に伴い要する費用は、その派遣を受ける都道府県が支弁するものとする。

4 前項の場合において、その派遣を受ける都道府県が当該費用を支弁しないとまがないときは、当該都道府県は、その派遣をする他の都道府県に対

し、当該費用の一時繰替え支弁を求めることができる。

(動物用生物学的製剤等の譲与又は貸付)

第四十九条 農林水産大臣は、家畜の伝染性疾病を予防するため必要があると認めるときは、都道府県に対し、動物用生物学的製剤を譲与し、又は予防用器具を無償若しくは時価よりも低い対価で貸し付けることができる。

(動物用生物学的製剤の使用の制限)

第五十条 農林水産大臣の指定する動物用生物学的製剤は、都道府県知事の許可を受けなければ使用してはならない。

(立入検査等)

第五十一条 家畜防疫官又は家畜防疫員は、家畜の伝染性疾病を予防するため必要があるときは、競馬場、家畜市場、家畜共進会場等家畜の集合する場所、衛生管理区域、化製場若しくは死亡獣畜取扱場、と畜場、倉庫、船舶、車両、航空機又は家畜の伝染性疾病の病原体により汚染し、若しくは汚染したおそれがあるその他の場所に立ち入つて動物その他の物を検査し、関係者に質問し、又は検査のため必要な限度において、動物の血液、乳汁等採取し、若しくは動物の死体その他の物を

(動物用生物学的製剤の指定)

第五十七条 法第五十条の農林水産大臣の指定する動物用生物学的製剤は、次のとおりとする。

- 一 日本薬局方に収められておらず、かつ、医薬品医療機器等法第八十三条第一項の規定により読み替えて適用される医薬品医療機器等法第十四条第一項、第十九条の二第一項、第二十三条の二の五第一項又は第二十三条の二の十七第一項の承認を受けていない動物用生物学的製剤（牛、水牛、鹿、馬、めん羊、山羊、豚、いのしし、鶏、あひる、うずら、きじ、だちょう、ほろほろ鳥、七面鳥、犬、うさぎ及び蜜蜂に使用するものに限る。）
- 二 牛疫予防液、牛肺疫予防液、口蹄疫予防液、豚熱予防液、高病原性鳥インフルエンザ予防液、ツベルクリン、マレイン及びヨーニン

集取することができる。

2 農林水産大臣は、前章の規定を施行するため必要があるときは、その職員に、許可所持者等又は届出伝染病等病原体を所持する者の事務所又は事業所に立ち入つてその者の帳簿、書類その他必要な物件を検査させ、関係者に質問させ、又は検査のため必要な限度において、監視伝染病病原体若しくはこれにより汚染し、若しくは汚染したおそれがある物を集取させることができる。

3 農林水産省の職員（家畜防疫官を除く。）は、前項の規定による立入検査、質問又は集取をするときは、農林水産省令の定めるところにより、その身分を示す証明書を携帯し、関係者にこれを提示しなければならない。

4 第一項及び第二項の規定による立入検査、質問、採取又は集取の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

（報告）

第五十二条 農林水産大臣又は都道府県知事は、家畜の伝染性疾病を予防するため必要があるときは、農林水産省令で定める手続に従い、動物の所有者、獣医師、家畜の伝染性疾病の病原体の所有者、飼料の製造、輸入若しくは販売の事業を行う者、競馬、家畜市場、家畜共進会等家畜を集合させる催物の開催者又は化製場若しくは死亡獣畜取扱場若しくはと畜場の所有者に対し、必要な事項についての報告を求めることができる。

2 農林水産大臣は、前章の規定を施行するため必要があるときは、農林水産省令で定める手続に従い、許可所持者等又は届出伝染病等病原体を所持する者に対し、必要な事項についての報告を求めることができる。

（伝染性疾病の発生の状況等に関する情報の収集

（証明書）
第五十七条の二 法第五十一条第三項の証明書の様式は、別記様式第四十八号とする。

（報告）

第五十八条 法第五十二条第一項及び第二項の報告を求めるときは、次に掲げる事項を記載した報告請求書を交付してしなければならない。ただし、都道府県知事が五十人を超える者から同条第一項の報告を求めようとするときは、次に掲げる事項及び報告すべき者の範囲を告示するとともに公衆の見やすい場所に掲示して報告請求書の交付に代えることができる。

- 一 実施の目的
- 二 報告すべき事項
- 三 報告書の提出期限
- 四 その他必要な事項

及び公表)

第五十二条の二 農林水産大臣は、家畜の伝染性疾病の外国における発生の状況、動向及び原因に関する情報を収集するものとする。

2 農林水産大臣は、この法律の規定により得られた情報その他その収集した家畜の伝染性疾病に関する情報について整理及び分析を行い、家畜の伝染性疾病の発生の状況、動向及び原因に関する情報並びに当該家畜の伝染性疾病の発生の予防及びまん延の防止のために必要な情報をインターネットの利用その他の適切な方法により積極的に公表するものとする。

(審査請求の制限)

第五十二条の三 第十四条第三項、第十六条第一項、第十九条、第二十条第二項、第二十一条第一項、第二十三条第一項、第二十五条第一項又は第二十六条第二項の規定による家畜防疫員の指示(第四十六条第一項又は第四十八条の規定により家畜防疫官が行うこれらの規定による指示を含む。)
及び第十七条第一項、第十七条の二第五項又は第二十六条第一項の規定による都道府県知事の命令(第四十六条第一項の規定により動物検疫所長が行う第十七条第一項又は第二十六条第一項の規定による命令を含む。)
については、審査請求をすることができない。

(家畜防疫官及び家畜防疫員)

第五十三条 この法律に規定する事務に従事させるため、農林水産省に家畜防疫官を置く。

2 前項の家畜防疫官は、獣医師の中から任命する。ただし、特に必要があるときは家畜の伝染性疾病予防に関し学識経験のある獣医師以外の者を任命することができる。

3 この法律に規定する事務に従事させるため、都道府県知事は、当該都道府県の職員で獣医師であるものの中から、家畜防疫員を任命する。ただし、特に必要があるときは、当該都道府県の職員で

家畜の伝染性疾病予防に関し学識経験のある獣医師以外の者を任命することができる。

4 都道府県知事は、獣医師を当該都道府県の職員として採用することにより、この法律に規定する事務を処理するために必要となる員数の家畜防疫員を確保するよう努めなければならない。

(証票の携帯等)

第五十四条 家畜防疫官又は家畜防疫員は、この法律により職務を執行するときは、農林水産省令の定めるところにより、その身分を示す証票を携帯し、関係者の請求があつたときは、これを呈示しなければならない。

(服制)

第五十五条 家畜防疫官の服制は、農林水産大臣が定める。

(処分の承継人に対する効力)

第五十六条 この法律（前章を除く。以下この項において同じ。）又はこの法律に基づく命令の規定による指示その他の処分は、当該処分の目的である家畜その他の物の所有者又は管理者から権利を承継した者又は権利の設定を受けて、新たに当該家畜その他の物の管理者となつた者に対しても、またその効力を有する。

2 前項の家畜その他の物の所有者又は管理者は、当該家畜その他の物を他人に譲渡し、又は管理させる場合には、その処分があつたこと及びその処分の内容をその者に知らせなければならない。

(特別区に関する規定の適用)

第五十七条 この法律中市町村又は市町村長に関する規定は、特別区のある地にあつては、特別区又は特別区長に適用する。

(手当金)

第五十八条 国は、次に掲げる動物又は物品の所有

(証票)

第五十九条 法第五十四条の規定による証票の様式は、別記様式第四十九号とする。

※ 昭和六十三年十月一日農林水産省告示第千五百八十号（家畜防疫官服制を定める等の件）（略）

(手当金及び特別手当金の不交付又は返還の対象者)

者（第十七条の規定により殺すべき旨を命ぜられた家畜については、その命令のあつた時における当該家畜の所有者）に対し、それぞれ当該各号に定める額（当該動物の死体が利用価値を有する場合）には、その評価額を当該各号に定める額から差し引いて得た額）を手当金として交付する。ただし、家畜の伝染性疾病の発生を予防し、又はまん延を防止するために必要な措置を講じなかつた者その他の農林水産省令で定める者に対しては、農林水産省令の定めるところにより、この項本文の規定により交付すべき手当金の全部若しくは一部を交付せず、又はこの項本文の規定により交付した手当金の全部若しくは一部を返還させるものとする。

一 第十六条又は第十七条の規定により殺された患畜（次号に該当するものを除く。）にあつては、患畜となる前における当該家畜の評価額（その額が、家畜の種類ごとに、標準的な資質を有する家畜の売買取引において通常成立すると認められる取引価額を下らない範囲内において政令で定める額を超えるときは、当該政令で定める額とする。次項第一号において同じ。）の三分の一

二 ブルセラ症、結核、ヨーネ病又は馬伝染性貧血にかかつたため第十七条の規定により殺された患畜にあつては、同条の命令があつた時における当該家畜の評価額（その額が家畜の種類ごとに前号の政令で定める額を超えるときは、当該政令で定める額とする。）の五分の四

三 第十六条、第十七条又は第二十条第一項の規定により殺された疑似患畜にあつては、疑似患畜となる前における当該家畜の評価額の五分の四

四 第四条の二第三項若しくは第五項、第五条第

（家畜の評価額の最高限度額）

第九条 法第五十八条第一項第一号の政令で定める額は、牛にあつては九十五万円、水牛にあつては五十万円、鹿にあつては十二万円、馬にあつては五百三十万円、めん羊にあつては六万五千元、山羊にあつては四万四千元、豚にあつては三万五千元、いのししにあつては五万五千元、鶏にあつては八百円、あひるにあつては二千二百円、うずらにあつては二百円、きじにあつては四千三百円、だちようにあつては五万二千円、ほろほろ鳥にあつては二千八百円、七面鳥にあつては八千八百円とする。

第六十条 法第五十八条第一項ただし書及び第二項

ただし書の農林水産省令で定める者は、同条第一項各号に掲げる動物若しくは物品又は同条第二項各号に掲げる家畜若しくは物品（以下「動物等」という。）の所有者のうち次のいずれかに該当する者（以下「減額対象者」という。）とする。

一 当該動物等の所有者の次に掲げる状況等を総合的に勘案して、当該手当金又は当該特別手当金の交付の原因となつた疾病（以下「原因疾病」という。）の発生の予防又はまん延の防止のための措置を適切に講じなかつたと認められる者

イ 家畜の飼養に係る衛生管理の状況

ロ 都道府県に対する原因疾病に係る早期の通報の実施状況

ハ 都道府県知事、家畜防疫員又は市町村長が原因疾病のまん延を防止するため講じた措置に対する協力の状況

二 当該動物等の所有者以外に当該動物等を管理する者（鉄道、軌道、自動車、船舶又は航空機による運送業者で当該動物等の運送の委託を受けた者を除く。以下「管理者」という。）があり、かつ、当該管理者が前号に掲げる者に該当する場合における当該動物等の所有者

（手当金及び特別手当金の不交付又は返還の方法

第六十一条 国は、動物等の所有者に対し、手当金又は特別手当金を交付する前にその者が減額対象者であることが判明した場合にあつては、交付すべき手当金又は特別手当金の全部又は一部を交付しないものとし、手当金又は特別手当金を交付した後にその者が減額対象者であることが判明した場合にあつては、交付した手当金又は特別手当金の全部又は一部を返還させるものとする。

2 前項の場合において、交付しないものとし、又は返還させるものとする手当金又は特別手当金の額は、交付すべき手当金又は特別手当金の額に減

- 一 項、第六條第一項、第三十一條第一項又は第四十六條第二項若しくは第三項の規定による検査、注射、薬浴又は投薬を行ったため死亡した動物又は死産し、若しくは流産した動物の胎児にあつては、当該検査、注射、薬浴又は投薬の時に於ける当該動物の評価額又は死産若しくは流産をする前に於ける当該胎児の評価額の全額
- 五 第二十三條（同條第一項ただし書の場合を除く。次項第三号において同じ。）の規定により焼却し、又は埋却した物品にあつては、焼却又は埋却前における当該物品の評価額の五分の四は、次に掲げる家畜又は物品の所有者に対し、前項の手当金のほか、それぞれ当該各号に定める額を特別手当金として交付する。ただし、第十六條第一項第一号に規定する家畜伝染病の発生を予防し、又はまん延を防止するために必要な措置を講じなかつた者その他の農林水産省令で定める者に対しては、農林水産省令の定めるところにより、この項本文の規定により交付すべき特別手当金の全部若しくは一部を交付せず、又はこの項本文の規定により交付した特別手当金の全部若しくは一部を返還させるものとする。
- 一 第十六條の規定により殺された患畜にあつては、患畜となる前における当該家畜の評価額の三分の二
- 二 第十六條の規定により殺された疑似患畜にあつては、疑似患畜となる前における当該家畜の評価額の五分の一
- 三 第十六條第一項第一号に規定する家畜伝染病の病原体により汚染し、又は汚染したおそれがあるため第二十三條の規定により焼却し、又は埋却した物品にあつては、焼却又は埋却前における当該物品の評価額の五分の一
- 四 第四十六條第一項に規定する場合には、前二項の規定は、第一項第四号の動物及びその胎児に対する場合を除き、適用しない。
- 4 農林水産大臣は、第一項及び第二項に掲げる動物、死体、胎児又は物品の評価額を決定するには

- 額割合を乗じて得た額とする。
- 3 前項の減額割合は、減額対象者（その者以外に管理者がある場合にあつては、当該管理者）の前条第一号イからハまでに掲げる状況等を総合的に勘案して農林水産大臣が決定するものとする。
- 4 農林水産大臣は、第二項の減額割合を決定するには、家畜の伝染性疾病の予防に關し学識経験のある者、畜産業に關し学識経験のある者及び法律に關し学識経験のある者それぞれ一名以上の意見を聴かなければならない。

、関係都道府県知事の意見を聴かなければならない。

5 都道府県知事は、農林水産大臣に前項の意見を具申するには、農林水産省令の定めるところにより、あらかじめ選定した三人以上の評価人の意見を聴かなければならない。

(手当金及び特別手当金の不交付又は返還の方法)

第六十一条 国は、動物等の所有者に対し、手当金又は特別手当金を交付する前にその者が減額対象者であることが判明した場合にあつては、交付すべき手当金又は特別手当金の全部又は一部を交付しないものとし、手当金又は特別手当金を交付した後、その者が減額対象者であることが判明した場合にあつては、交付した手当金又は特別手当金の全部又は一部を返還させるものとする。

2 前項の場合において、交付しないものとし、又は返還させるものとする手当金又は特別手当金の額は、交付すべき手当金又は特別手当金の額に減額割合を乗じて得た額とする。

3 前項の減額割合は、減額対象者(その者以外に管理者がある場合にあつては、当該管理者)の前条第一号イからハまでに掲げる状況等を総合的に勘案して農林水産大臣が決定するものとする。

4 農林水産大臣は、第二項の減額割合を決定するには、家畜の伝染性疾病の予防に關し学識経験のある者、畜産業に關し学識経験のある者及び法律に關し学識経験のある者それぞれ一名以上の意見を聴かなければならない。

(評価人)

第六十二条 法第五十八条第五項及び令第十一条第三項の評価人は、家畜防疫員、家畜防疫員以外の地方公務員で畜産の事務に従事するもの及び地方公務員以外の者で畜産業に経験のあるものうちからそれぞれ一名以上選定するものとする。

※ へい殺畜等手当金等交付規程(昭和三十二年二月十一日農林省告示第百十九号) (略)

※ 手当金等支払委任取扱要領(昭和二十七年五月十六日付け二十七畜局第千九百十六号農林省畜産

(費用の負担)
第五十九条 国は、第二十一条第一項又は第二十三条第一項の規定により焼却し、又は埋却した患畜若しくは疑似患畜の死体又は物品の所有者に対し、焼却又は埋却に要した費用の二分の一を交付する。

第六十条 国は、都道府県知事又は家畜防疫員がこの法律を執行するために必要な費用のうち次に掲げるものを負担する。

- 一 家畜防疫員の旅費の全額（家畜伝染病（第六十二条第一項の規定により指定された疾病を含む。）以外の寄生虫病の発生を予防するために要するものについては、二分の一）
- 二 第五十八条第五項の評価人の手当及び旅費の全額
- 三 雇い入れた獣医師に対する手当の二分の一
- 四 牛疫予防液の購入費又は製造費（第六号の動物用生物学的製剤の購入費及び製造費を除く。）の全額
- 五 牛疫予防液以外の動物用生物学的製剤の購入費又は製造費（次号の動物用生物学的製剤の購入費及び製造費を除く。）の二分の一
- 六 第三十一条第二項の規定により家畜以外の動物に対して使用する動物用生物学的製剤であつて、農林水産大臣が当該動物における牛疫、牛肺疫、口蹄疫、豚熱、アフリカ豚熱、高病原性鳥インフルエンザ又は低病原性鳥インフルエンザのまん延による当該伝染性疾病の病原体の拡散を防止するために特に必要があると認めて指

局長通知）（略）

※ 家畜伝染病予防法第五十八条に規定される手当金の交付に際し家畜等の評価額を決定する評価基準について（昭和二十六年七月十日付二十六畜局第二千六百七十三号農林省畜産局長通知）（略）

七 定するものの購入費又は製造費の全額
農林水産大臣の指定する薬品の購入費の全額
(家畜伝染病(第六十二条第一項の規定により
指定された疾病を含む。)以外の寄生虫病の発
生を予防するために要するものについては、二
分の一)

八 第三十一条第二項の検査、注射、薬浴又は投
薬に要した費用(第四号から第六号までの動物
用生物学的製剤の購入費及び製造費を除く。)
の二分の一(農林水産大臣が家畜以外の動物に
おける牛疫、牛肺疫、口蹄疫、豚熱、アフリカ
豚熱、高病原性鳥インフルエンザ又は低病原性
鳥インフルエンザのまん延による当該伝染性疾
病の病原体の拡散を防止するために特に必要が

※ 平成十六年六月二日農林水産省告示第千二百二十
七号(家畜伝染病予防法第六十条第一項第六号か
ら第八号までの規定に基づき、農林水産大臣の指
定する薬品等を定める件)
一 家畜伝染病予防法(以下「法」という。)第
六十条第一項第七号の農林水産大臣の指定する
薬品は、次に掲げるものとする。
イ 家畜防疫員が家畜伝染病予防法施行規則(昭
和二十六年農林省令第三十五号)別表第二
及び別表第三に規定する消毒の基準に基づき
消毒する場合に用いる薬品
ロ 次に掲げる殺虫剤
カーバメート系製剤、除虫菊製剤、有機燐製
剤(低毒性のものに限る。)その他これらに
準ずる製剤
ハ 次に掲げる駆虫剤
アミノキノリン製剤、アンチモン化合物製剤
その他これらに準ずる製剤
ニ 次に掲げる試薬及び培地類
アール液、黄血塩、ギムザ氏液、酵母エキス
、トリプシン、フェノールレッド、フクシン
、ヘマトキシリン、微生物検査用培地その他
これらに準ずる薬品
ホ 家畜の殺処分用いる次に掲げる薬品
鎮静剤、炭酸ガスその他これらに準ずる薬品
へ 人体への感染を防止するために用いる次に
掲げる薬品
抗インフルエンザ薬その他これらに準ずる薬
品

あると認める同項の検査、注射、薬浴又は投薬に要するものについては、その全額）
九 農林水産大臣の指定する衛生資材の購入費又は賃借料の二分の一

十 農林水産大臣の指定する消毒に要した費用（第七号の薬品の購入費並びに前号の衛生資材の購入費及び賃借料を除く。）の二分の一

十一 農林水産大臣の指定する焼却又は埋却に要した費用の二分の一（指定家畜の焼却又は埋却に要するものについては、その全額）

二 法第六十条第一項第九号の農林水産大臣の指定する衛生資材は、家畜伝染病のまん延を防止するための措置の実施に必要な次に掲げるものとする。

イ 保護衣、保護手袋、保護長靴、保護マスク、保護眼鏡その他の保護具

ロ 医療用刀、医療用はさみ、医療用ピンセット、医療用のこぎり、運搬用具、採血用器具、試験管、スライドグラス、ピーカー、ピペット、フラスコその他の検査用器具

ハ 動力噴霧機、動力散粉機、踏込消毒槽、薬品タンク、洗浄用ブラシその他の消毒用器具
ニ 投薬器及び保定用器具

ホ 注射針及び注射筒
ヘ イからホまでに掲げるものに準ずるものとして農林水産大臣が適当と認めるもの

三 法第六十条第一項第十号の農林水産大臣の指定する消毒に要した費用は、次に掲げるものとする。

イ 臨時的に任用した者の人夫費

ロ テント及び照明装置の賃借料

ハ 情報通信機器及び運送車両の賃借料並びに燃料費

ニ 消毒設備の設置費

ホ 消毒設備の設置に係る用地の賃借料

ヘ イからホまでに掲げるものに準ずるものとして農林水産大臣が適当と認めるもの

四 法第六十条第一項第十一号の農林水産大臣の指定する焼却又は埋却に要した費用は、次に掲げるものとする。

イ 臨時的に任用した者の人夫費

ロ テント及び照明装置の賃借料

ハ フレキシブルコンテナバッグその他の運搬具の購入費

ニ 掘削機械及び運送車両の賃借料並びに燃料費

2 国は、都道府県知事が第三十二条の規定による移動若しくは移出の禁止若しくは制限、第三十三条の規定による催物の開催若しくは事業の停止若しくは制限又は第三十四条の規定による放牧、種付、と殺若しくはふ卵の停止若しくは制限をした場合において、当該都道府県が家畜、その死体又は物品（以下この項において「家畜等」という。）の所有者に対して当該禁止、停止又は制限に起因する家畜等に係る売上げの減少額又は飼料費その他の保管、輸送若しくは処分に関する費用の増加額のうち政令で定めるものに相当する額を交付するときは、当該交付した額の二分の一を負担する。

（政令で定める売上げの減少額等）

第十条 法第六十条第二項の政令で定める売上げの減少額又は費用の増加額は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定めるものについてそれぞれ農林水産省令で定めるところにより計算した額とする。

- 一 家畜 売上げの減少額又は飼料費、輸送費若しくはその死体の焼却費、埋却費若しくは化製費の増加額
- 二 生乳、家畜改良増殖法（昭和二十五年法律第二百九号）第四条第一項に規定する家畜人工授精用精液、同法第十一条の二第五項に規定する家畜受精卵及び卵 売上げの減少額又は保管費、荷役費、輸送費、焼却費、埋却費若しくは化製費の増加額

※ 家畜伝染病予防費負担金交付要綱（昭和三十二年二月十一日付け三十二畜A第二百十六号農林事務次官依命通知）（略）

※ 家畜伝染病予防法第六十条第二項の規定による助成措置の対象となる額の算定基準（平成二十三年七月一日付け二十三消安第九百二十五号農林水産省消費・安全局長通知）（略）

- ホ 焼却施設の使用料
- ヘ 埋却用シートの購入費
- ト 悪臭防止対策費、土壌汚染防止対策費その他の環境対策費
- チ イからトまでに掲げるものに準ずるものとして農林水産大臣が適当と認めるもの

（交付の対象となる額の計算方法）

第六十三条 令第十条の農林水産省令で定めるところにより計算した額は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める額とする。

- 一 家畜 次に掲げる額（売上げの減少額以外のものにあつては、通常必要であると認められるものに限る。）の合計額
- イ 法第三十二条から第三十四条までの規定による禁止、停止又は制限（以下「特定移動制限等」という。）の期間において飼養される家畜（当該特定移動制限等に従わなかつた者が飼養するものを除く。以下「対象家畜」という。）のうち、当該特定移動制限等の対象となる区域内において飼養されるものであつて、当該特定移動制限等により出荷が制限されたものに係る売上げの減少額並びに飼料費及び輸送費の増加額（当該特定移動制限等に起因するものに限る。）
- ロ 特定移動制限等の対象となる区域外において飼養される対象家畜であつて、当該特定移動制限等により予定出荷先（当該特定移動制限等の期間前に当該対象家畜の出荷が予定されていた出荷先をいう。以下この号において同じ。）に出荷することができなくなつたため、当該予定出荷先以外の出荷先に出荷されたものに係る売上げの減少額並びに飼料費及び輸送費の増加額（当該特定移動制限等に起因するものに限る。）
- ハ 特定移動制限等の対象となる区域外において飼養される対象家畜であつて、当該特定移動制限等により予定出荷先に出荷することが

できなくなり、かつ、やむを得ない事情により当該予定出荷先以外の出荷先にも出荷することができなかつたため、当該特定移動制限等の期間後に当該予定出荷先に出荷され、又はやむを得ず処分されたものに係る売上げの減少額及び飼料費の増加額（当該特定移動制限等に起因するものに限る。）

二 家畜の死体（次に掲げる額（通常必要であると認められるものに限る。）の合計額

イ 特定移動制限等により販売又は飼養の継続が困難となつたため、やむを得ず処分された対象家畜の死体に係る焼却等施設（焼却施設、埋却施設又は化製場をいう。以下同じ。）までの輸送費及び焼却費、埋却費又は化製費の実費

ロ 対象家畜の死体（イの死体に該当するものを除く。）であつて、特定移動制限等により当該死体を通常化製する化製場において化製することができなくなつたため、当該化製場以外の化製場において化製されたものに係る輸送費及び化製費の増加額（当該特定移動制限等に起因するものに限る。）

三 物品（生乳、家畜改良増殖法（昭和二十五年法律第二百九号）第四条第一項に規定する家畜人工授精用精液、同法第十一条の二第五項に規定する家畜受精卵及び卵をいう。以下この号において同じ。）次に掲げる額（売上げの減少額以外のものにあつては、通常必要であると認められるものに限る。）の合計額

イ 対象家畜が生産した物品（以下「対象物品」という。）のうち、特定移動制限等の対象となる区域内において生産されたものであつて、当該特定移動制限等により出荷が制限されたものに係る売上げの減少額及び輸送費の増加額（当該特定移動制限等に起因するものに限る。）並びに保管施設における保管費及び荷役費の実費

ロ 特定移動制限等の対象となる区域外におい

(指定家畜に係る補償金等)

- 第六十条の二 国は、その所有する指定家畜を第七条の二第五項の規定による命令に従つて殺し、又は同条第六項の規定により殺されたために損失を受けた者に対し、その生産に要する費用その他の通常生すべき損失として政令で定める損失を補償しなければならない。
- 2 国は、第二十一条第一項の規定により焼却し、又は埋却した指定家畜の死体の所有者に対し、焼却又は埋却に要した費用の全額を交付する。
- 3 前二項に定めるもののほか、指定家畜に係る損失の補償及び費用の負担に関し必要な事項は、政

(補償の対象となる損失等)

- 第十一条 法第六十条の二第一項の政令で定める損失は、法第十七条の二第五項又は第六項の規定により殺された同条第一項の指定家畜（以下「指定家畜」という。）について農林水産大臣が定める評価額とする。
- 2 農林水産大臣は、前項の評価額を定めるには、関係都道府県知事の意見を聴かなければならない。
- 3 都道府県知事は、農林水産大臣に前項の意見を具申するには、農林水産省令で定めるところにより、あらかじめ選定した三人以上の評価人の意見

て生産された対象物品であつて、当該特定移動制限等により予定出荷先（当該特定移動制限等の期間前に当該対象物品の出荷が予定されていた出荷先をいう。以下この号において同じ。）に出荷することができなくなつたため、当該予定出荷先以外の出荷先に出荷されたものに係る売上げの減少額及び輸送費の増加額（当該特定移動制限等に起因するものに限る。）並びに保管施設における保管費及び荷役費の実費

ハ 特定移動制限等の対象となる区域外において生産された対象物品であつて、当該特定移動制限等により予定出荷先に出荷することができなくなり、かつ、やむを得ない事情により当該予定出荷先以外の出荷先にも出荷することができなかつたため、当該特定移動制限等の期間後に当該予定出荷先に出荷され、又はやむを得ず処分されたものに係る売上げの減少額及び輸送費の増加額（当該特定移動制限等に起因するものに限る。）並びに保管施設における保管費及び荷役費の実費

ニ 特定移動制限等により販売が困難となつたため、やむを得ず処分された対象物品に係る焼却等施設までの輸送費及び焼却費、埋却費又は化製費の実費

令で定める。

(初期段階の措置に係る財政上の措置)
第六十条の三 政府は、患畜又は疑似患畜が発見された場合において家畜伝染病の発生後の初期の段階からそのまん延の防止のための措置が的確かつ迅速に講じられるようにするため、予備費の計上その他の必要な財政上の措置を講ずるよう努めなければならない。

(家畜保健衛生所長への事務の委任)
第六十一条 都道府県知事は、第四条第一項、第四条第二項及び第三項、第七条(第三十一条第三項において準用する場合を含む。)、第八条(第三十一条第三項において準用する場合を含む。)、第九条、第十二条の四第一項、第十三条第一項及び第二項(同条第一項ただし書及び第二項については、第十三条の二第二項において準用する場合を含む。)、第十三条の二第一項、第十五条、第二十一条第一項ただし書、第二十四条ただし書、第二十六条第一項、第三項及び第五項、第三

を聴かなければならない。

4 国は、その所有する指定家畜を法第十七条の二第五項の規定による命令に従つて殺したために損失を受けた者に対し、法第六十条の二第一項の規定による補償金を交付する場合には、当該命令の日から当該指定家畜が殺された日までに要した飼料費その他の農林水産省令で定める費用に相当する額を当該補償金と併せて交付するものとする。

5 国は、次に掲げる場合には、法第六十条の二第一項の規定による補償金を供託することができる。

一 当該補償金の支払を受けるべき者が受領を拒み、又は受領することができない場合

二 過失がなくて当該補償金の支払を受けるべき者を確知することができない場合

6 国は、都道府県知事が農林水産大臣に第二項の意見を具申するために必要な費用のうち第三項の評価人の手当及び旅費の全額を負担する。

(補償の対象となる損失)

第六十四条 令第十一条第四項の農林水産省令で定める費用の額は、法第十七条の二第五項の規定による命令の日から当該指定家畜が殺された日までに要した飼料費その他の当該指定家畜の飼養に要した費用とする。

十條、第三十一條第一項、第五十條並びに第五十二條第一項の規定によりその権限に属する事務の一部を家畜保健衛生所長に委任することができる。

(監視伝染病以外の疾病に対するこの法律の準用)

第六十二條 家畜その他の動物について監視伝染病以外の伝染性疾病の発生又はまん延の徴があり、家畜の生産又は健康の維持に重大な影響を及ぼすおそれがあるときは、政令で、動物及び疾病の種類並びに地域を指定し、一年以内の期間を限り、第三條の二、第五條から第十二條の二まで、第三章の規定及びこれに係るこの章の規定並びに第四章の規定(第三十六條の二の規定を除く。)の全部又は一部(家畜以外の動物については、第五條から第十二條の二までの規定を除く。)を準用することができる。

2 農林水産大臣は、前項の政令の制定又は改廃の立案をしようとするときは、食料・農業・農村政策審議会の意見を聴かなければならない。

(厚生労働大臣及び環境大臣との関係)
第六十二條の二 農林水産大臣は、第四條第二項に

規定するもののほか、家畜から人に伝染するおそれが高いと認められる家畜の伝染性疾病についてこの法律の規定による家畜の伝染性疾病の発生の予防又はまん延の防止のための措置を講じようとする場合において、必要があると認めるときは、厚生労働大臣に意見を求めることができる。

2 厚生労働大臣は、家畜から人に伝染するおそれが高いと認められる家畜の伝染性疾病の発生又はまん延により国民の健康に影響を与えるおそれがあると認めるときは、この法律の規定による家畜の伝染性疾病の発生の予防又はまん延の防止のための措置の実施に関し、農林水産大臣に意見を述べることができる。

3 農林水産大臣及び厚生労働大臣は、前二項の規

定の円滑な実施を図るため、相互に情報又は資料を提供するものとする。

4 農林水産大臣は、第二条第一項の表の上欄に掲げる伝染性疾病が野生動物から家畜に伝染するおそれが高いためこの法律の規定による家畜の伝染性疾病の発生の予防又はまん延の防止のための措置を講じようとする場合において、必要があると認めるときは、環境大臣に意見を求め、又は野生動物の監視その他の必要な措置を講ずることを求めることができる。

5 環境大臣は、前項の伝染性疾病が野生動物から家畜に伝染するおそれが高いため家畜に当該伝染性疾病の発生又はまん延のおそれがあると認めるときは、この法律の規定による家畜の伝染性疾病の発生の予防又はまん延の防止のための措置の実施に関し、農林水産大臣に意見を述べることができる。

6 農林水産大臣及び環境大臣は、前二項の規定の円滑な実施を図るため、相互に情報又は資料を提供するものとする。

(連絡及び協力)

第六十二条の三 農林水産大臣及び関係行政機関の長は、この法律の施行に当たっては、家畜の伝染性疾病の発生の予防又はまん延の防止に関する事項について、相互に緊密に連絡し、及び協力しなければならない。

(事務の区分)

第六十二条の四 第三章（第二十一条第六項及び第七項を除く。）の規定（第六十二条第一項において準用する場合を含む。）により地方公共団体が処理することとされている事務は、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二条第九項第一号に規定する第一号法定受託事務とする。

(経過措置)

第六十二条の五 この法律の規定に基づき命令を制

(事務の区分)

第十二条 第五条第一項及び第二項（これらの規定を第七条において準用する場合を含む。）の規定により都道府県又は市町村が処理することとされている事務は、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二条第九項第一号に規定する第一号法定受託事務とする。

定し、又は改廃する場合においては、その命令で、その制定又は改廃に伴い合理的に必要なと判断される範囲内において、所要の経過措置（罰則に関する経過措置を含む。）を定めることができる。

第七章 罰則

第六十三条 次の各号のいずれかに該当する場合には、当該違反行為をした者は、三年以下の懲役又は三百万円以下の罰金に処する。

一 第十三条第一項又は第十三条の二第一項（これらの規定を第六十二条第一項において準用する場合を含む。）の獣医師又は所有者がこれらの規定による届出をせず、又は虚偽の届出をしたとき。

二 第十六条第一項、第三十六条第一項、第三十七条第一項、第三十八条又は第四十五条第一項（第三十六条第一項及び第三十七条第一項については、第六十二条第一項において準用する場合を含む。）の規定に違反したとき。

三 第十七条第一項又は第十七条の二第五項の規定による命令に違反したとき。

四 第三十六条第三項（第六十二条第一項において準用する場合を含む。）の規定による条件に違反したとき。

五 第四十条第一項（第六十二条第一項において準用する場合を含む。）の規定に違反して検査を受けず、又は検査を受けるに当たつて不正行為をしたとき。

（管理者に対する適用）
第六十五条 この省令中家畜、物品又は施設の所有者に関する規定は、当該家畜、物品又は施設を管理する所有者以外の者（鉄道、軌道、自動車、船舶又は航空機による運送業者で当該家畜、物品又は施設の運送の委託を受けた者を除く。）があるときは、その者に対して適用する。

第六十四条 第四十六条の五第一項又は第四十六条の十の規定に違反した場合には、当該違反行為をした者は、三年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。

第六十五条 次の各号のいずれかに該当する場合には、当該違反行為をした者は、一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

一 第十一条、第十二条、第十四条第一項、第十六条第二項、第二十一条第一項若しくは第三項、第五十条又は第五十六条第二項（第十四条第一項及び第五十六条第二項については、第六十二条第一項において準用する場合を含む。）の規定に違反したとき。

二 第三十二条又は第三十三条（これらの規定を第六十二条第一項において準用する場合を含む。）の規定による禁止、停止又は制限に違反したとき。

三 第三十六条の二第一項の規定による届出をしない、又は虚偽の届出をして、家畜の伝染性疾病の病原体であつて既に知られているものうち、監視伝染病の病原体以外のものを輸入したとき。

四 第四十六条の八第一項、第四十六条の十一第一項、第四十六条の十三第一項又は第四十六条の十八第一項（第四十六条の二十第二項において読み替えて準用する場合を含む。）の規定に違反したとき。

五 第四十六条の十八第三項（第四十六条の二十第二項において読み替えて準用する場合を含む。）の規定による命令に違反したとき。

六 第五十一条第二項の規定による検査若しくは集取を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は同項の規定による質問に対し陳述をせず、若しくは虚偽の陳述をしたとき。

七 第五十二条第二項の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をしたとき。

第六十六条 第十二条の六第二項又は第三十四条の二第二項（第六十二条第一項において準用する場合を含む。）の規定による命令に違反した場合には、当該違反行為をした者は、百万円以下の罰金に処する。

第六十七条 次の各号のいずれかに該当する場合には、当該違反行為をした者は、五十万円以下の罰金に処する。

一 第四十六条の六第三項（第四十六条の八第四項において準用する場合を含む。）の規定による条件に違反したとき。

二 第四十六条の十一第二項の規定による届出をしないで、又は虚偽の届出をして、同項に規定する滅菌譲渡をしたとき。

三 第四十六条の十一第四項、第四十六条の十六第二項（第四十六条の二十第一項において読み替えて準用する場合を含む。）又は第四十六条の十七第二項（第四十六条の二十第二項において読み替えて準用する場合を含む。）の規定による命令に違反したとき。

四 第四十六条の十九第一項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をしたとき。

第六十八条 次の各号のいずれかに該当する場合には、当該違反行為をした者は、三十万円以下の罰金に処する。

一 第四条の二第三項若しくは第五項、第五条第一項、第六条第一項、第九条、第二十六条第一項又は第三十条（第五条第一項、第六条第一項、第九条、第二十六条第一項及び第三十条については、第六十二条第一項において準用する場合を含む。）の規定による命令に違反したとき。

二 第八条の二、第二十一条第二項、第二十三条第一項、第二十四条、第二十五条第一項、第四項若しくは第六項、第二十六条第四項若しくは第六項、第二十八条第二項又は第二十八条の二

-
- 第一項（第八条の二、第二十三条第一項、第二十四条、第二十五条第一項、第四項及び第六項、第二十六条第四項及び第六項、第二十八条第二項並びに第二十八条の二第一項については、第六十二条第一項において準用する場合を含む。）の規定に違反したとき。
- 三 第十條第三項、第十五條又は第二十五條の二第三項（これらの規定を第六十二条第一項において準用する場合を含む。）の規定による通行の制限又は遮断に違反したとき。
- 四 第十四條第二項若しくは第三項、第十九條、第二十六條第二項又は第四十條第四項（これらの規定を第六十二条第一項において準用する場合を含む。）の規定による指示（第十四條第二項の規定による指示については、同項の措置をとるべき旨の指示に限る。）に違反したとき。
- 五 第十八條（第六十二条第一項において準用する場合を含む。）の規定による届出をしないで、第十八條に規定する家畜を殺したとき。
- 六 第二十條第一項（第六十二条第一項において準用する場合を含む。）の規定による剖検又は殺処分を拒み、妨げ、又は忌避したとき。
- 七 第二十九條（第六十二条第一項において準用する場合を含む。）の規定による標識を付することを拒み、妨げ、又は忌避したとき。
- 八 第三十一條第一項（第六十二条第一項において準用する場合を含む。）の規定による検査、注射、薬浴又は投薬を拒み、妨げ、又は忌避したとき。
- 九 第三十四條（第六十二条第一項において準用する場合を含む。）の規定による停止又は制限に違反したとき。
- 十 第四十條第二項（第六十二条第一項において準用する場合を含む。）の規定による検査を拒み、妨げ、又は忌避したとき。
- 十一 第四十條第五項、第四十五條第五項若しくは第四十六條の二第一項若しくは第二項（これらの規定を第六十二条第一項において準用する
-

場合を含む。)の規定による質問に対し陳述をせず、若しくは虚偽の陳述をし、又はこれらの規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避したとき。

十二 第四十二条第二項又は第四十三条第五項(これらの規定を第六十二条第一項において準用する場合を含む。)の規定による検査を受けず、又は検査を受けるに当たつて不正行為をしたとき。

十三 第四十六条第二項又は第三項の規定による命令に違反し、又はこれらの規定による隔離、注射、薬浴、投薬若しくは消毒を拒み、妨げ、若しくは忌避したとき。

十四 第四十六条第四項(第六十二条第一項において準用する場合を含む。)の規定による処分を拒み、妨げ、又は忌避したとき。

十五 第四十六条の三(第六十二条第一項において準用する場合を含む。)の規定による消毒を拒み、妨げ、又は忌避したとき。

十六 第四十六条の八第二項の規定による届出をしないで、又は虚偽の届出をして、同条第一項ただし書に規定する変更をしたとき。

十七 第四十六条の十四又は第四十六条の十五(第四十六条の二十第一項において読み替えて準用する場合を含む。)の規定に違反したとき。

十八 第四十六条の十八第二項(第四十六条の二十第二項において準用する場合を含む。)又は第四十六条の十九第二項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をしたとき。

十九 第五十一条第一項の規定による検査、採取若しくは集取を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は同項の規定による質問に対し陳述をせず、若しくは虚偽の陳述をしたとき。

二十 第五十二条第一項の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をしたとき。

第六十九条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人

の業務に関して、次の各号に掲げる規定の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人に対して当該各号に定める罰金刑を、その人に対して各本条の罰金刑を科する。

- 一 第六十三条 五千万円以下の罰金刑
- 二 第六十四条から前条まで 各本条の罰金刑

第七十条 第十二条の四第一項の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者は、三十万円以下の過料に処する。

第七十一条 次の各号のいずれかに該当する者は、十万円以下の過料に処する。

- 一 第四十六条の十二第一項の規定による届出をしないで、同項に規定する家畜伝染病病原体の所持を開始した者
- 二 第四十六条の十三第二項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者
- 三 第四十六条の十二第三項の規定による命令に違反した者

第七十二条 次の各号のいずれかに該当する者は、五万円以下の過料に処する。

- 一 第四十六条の八第三項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者
- 二 第四十六条の十二第二項の規定による届出をしない者

別表第二(第二十一条関係)	
一 牛、水牛、	飼養衛生管理基準
第一 家畜防疫に関する基本的事項	<p>別記 様式第一号～様式第四十九号 (略)</p> <p>別表第一(第九条、第四十条関係) (略)</p>

鹿、めん羊及
び山羊

〔人に関する事項〕

(家畜の所有者の責務)

1 家畜の所有者は、飼養する家畜について、家畜の伝染性疾病の発生の予防及びまん延の防止に対する責任を有する。関係法令を遵守するとともに、この項及び飼養衛生管理指導等計画の規定を踏まえ、農場の防疫体制を構築し、農場の所在地域で飼養されている家畜の所有者その他の関係者と協力して衛生管理の意識を高め、衛生管理を行うこと。また、家畜の所有者以外に飼養衛生管理者がある場合にあつては、常時連絡が可能である体制を確保し、この項の取組について確実に当該飼養衛生管理者に実施させること。

2 (家畜防疫に関する最新情報の把握及び衛生管理の実践)

2 飼養する家畜が感染する伝染性疾病の発生の予防及びまん延の防止に関し、家畜保健衛生所から提供される情報を必ず確認すること。家畜保健衛生所等が開催する家畜衛生に関する講習会への参加、農林水産省のウェブサイトの閲覧等を通じて、家畜防疫に関する情報を積極的に把握すること。これらの情報を踏まえ、自らの農場の防疫体制及び飼養衛生管理状況を定期的に点検し、改善を図ること。また、農場の最新の防疫体制が確認できるとき、消毒設備等の衛生対策設備の設置箇所を明示した農場の平面図を作成し、備えておくこと。家畜保健衛生所が行う検査を受け、指導に従うこと。

3 (飼養衛生管理マニュアルの作成及び従事者等への周知徹底)

3 次に掲げる事項を規定するマニュアルを作成すること。マニュアルの作成に当たっては、獣医師等の専門家の意見を反映させること。従事者及び外部事業者が当該マニュアルを遵守するよう、当該マニュアルを印字した冊子の配布、看板の設置その他の必要な措置を講ずること。家畜の伝染性疾病の発生の予防及びまん延の防止に関する情報を従事者及び外部事業者に周知徹底すること。

(1) 従事者が当該農場以外で行う動物の飼養及び狩猟における禁止事項

(2) 海外渡航時及び帰国後の注意事項

(3) 海外からの肉製品の持込み(郵便物による持込みを含む。)に関する注意喚起

(4) 農場内への不適切な物品の持込みの禁止

(5) 可能な限り、工具、機材等を農場内へ持ち込まないための取組

(6) 持ち込む工具、機材、食品等の取扱い

(7) 猫等の愛玩動物の衛生管理区域内での飼育禁止

(8) 野生動物の衛生管理区域内への侵入防止

(9) 農場における防疫のための更衣
手指、衣服、靴、物品、車両、施設等の洗浄及び消毒に関する具体的

(10) 農場における防疫のための更衣
手指、衣服、靴、物品、車両、施設等の洗浄及び消毒に関する具体的

な方法、消毒薬の種類、作用時間及び乾燥時間等（※令和四年二月一日施行）

4。次に掲げる事項に関する記録を作成し、少なくとも一年間保存すること

（記録の作成及び保管）

- (1) 衛生管理区域（8に規定する衛生管理区域をいう。以下この項において同じ。）に立ち入った者（当該農場の従事者を除く。）の氏名及び住所又は所属、当該衛生管理区域への立入りの年月日、その目的（所属等から明らかな場合を除く。）並びに消毒の実施の有無（衛生管理区域に車両を入れる者にあつては、当該車両の消毒の有無を含む。消毒の実施の記録については、衛生管理区域の出入口等に台帳を設置し、これに記入すること。）並びに当該立ち入った者が過去一週間以内に海外から入国し、又は帰国した場合にあつては、過去一週間以内に滞在した全ての国又は地域の名称及び当該国又は地域における畜産関係施設等への立入りの有無。ただし、観光牧場その他の不特定かつ多数の者が立ち入ることが想定される施設において、衛生管理区域の出入口における手指及び靴の消毒など、不特定かつ多数の者が衛生管理区域に出入りする際の病原体の持込み及び持出しを防止するための規則をあらかじめ作成し、家畜防疫員が適切なものであることを確認した場合は、この限りでない。
- (2) 従事者が海外に渡航した場合には、その滞在期間及び国又は地域の名称
- (3) 導入した家畜の種類、頭数及び健康状態、導入元の農場等の名称並びに導入の年月日
- (4) 出荷又は移動を行った家畜の種類、頭数及び健康状態、出荷又は移動先の農場等の名称並びに出荷又は移動の年月日
- (5) 飼養する家畜の頭数、月齢及び異状の有無並びに異状がある場合にあつてはその症状並びに獣医師による診療結果及び投薬その他の処置の状況
- (6) 家畜保健衛生所、担当獣医師等からの当該農場への指導の内容
（大規模所有者が講ずる措置）
大規模所有者は、以下の措置を講ずること。
 - 5 (1) 飼養する家畜が特定症状を呈していることを従業員が発見したときにおいて、当該大規模所有者及び当該大規模所有者以外に飼養衛生管理者がある場合にあつては当該飼養衛生管理者の許可を得ず、直ちに家畜保健衛生所に通報することを規定したものを作成し、これを全従業員に周知徹底すること。
 - (2) 畜舎ごとに担当の飼養衛生管理者を配置すること（同一の者が複数の畜舎を担当する場合には、衛生管理を行う家畜（牛にあつては月齢が満

四月以上のものに限る。)の頭数の合計が二百頭(第二十一条の第五号イ(1)又は(2)に掲げる牛、鹿、めん羊及び山羊にあつては、三千頭)を超えないこと。)(※令和四年十月一日施行)

(獣医師等の健康管理指導)

6 農場ごとに、担当の獣医師又は診療施設(家畜保健衛生所と緊密に連絡を行つてゐる者又は施設に限る。)を定め、定期的に当該獣医師又は診療施設から当該農場において飼養する家畜の健康管理について指導を受けること。

(家畜伝染病の発生リスクの高まりに対する準備)

7 家畜の所有者は、野生動物が口蹄疫等の家畜伝染病の病原体に感染したことが確認されているなど家畜伝染病の発生リスクが高まつているものとして農林水産大臣が指定する地域(以下この項において「大臣指定地域」という。)において追加措置を講ずることとなる_ニ及び_ニについて、平時からその取組内容を習熟しておくこと。

(飼養環境に関する事項)

(衛生管理区域の設定)

8 農場に、病原体の侵入及びまん延の防止を重点的に行う区域として衛生管理区域を設定し、衛生管理区域とそれ以外の区域とに分け、両区域の場所が明確に分かるようにすること。衛生管理区域は、畜舎、家畜に直接接触する物品の保管場所並びに家畜に直接触れた者が消毒並びに衣服及び靴の交換(畜舎ごとに行う消毒並びに衣服及び靴の交換を除く。)を行わずに行動する範囲の全てを網羅すること。また、衛生管理区域の設定に当たつては、出入口の数が必要最小限となり、家畜、資材、死体等の持込み又は持出し場所が可能な限り境界に位置するよう設定すること。

(放牧制限の準備)

9 法第三十四条の規定に基づく放牧の停止又は制限があつた場合に備え、家畜を収容できる避難用の設備の確保又は出荷若しくは移動のための準備措置を講ずること。

(埋却等の準備)

10 法第二十一条の規定に基づく家畜の死体の埋却の用に供する土地(家畜(月齢が満二十四月以上のものに限る。)一頭当たり五平方メートルを標準とする。)の確保又は焼却若しくは化製のための準備措置を講ずること。

(愛玩動物の飼育禁止)

11 猫等の愛玩動物について、衛生管理区域内への持込み及び衛生管理区域内での飼育をしないこと(愛玩動物の飼養を業務とする観光牧場等において、飼育場所を限定する場合を除く。)

(家畜に関する事項)

(密飼いの防止)

12 家畜の健康に悪影響を及ぼすような過密な状態で家畜を飼養しないこと

第二 衛生管理区域への病原体の侵入防止

(人に関する事項)

(衛生管理区域への必要のない者の立入りの制限)

13 必要のない者を衛生管理区域に立ち入らせないようにするとともに、衛生管理区域に立ち入った者が飼養する家畜に接触する機会を最小限とするよう、出入口及び飼養管理関連施設付近への看板の設置その他の必要な措置を講ずること。ただし、観光牧場その他の不特定かつ多数の者が立ち入ることが想定される施設において、当該出入口における手指及び靴の消毒など、不特定かつ多数の者が衛生管理区域に出入りする際の病原体の持込み及び持出しを防止するための規則をあらかじめ作成し、家畜防疫員が適切なものであることを確認した場合、この限りでない。

(他の畜産関係施設等に立ち入った者等が衛生管理区域に立ち入る際の措置)

14 当日に他の畜産関係施設等又は大臣指定地域に立ち入った者(農場の従事者、家畜防疫員、獣医師、家畜人工授精師、削蹄師、飼料運搬業者、集乳業者その他の畜産関係者を除く。)及び過去一週間以内に海外から入国し、又は帰国した者を衛生管理区域に立ち入らせないようにすること(その者が、シャワーによる身体の洗浄その他の必要な措置を講じた上で、やむを得ず立ち入る場合を除く。)

(衛生管理区域に立ち入る者の手指消毒等)

15 衛生管理区域の入口付近に消毒設備を設置し、立ち入る者に対し、当該消毒設備を利用して手指の洗浄及び消毒をさせること(その者が当該消毒設備と同等以上の効果を有する消毒機器を携行し、当該入口付近において当該消毒機器を利用して消毒をする場合及びその者に衛生管理区域専用の手袋を着用させる場合を除く。)

(衛生管理区域専用の衣服及び靴の設置並びに使用)

16 衛生管理区域専用の衣服及び靴(衛生管理区域に立ち入る際に着用している衣服の上から着用する衛生的な衣服及び靴)を管理区域に立ち入る者に対し、これらを着実に着用させること(その者が当該衛生管理区域専用の衣服及び靴を持参し、これらを着用する場合を除く。)。更衣による病原体の衛生管理区域への侵入を防ぐため、着脱前後の衣服及び靴をすのこ、分離板等で場所を離して保管し、かつ、更衣の前後に利用する経路を一方通行とすることその他の必要な措置を講ずること。衣服又は靴に排せつ物、汚泥等が付着した場合には、洗浄及び消毒を行うこと

〔物品に関する事項〕

17 (衛生管理区域に立ち入る車両の消毒等)

衛生管理区域の入口付近に消毒設備を設置し、車両を入れる者に対し、当該消毒設備を利用して当該車両の消毒をさせること(その者が当該消毒設備と同等以上の効果を有する消毒機器を携行し、当該入口付近において当該消毒機器を利用して消毒をする場合を除く。)。衛生管理区域に車両を入れる者に対し、当該農場専用のフロアマットの使用その他の方法により、車内における交差汚染を防止するための措置を講じさせること(その者が衛生管理区域内で降車しない場合を除く。)

18 (他の畜産関係施設等で使用し、又は使用したおそれがある物品は、原則

衛生管理区域内に持ち込まないこと。やむを得ず持ち込む場合には、洗浄、消毒その他の必要な措置を講ずること。

19 (海外で使用した衣服等を衛生管理区域に持ち込む際の措置)

過去四月以内に海外で使用した衣服及び靴を衛生管理区域に持ち込まないこと。やむを得ず持ち込む場合には、事前に洗浄、消毒その他の必要な措置を講ずること。

20 (飲用水の給与)

飼養する家畜に水道水等の飲用に適した水以外の水を給与する場合には、これを消毒すること。

21 (安全な資材の利用)

大臣指定地域において収穫された農産物等を自ら飼料、敷料等に利用する場合は、家畜保健衛生所に助言を求め、指導に従うこと。

〔家畜に関する事項〕

22 (家畜を導入する際の健康観察等)

他の農場等から家畜を導入する場合には、導入元の農場等における家畜の伝染性疾病の発生状況及び導入する家畜の健康状態を確認すること等により健康な家畜を導入すること。導入した家畜に家畜の伝染性疾病にかかっている可能性のある異状がないことを確認するまでの間、他の家畜と直接接触させないようにすること。

第三 衛生管理区域内における病原体による汚染拡大防止

〔人に関する事項〕

23 (畜舎に立ち入る者の手指消毒等)

畜舎の出入口付近に消毒設備を設置し、立ち入る者に対し、畜舎に出入りする際に当該消毒設備を利用して手指の洗浄及び消毒をさせること(その者に当該畜舎専用の手袋を着用させる場合を除く。)

- 24 (畜舎の入口における靴の交換又は消毒)
畜舎ごとの専用の靴を設置し、畜舎に入る者に対し、これを着実に着用させる又は靴の消毒をさせること。ただし、靴が畜舎外において病原体に汚染する可能性がない状況で行う畜舎間の移動については、この限りでない。靴に排せつ物、汚泥等が付着した場合には、洗浄及び消毒を行うこと。
- 〔物品に関する事項〕
- 25 (器具の定期的な清掃又は消毒等)
飼養管理に使用する器具の清掃又は消毒を定期的に行うこと。注射針、人工授精用器具その他の体液(生乳を除く。)が付着する物品を使用する際は、一頭ごとに交換又は消毒をすること。
- 26 (畜舎外での病原体による汚染防止)
畜舎外での飼養管理に必要な物品を畜舎に持ち込まないこと。
- 〔野生動物に関する事項〕
- 27 (野生動物の侵入防止のための死体の適正な保管)
家畜の死体を保管する場合には、その保管場所への野生動物の侵入を防止するための措置を講ずること。
- 28 (給餌設備、給水設備等への野生動物の排せつ物等の混入の防止)
畜舎の給餌設備及び給水設備並びに飼料の保管場所にねずみ、野鳥等の野生動物の排せつ物等が混入しないよう必要な措置を講ずること。
- 29 (ねずみ及び害虫の駆除)
ねずみ及びびえ等の害虫の駆除を行うために殺そ剤及び殺虫剤の散布、粘着シートの設置その他の必要な措置を講ずること。
- 〔飼養環境に関する事項〕
- 30 (衛生管理区域内の整理整頓及び消毒)
衛生管理区域内は、ねずみ等の野生動物の隠れられる場所をなくすとともに、病原体が侵入した場合に当該病原体が残存しないよう、不要な資材等の処分、除草及び資材、機材等の整理整頓等を行って、敷地を定期的に消毒すること。
- 31 (畜舎等施設の清掃及び消毒)
畜舎その他の衛生管理区域内にある施設を飼養衛生管理マニュアルに基づき定期的に清掃及び消毒すること。
- 〔家畜に関する事項〕
- 32 (毎日の健康観察)
毎日、飼養する家畜の健康観察(家畜の健康状態の確認に加え、出生及び死亡の状況の確認を含む。)を行うこと。
- 第四 衛生管理区域外への病原体の拡散防止
〔人に関する事項〕

- 33 (衛生管理区域から退出する者の手指消毒等)
 衛生管理区域の出口付近に消毒設備を設置し、退出する者に対し、当該消毒設備を利用して手指の洗浄及び消毒をさせること(その者が当該消毒設備と同等以上の効果を有する消毒機器を携行し、当該出口付近において当該消毒機器を利用して消毒をする場合を除く。)
 【物品に関する事項】
- 34 (衛生管理区域から退出する車両の消毒)
 衛生管理区域の出口付近に消毒設備を設置し、車両を出す者に対し、当該消毒設備を利用して当該車両の消毒をさせること(その者が当該消毒設備と同等以上の効果を有する消毒機器を携行し、当該出口付近において当該消毒機器を利用して消毒をする場合を除く。)
- 35 (衛生管理区域から搬出する物品の消毒等)
 家畜の排せつ物等が付着し、又は付着したおそれのある物品を衛生管理区域から持ち出す場合には、洗浄、消毒その他の必要な措置を講ずること
- 36 (家畜の出荷又は移動時の健康観察)
 家畜を出荷等により農場外へ移動させる場合には、家畜に付着した排せつ物等の汚れを取り除くとともに、移動の直前に当該家畜の健康状態を確認すること。また、家畜の死体又は排せつ物を移動させる場合には、漏出が生じないようにすること。
- 37 (特定症状が確認された場合の早期通報並びに出荷及び移動の停止)
 飼養する家畜が特定症状を呈していることを発見したときは、直ちに家畜保健衛生所に通報すること。また、農場からの家畜及びその死体、畜産物並びに排せつ物の出荷及び移動を行わないこと。必要がないにもかかわらず、衛生管理区域内にある物品を衛生管理区域外に持ち出さないこと。
- 38 (特定症状以外の異状が確認された場合の出荷及び移動の停止)
 飼養する家畜に特定症状以外の異状であつて、家畜の死亡率の急激な上昇又は同様の症状を呈している家畜の増加が確認された場合(その原因が家畜の伝染性疾病によるものでないことが明らかである場合を除く。)には、直ちに獣医師の診療若しくは指導又は家畜保健衛生所の指導を受けるとともに、当該家畜が監視伝染病にかかつていないことが確認されるまでの間、農場からの家畜の出荷及び移動を行わないこと。当該家畜が監視伝染病にかかつていないことが確認された場合には、家畜保健衛生所の指導に従うこと。また、飼養する家畜にその他の特定症状以外の異状が確認された場合には、速やかに獣医師の診療を受け、又は指導を求めること。

〔人に関する事項〕

1 (家畜の所有者の責務)

家畜の所有者は、飼養する家畜について、家畜の伝染性疾病の発生の予防及びまん延の防止に対する責任を有する。関係法令を遵守するとともに、この項及び飼養衛生管理指導等計画の規定を踏まえ、農場の防疫体制を構築し、農場の所在地域で飼養されている家畜の所有者その他の関係者と協力して衛生管理の意識を高め、衛生管理を行うこと。また、家畜の所有者以外に飼養衛生管理者がある場合にあつては、常時連絡が可能である体制を確保し、この項の取組について確実に当該飼養衛生管理者に実施させること。

2 (家畜防疫に関する最新情報の把握及び衛生管理の実践)

飼養する家畜が感染する伝染性疾病の発生の予防及びまん延の防止に関し、家畜保健衛生所から提供される情報を必ず確認すること。家畜保健衛生所等が開催する家畜衛生に関する講習会への参加、農林水産省のウェブサイトの閲覧等を通じて、家畜防疫に関する情報を積極的に把握すること。これらの情報を踏まえ、自らの農場の防疫体制及び飼養衛生管理状況を定期的に点検し、改善を図ること。また、農場の最新の防疫体制が確認できるとき、消毒設備等の衛生対策設備の設置箇所を明示した農場の平面図を作成し、備えておくこと。家畜保健衛生所が行う検査を受け、指導に従うこと。

3 (飼養衛生管理マニュアルの作成及び従事者等への周知徹底)

次に掲げる事項を規定するマニュアルを作成すること。マニュアルの作成に当たっては、獣医師等の専門家の意見を反映させること。従事者及び外部事業者が当該マニュアルを遵守するよう、当該マニュアルを印字した冊子の配布、看板の設置その他の必要な措置を講ずること。家畜の伝染性疾病の発生の予防及びまん延の防止に関する情報を従事者及び外部事業者に周知徹底すること。

(1) 従事者が当該農場以外で行う動物の飼養及び狩猟における禁止事項

(2) 海外渡航時及び帰国後の注意事項

(3) 海外からの肉製品の持込み（郵便物による持込みを含む。）に関する注意喚起

(4) 農場内への不適切な物品の持込みの禁止

(5) 可能な限り、工具、機材等を農場内へ持ち込まないための取組

(6) 持ち込む工具、機材、食品等の取扱い

(7) 猫等の愛玩動物の衛生管理区域内での飼育禁止

(8) 野生動物の衛生管理区域内への侵入防止

(9) 農場における防疫のための更衣

(10) 手指、衣服、靴、物品、車両、施設等の洗浄及び消毒に関する具体的

な方法、消毒薬の種類、作用時間及び乾燥時間等

(記録の作成及び保管)

4。次に掲げる事項に関する記録を作成し、少なくとも一年間保存すること

- (1) 衛生管理区域（8に規定する衛生管理区域をいう。以下この項において同じ。）に立ち入った者（当該農場の従事者を除く。）の氏名及び住所又は所属、当該衛生管理区域への立入りの年月日、その目的（所属等から明らかな場合を除く。）並びに消毒の実施の有無（衛生管理区域に車両を入れる者にあつては、当該車両の消毒の有無を含む。消毒の実施の記録については、衛生管理区域の出入口等に台帳を設置し、これに記入すること。）並びに当該立ち入った者が過去一週間以内に海外から入国し、又は帰国した場合にあつては、過去一週間以内に滞在した全ての国又は地域の名称及び当該国又は地域における畜産関係施設等への立入りの有無。ただし、観光牧場その他の不特定かつ多数の者が立ち入ることが想定される施設において、衛生管理区域の出入口における手指及び靴の消毒など、不特定かつ多数の者が衛生管理区域に出入りする際の病原体の持込み及び持出しを防止するための規則をあらかじめ作成し、家畜防疫員が適切なものであることを確認した場合は、この限りでない。
 - (2) 従事者が海外に渡航した場合には、その滞在期間及び国又は地域の名称
 - (3) 導入した家畜の種類、頭数及び健康状態、導入元の農場等の名称並びに導入の年月日
 - (4) 出荷又は移動を行った家畜の種類、頭数及び健康状態、出荷又は移動先の農場等の名称並びに出荷又は移動の年月日
 - (5) 飼養する家畜の頭数、月齢及び異状の有無並びに異状がある場合にあつてはその症状並びに獣医師による診療結果及び投薬その他の処置の状況
 - (6) 家畜保健衛生所、担当獣医師等からの当該農場への指導の内容
- 5
(大規模所有者が講ずる措置)
- (1) 大規模所有者は、以下の措置を講ずること。
飼養する家畜が特定症状を呈していることを従業員が発見したときにおいて、当該大規模所有者及び当該大規模所有者以外に飼養衛生管理者がある場合にあつては当該飼養衛生管理者の許可を得ず、直ちに家畜保健衛生所に通報することを規定したものを作成し、これを全従業員に周知徹底すること。
 - (2) 畜舎ごとに担当の飼養衛生管理者を配置すること（同一の者が複数の畜舎を担当する場合には、衛生管理を行う家畜の頭数の合計が三千頭（肥育豚（月齢が満十月未満の豚をいう。）にあつては、一万頭）を超え

ないこと。)

(3) 大規模所有者のうち、特に家畜の頭数が多く監視伝染病が発生した場合の殺処分等に多大な時間を要すると都道府県知事が認める者は、監視伝染病の発生に備えた対応計画(家畜の死体の焼却又は埋却の実施に関する事項を含む。)を策定すること。(※令和五年四月一日施行)

(獣医師等の健康管理指導)

6 農場ごとに、担当の獣医師又は診療施設(家畜保健衛生所と緊密に連絡を行っている者又は施設に限る。)を定め、定期的に当該獣医師又は診療施設から当該農場において飼養する家畜の健康管理について指導を受けること。

(家畜伝染病の発生リスクの高まりに対する準備)

7 家畜の所有者は、野生動物が豚熱等の家畜伝染病の病原体に感染したことが確認されているなど家畜伝染病の発生リスクが高まっているものとして農林水産大臣が指定する地域(以下この項において「大臣指定地域」という。)において追加措置を講ずることとなる14、22、26、28及び29について、平時からその取組内容を習熟しておくこと。

(飼養環境に関する事項)

(衛生管理区域の設定)

8 農場に、病原体の侵入及びまん延の防止を重点的に行う区域として衛生管理区域を設定し、衛生管理区域とそれ以外の区域の境界を柵等によつて分け、両区域の場所が明確に分かるようにすること。衛生管理区域は、畜舎、家畜に直接接触する物品の保管場所並びに家畜に直接触れた者が消毒並びに衣服及び靴の交換(畜舎ごとに行う消毒並びに衣服及び靴の交換を除く。)を行わずに行動する範囲の全てを網羅すること。また、衛生管理区域の設定に当たっては、出入口の数が必要最小限となり、家畜、資材、死体等の持込み又は持出し場所が可能な限り境界に位置するよう設定すること。

(放牧制限の準備)

9 法第三十四条の規定に基づく放牧の停止又は制限があつた場合に備え、家畜を収容できる避難用の設備の確保又は出荷若しくは移動のための準備措置を講ずること。

(埋却等に備えた措置)

10 法第二十一条の規定に基づく家畜の死体の埋却の用に供する土地(家畜(月齢が満三月以上のものに限る。)一頭当たり〇・九平方メートルを標準とする。)又は家畜の死体の焼却の用に供する焼却施設(以下10において「埋却地等」という。)を確保すること。ただし、埋却地等の確保が困難な場合においては、都道府県知事が講ずる土地の確保又は焼却若しくは化製のための施設若しくは機械の利用に係る措置について都道府県知事が

求める取組を行うことをもって、埋却地等の確保に代えることができる。
(※令和六年四月一日施行)

(愛玩動物の飼育禁止)

二 猫等の愛玩動物について、衛生管理区域内への持込み及び衛生管理区域内での飼育をしないこと(愛玩動物の飼養を業務とする観光牧場等において、飼育場所を限定する場合を除く。)

[家畜に関する事項]

(密飼いの防止)

12。家畜の健康に悪影響を及ぼすような過密な状態で家畜を飼養しないこと

第二 衛生管理区域への病原体の侵入防止

[人に関する事項]

(衛生管理区域への必要のない者の立入りの制限)

13 必要のない者を衛生管理区域に立ち入らせないようにするとともに、衛生管理区域に立ち入った者が飼養する家畜に接触する機会を最小限とするよう、出入口及び飼養管理関連施設付近への看板の設置その他の必要な措置を講ずること。ただし、観光牧場その他の不特定かつ多数の者が立ち入ることが想定される施設において、当該出入口における手指及び靴の消毒など、不特定かつ多数の者が衛生管理区域に出入りする際の病原体の持込み及び持出しを防止するための規則をあらかじめ作成し、家畜防疫員が適切なるものであることを確認した場合は、この限りでない。

(他の畜産関係施設等に立ち入った者等が衛生管理区域に立ち入る際の措置)

14 当日に他の畜産関係施設等又は大臣指定地域に立ち入った者(農場の従事者、家畜防疫員、獣医師、家畜人工授精師、飼料運搬業者その他の畜産関係者を除く。)及び過去一週間以内(海外から入国し、又は帰国した者)を衛生管理区域に立ち入らせないようにすること(その者が、シャワーによる身体の洗浄その他の必要な措置を講じた上で、やむを得ず立ち入る場合を除く。)

(衛生管理区域に立ち入る者の手指消毒等)

15 衛生管理区域の入口付近に消毒設備を設置し、立ち入る者に対し、当該消毒設備を利用して手指の洗浄及び消毒をさせること(その者が当該消毒設備と同等以上の効果を有する消毒機器を携行し、当該入口付近において当該消毒機器を利用して消毒をする場合及びその者に衛生管理区域専用の手袋を着用させる場合を除く。)

(衛生管理区域専用の衣服及び靴の設置並びに使用)

16 衛生管理区域専用の衣服及び靴(衛生管理区域に立ち入る際に着用している衣服の上から着用する衛生的な衣服及び靴の上から着用する衛生的な

ブーツカバーを含む。以下この項において同じ。）を設置し、衛生管理区域に立ち入る者に対し、これらを着実に着用させること（その者が当該衛生管理区域専用の衣服及び靴を持参し、これらを着用する場合を除く。）。更衣による病原体の衛生管理区域への侵入を防ぐため、着脱前後の衣服及び靴をすのこ、分離板等で場所を離して保管し、かつ、更衣の前後に利用する経路を一方通行とすることその他の必要な措置を講ずること。衣服又は靴に排せつ物、汚泥等が付着した場合には、洗浄及び消毒を行うこと。

〔物品に関する事項〕

（衛生管理区域に立ち入る車両の消毒等）

17 衛生管理区域の入口付近に消毒設備を設置し、車両を入れる者に対し、当該消毒設備を利用して当該車両の消毒をさせること（その者が当該消毒設備と同等以上の効果を有する消毒機器を携行し、当該入口付近において当該消毒機器を利用して消毒をする場合を除く。）。衛生管理区域に車両を入れる者に対し、当該農場専用のフロアマットの使用その他の方法により、車内における交差汚染を防止するための措置を講じさせること（その者が衛生管理区域内で降車しない場合を除く。）。

18 他、の畜産関係施設等で使用し、又は使用したおそれがある物品は、原則、衛生管理区域内に持ち込まないこと。やむを得ず持ち込む場合には、洗浄、消毒その他の必要な措置を講ずること。

（海外で使用した衣服等を衛生管理区域に持ち込む際の措置）

19 過去四月以内に海外で使用した衣服及び靴を衛生管理区域に持ち込まないこと。やむを得ず持ち込む場合には、事前に洗浄、消毒その他の必要な措置を講ずること。

（飲用水の給与）

20 飼養する家畜に水道水等の飲用に適した水以外の水を給与する場合には、これを消毒すること。

（処理済みの飼料の利用）

21 飼養する家畜に肉を扱う事業所等から排出された食品循環資源（食品循環資源の再生利用等の促進に関する法律（平成十二年法律第十六号）第二条第三項に規定する食品循環資源をいう。）を原材料とする飼料を給与する場合には、飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律（昭和二十八年法律第三十五号）に基づき適正に処理が行われたもの（攪拌しながら摂氏九十度以上で六十分間以上又はこれと同等以上の効果を有する方法等で加熱処理を行い、かつ、加熱後の飼料が加熱前の原材料等により交差汚染しないよう必要な措置等が講じられているものをいう。）を用いるこ

ととし、当該処理の行われていないものは衛生管理区域内に持ち込まないこと。

(安全な資材の利用)

22 大臣指定地域において収穫された農産物等を自ら飼料、敷料等に利用する場合は、家畜保健衛生所に助言を求め、指導に従うこと。

〔野生動物に関する事項〕

23 (衛生管理区域への野生動物の侵入防止)

野生いのししの生息地域に所在する農場においては、衛生管理区域に野生いのししが侵入しないよう防護柵の設置(野生いのしし等のくぐり抜けを防止できるものに限る。放牧場等の屋外飼養施設の場合は、二重柵等の野生いのしし等との接触防止対策が講じられたものに限る。)その他の必要な措置を講ずること。定期的に防護柵その他の破損状況を確認し、破損がある場合には、遅滞なくその破損箇所を修繕すること。ねずみ等の野生動物が隠れる場所をなくすよう、防護柵周囲の除草その他の必要な措置を講ずること。

〔家畜に関する事項〕

24 (家畜を導入する際の健康観察等)

他の農場等から家畜を導入する場合には、導入元の農場等における家畜の伝染性疾病の発生状況及び導入する家畜の健康状態を確認すること等により健康な家畜を導入すること。導入した家畜に家畜の伝染性疾病にかかっている可能性のある異状がないことを確認するまでの間、他の家畜と直接接触させないようにすること。

第三 衛生管理区域内における病原体による汚染拡大防止

〔人に関する事項〕

25 (畜舎に立ち入る者の手指消毒等)

畜舎の出入口付近に消毒設備を設置し、立ち入る者に対し、畜舎に出入りする際に当該消毒設備を利用して手指の洗浄及び消毒をさせること(その者に当該畜舎専用の手袋を着用させる場合を除く。)

26 (畜舎ごとの専用の衣服及び靴の設置並びに使用)

畜舎ごとの専用の衣服(大臣指定地域に限る。)及び靴を設置し、畜舎に入る者に対し、これらを着実に着用させること。ただし、衣服又は靴が畜舎外において病原体に汚染する可能性がない状況で行う畜舎間の移動については、この限りでない。更衣による病原体の畜舎への侵入を防ぐため、着脱前後の衣服及び靴をすのこ、分離板等で場所を離して保管し、かつ、更衣の前後に利用する経路を一方通行とすることその他の必要な措置を講ずること。畜舎から家畜、堆肥等を搬出する際には、作業者の動線が畜舎の内外で交差しないよう、畜舎の内外で作業する者を分けること又は専用の靴の履替えその他の必要な措置を講ずること。衣服又は靴に排せつ物

、汚泥等が付着した場合には、洗浄及び消毒を行うこと。

〔物品に関する事項〕

(器具の定期的な清掃又は消毒等)

27 飼養管理に使用する器具の清掃又は消毒を定期的に行うこと。注射針、人工授精用器具その他の体液が付着する物品を使用する際は、注射針にあつては少なくとも畜房ごとに、人工授精用器具その他の物品にあつては一頭ごとに交換又は消毒をすること。

(畜舎外での病原体による汚染防止)

28 家畜の飼養管理に必要な物品を畜舎に持ち込まないこと。大臣指定地域においては、畜舎間で家畜を移動させる場合には、屋根、壁等により野生動物等による病原体の侵入を防止できる畜舎間通路、洗浄及び消毒済みのケージ、リフト等を使用するとともに、畜舎に重機、一輪車等を持ち込む場合には、畜舎の出入口付近において洗浄及び消毒をすること。

〔野生動物に関する事項〕

(野生動物の侵入防止のためのネット等の設置、点検及び修繕並びに大臣指定地域における放牧場についての取組)

29 野鳥等の野生動物の畜舎、飼料保管庫、堆肥舎、死体保管庫等への侵入を防止することができる防鳥ネット(網目の大きさが二センチメートル以下のもの又はこれと同等の効果があると認められるもの)に限る。以下の項において同じ。)その他の設備を設置するとともに、定期的に当該設備の破損状況を確認し、破損がある場合には、遅滞なくその破損箇所を修繕すること。また、大臣指定地域においては、放牧場について給餌場所における防鳥ネットの設置及び家畜を収容できる避難用の設備の確保を行うこと。

(給餌設備、給水設備等への野生動物の排せつ物等の混入の防止)

30 畜舎の給餌設備及び給水設備並びに飼料の保管場所にねずみ、野鳥等の野生動物の排せつ物等が混入しないよう必要な措置を講ずること。

(ねずみ及び害虫の駆除)

31 ねずみ及びはえ等の害虫の駆除を行うために殺そ剤及び殺虫剤の散布、粘着シートの設置その他の必要な措置を講ずるとともに、畜舎の屋根又は壁面に破損がある場合には、遅滞なくその破損箇所を修繕すること。

〔飼養環境に関する事項〕

(衛生管理区域内の整理整頓及び消毒)

32 衛生管理区域内は、ねずみ等の野生動物の隠れられる場所をなくすとともに、病原体が侵入した場合に当該病原体が残存しないよう、不要な資材等の処分、除草及び資材、機材等の整理整頓等を行って、敷地を定期的に消毒すること。

(畜舎等施設の清掃及び消毒)

33 畜舎その他の衛生管理区域内にある施設を飼養衛生管理マニュアルに基づき定期的に清掃及び消毒すること。

〔家畜に関する事項〕

（毎日の健康観察）

34 毎日、飼養する家畜の健康観察（家畜の健康状態の確認に加え、出生及び死亡の状況の確認を含む。）を行うこと。

第四 衛生管理区域外への病原体の拡散防止

〔人に関する事項〕

（衛生管理区域から退出する者の手指消毒等）

35 衛生管理区域の出口付近に消毒設備を設置し、退出する者に対し、当該消毒設備を利用して手指の洗浄及び消毒をさせること（その者が当該消毒設備と同等以上の効果を有する消毒機器を携行し、当該出口付近において当該消毒機器を利用して消毒をする場合を除く。）。

〔物品に関する事項〕

（衛生管理区域から退出する車両の消毒）

36 衛生管理区域の出口付近に消毒設備を設置し、車両を出す者に対し、当該消毒設備を利用して当該車両の消毒をさせること（その者が当該消毒設備と同等以上の効果を有する消毒機器を携行し、当該出口付近において当該消毒機器を利用して消毒をする場合を除く。）。

（衛生管理区域から搬出する物品の消毒等）

37 家畜の排せつ物等が付着し、又は付着したおそれのある物品を衛生管理区域から持ち出す場合には、洗浄、消毒その他の必要な措置を講ずること。

〔家畜に関する事項〕

（家畜の出荷又は移動時の健康観察）

38 家畜を出荷等により農場外へ移動させる場合には、移動の直前に当該家畜の健康状態を確認すること。また、家畜の死体又は排せつ物を移動させる場合には、漏出が生じないようにすること。

（特定症状が確認された場合の早期通報並びに出荷及び移動の停止）

39 飼養する家畜が特定症状を呈していることを発見したときは、直ちに家畜保健衛生所に通報すること。また、農場からの家畜及びその死体、畜産物並びに排せつ物の出荷及び移動を行わないこと。必要がないにもかかわらず、衛生管理区域内にある物品を衛生管理区域外に持ち出さないこと。

（特定症状以外の異状が確認された場合の出荷及び移動の停止）

40 飼養する家畜に特定症状以外の異状であつて、家畜の死亡率の急激な上昇又は同様の症状を呈している家畜の増加が確認された場合（その原因が家畜の伝染性疾病によるものでないことが明らかである場合を除く。）には、直ちに獣医師の診療若しくは指導又は家畜保健衛生所の指導を受ける

	<p>三 鶏、あひる、うずら、きじ、だちよう、ほろほろ鳥及び七面鳥</p>
<p>とともに、当該家畜が監視伝染病にかかっていないことが確認されるまでの間、農場からの家畜の出荷及び移動を行わないこと。当該家畜が監視伝染病にかかっていることが確認された場合には、家畜保健衛生所の指導に従うこと。また、飼養する家畜にその他の特定症状以外の異状が確認された場合には、速やかに獣医師の診療を受け、又は指導を求めること。</p>	<p>第一 家畜防疫に関する基本的事項 〔人に関する事項〕</p> <p>1 (家きんの所有者の責務) (家きんの所有者は、飼養する家きんについて、家きんの伝染性疾病の発生の予防及びまん延の防止に対する責任を有する。関係法令を遵守するとともに、この項及び飼養衛生管理指導等計画の規定を踏まえ、農場の防疫体制を構築し、農場の所在地域で飼養されている家きんの所有者その他の関係者と協力して衛生管理の意識を高め、衛生管理を行うこと。また、家きんの所有者以外に飼養衛生管理者がある場合にあつては、常時連絡が可能である体制を確保し、この項の取組について確実に当該飼養衛生管理者に実施させること。)</p> <p>2 (家畜防疫に関する最新情報の把握及び衛生管理の実践) 飼養する家きんが感染する伝染性疾病の発生の予防及びまん延の防止に關し、家畜保健衛生所から提供される情報を必ず確認すること。家畜保健衛生所等が開催する家畜衛生に関する講習会への参加、農林水産省のウェブサイトの閲覧等を通じて、家畜防疫に関する情報を積極的に把握すること。これらの情報を踏まえ、自らの農場の防疫体制及び飼養衛生管理状況を定期的に点検し、改善を図ること。また、農場の最新の防疫体制が確認できるように、消毒設備等の衛生対策設備の設置箇所を明示した農場の平面図を作成し、備えておくこと。家畜保健衛生所が行う検査を受け、指導に従うこと。</p> <p>3 (飼養衛生管理マニュアルの作成及び従事者等への周知徹底) 次に掲げる事項を規定するマニュアルを作成すること。マニュアルの作成に当たっては、獣医師等の専門家の意見を反映させること。従事者及び外部事業者が当該マニュアルを遵守するよう、当該マニュアルを印字した冊子の配布、看板の設置その他の必要な措置を講ずること。家きんの伝染性疾病の発生の予防及びまん延の防止に関する情報を従事者及び外部事業者に周知徹底すること。</p> <p>(1) 従事者が当該農場以外で行う動物の飼養及び狩猟における禁止事項 (2) 海外渡航時及び帰国後の注意事項 (3) 海外からの肉製品の持込み（郵便物による持込みを含む。）に関する注意喚起</p>

- 5
- (6) 家畜保健衛生所、担当獣医師等からの当該農場への指導の内容
 (大規模所有者が講ずる措置)
 大規模所有者は、以下の措置を講ずること。
- (5) 飼養する家さんの羽数、日齢及び異状の有無並びに異状がある場合に
 あつてはその症状並びに獣医師による診療結果及び投薬その他の処置の
 状況
- (4) 出荷又は移動を行った家さんの種類、羽数及び健康状態、出荷又は移
 動先の農場等の名称並びに出荷又は移動の年月日
- (3) 導入した家さんの種類、羽数及び健康状態、導入元の農場等の名称並
 びに導入の年月日
- (2) 従事者が海外に渡航した場合には、その滞在期間及び国又は地域の名
 称
- (1) 衛生管理区域（7に規定する衛生管理区域をいう。以下この項におい
 て同じ。）に立ち入った者（当該農場の従事者を除く。）の氏名及び住
 所又は所属、当該衛生管理区域への立入りの年月日、その目的（所属等
 から明らかな場合を除く。）並びに消毒の実施の有無（衛生管理区域に
 車両を入れる者にあつては、当該車両の消毒の有無を含む。消毒の実施
 の記録については、衛生管理区域の出入口等に台帳を設置し、これに記
 入すること。）並びに当該立ち入った者が過去一週間以内に海外から入
 国し、又は帰国した場合にあつては、過去一週間以内に滞在した全ての
 国又は地域の名称及び当該国又は地域における畜産関係施設等への立入
 りの有無。ただし、観光牧場その他の不特定かつ多数の者が立ち入るこ
 とが想定される施設において、衛生管理区域の出入口における手指及び
 靴の消毒など、不特定かつ多数の者が衛生管理区域に出入りする際の病
 原体の持込み及び持出しを防止するための規則をあらかじめ作成し、家
 畜防疫員が適切なものであることを確認した場合は、この限りでない。
- 4
- (10)(9)(8)(7)(6)(5)(4)
- （記録の作成及び保管）
 次に掲げる事項に関する記録を作成し、少なくとも一年間保存すること
 。（記録の作成及び保管）
- （記録の作成及び保管）
- （10）農場内への不適切な物品の持込みの禁止
 可能な限り、工具、機材等を農場内へ持ち込まないための取組
 持ち込む工具、機材、食品等の取扱い
 猫等の愛玩動物の衛生管理区域内での飼育禁止
 野生動物の衛生管理区域内への侵入防止
 農場における防疫のための更衣
 手指、衣服、靴、物品、車両、施設等の洗浄及び消毒に関する具体的
 な方法、消毒薬の種類、作用時間及び乾燥時間等（※令和四年二月一日
 施行）

- (1) 飼養する家きんが特定症状を呈していることを従業員が発見したときにおいて、当該大規模所有者及び当該大規模所有者以外に飼養衛生管理者がある場合に於ては当該飼養衛生管理者の許可を得ず、直ちに家畜保健衛生所に通報することを規定したものを作成し、これを全従業員に周知徹底すること。
 - (2) 家きん舎ごとに担当の飼養衛生管理者を配置すること（同一の者が複数の家きん舎を担当する場合には、衛生管理を行う家きんの羽数の合計が鶏及びうずらの場合は十万羽、あひる、きじ、だちよう、ほろほろ鳥及び七面鳥の場合は一万羽を超えないこと。）。
 - (3) 大規模所有者のうち、特に家きんの羽数が多く監視伝染病が発生した場合の殺処分等に多大な時間を要すると都道府県知事が認める者は、監視伝染病の発生に備えた対応計画（家きんの死体の焼却又は埋却の実施に関する事項を含む。）を策定すること。
- 6 農場ごとに、担当の獣医師又は診療施設（家畜保健衛生所と緊密に連絡を行つてゐる者又は施設に限る。）を定め、定期的に当該獣医師又は診療施設から当該農場において飼養する家きんの健康管理について指導を受けること。
- 〔飼養環境に関する事項〕
- 7 農場に、病原体の侵入及びまん延の防止を重点的に行う区域として衛生管理区域を設定し、衛生管理区域とそれ以外の区域とに分け、両区域の場所が明確に分かるようにすること。衛生管理区域は、家きん舎、家きんに直接接触する物品の保管場所並びに家きんに直接触れた者が消毒並びに衣服及び靴の交換（家きん舎ごとに行う消毒並びに衣服及び靴の交換を除く。）を行わずに行動する範囲の全てを網羅すること。また、衛生管理区域の設定に当たつては、出入口の数が必要最小限となり、家きん、資材、死体等の持込み又は持出し場所が可能な限り境界に位置するよう設定すること。
- 8 法第二十一条の規定に基づく家きんの死体の埋却の用に供する土地（家きん（日齢が満百五十日以上のものに限る。）百羽当たり〇・七平方メートルを標準とする。）又は家きんの死体の焼却の用に供する焼却施設（以下8において「埋却地等」という。）を確保すること。ただし、埋却地等の確保が困難な場合においては、都道府県知事が講ずる土地の確保又は焼却若しくは化製のための施設若しくは機械の利用に係る措置について都道府県知事が求める取組を行うことをもって、埋却地等の確保に代えることができる。（※令和四年十月一日施行）
- （埋却等に備えた措置）

9 (愛玩動物の飼育禁止)

猫等の愛玩動物について、衛生管理区域内への持込み及び衛生管理区域内での飼育をしないこと(愛玩動物の飼養を業務とする観光牧場等において、飼育場所を限定する場合を除く。)

〔家さんに関する事項〕

(密飼いの防止)

10 家さんの健康に悪影響を及ぼすような過密な状態で家さんを飼養しないこと。

第二 衛生管理区域への病原体の侵入防止

〔人に関する事項〕

(衛生管理区域への必要のない者の立入りの制限)

11 必要のない者を衛生管理区域に立ち入らせないようにするとともに、衛生管理区域に立ち入った者が飼養する家さんに接触する機会を最小限とするよう、出入口及び飼養管理関連施設付近への看板の設置その他の必要な措置を講ずること。ただし、観光牧場その他の不特定かつ多数の者が立ち入ることが想定される施設において、当該出入口における手指及び靴の消毒など、不特定かつ多数の者が衛生管理区域に出入りする際の病原体の持込み及び持出しを防止するための規則をあらかじめ作成し、家畜防疫員が適切なものであることを確認した場合は、この限りでない。

(他の畜産関係施設等に立ち入った者等が衛生管理区域に立ち入る際の措置)

12 当日に他の畜産関係施設等に立ち入った者(農場の従事者、家畜防疫員、獣医師、飼料運搬業者その他の畜産関係者を除く。)及び過去一週間以内に海外から入国し、又は帰国した者を衛生管理区域に立ち入らせないよう(その者が、シャワーによる身体の洗浄その他の必要な措置を講じた上で、やむを得ず立ち入る場合を除く。)

(衛生管理区域に立ち入る者の手指消毒等)

13 衛生管理区域の入口付近に消毒設備を設置し、立ち入る者に対し、当該消毒設備を利用して手指の洗浄及び消毒をさせること(その者が当該消毒設備と同等以上の効果を有する消毒機器を携行し、当該入口付近において当該消毒機器を利用して消毒をする場合及びその者に衛生管理区域専用の手袋を着用させる場合を除く。)

(衛生管理区域専用の衣服及び靴の設置並びに使用)

14 衛生管理区域専用の衣服及び靴(衛生管理区域に立ち入る際に着用している衣服の上から着用する衛生的な衣服及び靴の上から着用する衛生的なブーツカバーを含む。以下この項において同じ。)を設置し、衛生管理区域に立ち入る者に対し、これらを着実に着用させること(その者が当該衛生管理区域専用の衣服及び靴を持参し、これらを着用する場合を除く。)

。更衣による病原体の衛生管理区域への侵入を防ぐため、着脱前後の衣服及び靴をすのこ、分離板等で場所を離して保管し、かつ、更衣の前後に利用する経路を一方通行とすることその他の必要な措置を講ずること。衣服又は靴に排せつ物、汚泥等が付着した場合には、洗浄及び消毒を行うこと。

〔物品に関する事項〕

（衛生管理区域に立ち入る車両の消毒等）

15 衛生管理区域の入口付近に消毒設備を設置し、車両を入れる者に対し、当該消毒設備を利用して当該車両の消毒をさせること（その者が当該消毒設備と同等以上の効果を有する消毒機器を携行し、当該入口付近において当該消毒機器を利用して消毒をする場合を除く。）。衛生管理区域に車両を入れる者に対し、当該農場専用のフロアマットの使用その他の方法により、車内における交差汚染を防止するための措置を講じさせること（その者が衛生管理区域内で降車しない場合を除く。）。

（他の畜産関係施設等で使用した物品を衛生管理区域に持ち込む際の措置

16 ）。他の畜産関係施設等で使用し、又は使用したおそれがある物品は、原則、衛生管理区域内に持ち込まないこと。やむを得ず持ち込む場合には、洗浄、消毒その他の必要な措置を講ずること。

（海外で使用した衣服等を衛生管理区域に持ち込む際の措置）

17 過去二月以内に海外で使用した衣服及び靴を衛生管理区域に持ち込まないこと。やむを得ず持ち込む場合には、事前に洗浄、消毒その他の必要な措置を講ずること。

（飲用水の給与）

18 飼養する家きんに水道水等の飲用に適した水以外の水を給与する場合には、これを消毒すること。

〔家きんに関する事項〕

（家きんを導入する際の健康観察等）

19 他の農場等から家きんを導入する場合には、導入元の農場等における家きんの伝染性疾病の発生状況及び導入する家きんの健康状態を確認すること等により健康な家きんを導入すること。導入した家きんに家きんの伝染性疾病にかかっている可能性のある異状がないことを確認するまでの間、他の家きんと直接接触させないようにすること。

第三 衛生管理区域内における病原体による汚染拡大防止

〔人に関する事項〕

（家きん舎に立ち入る者の手指消毒等）

20 家きん舎の出入口付近に消毒設備を設置し、立ち入る者に対し、家きん舎に出入りする際に当該消毒設備を利用して手指の洗浄及び消毒をさせる

こと（その者に当該家きん舎専用の手袋を着用させる場合を除く。）。

（家きん舎ごとの専用の靴の設置及び使用）

21 家きん舎ごとの専用の靴を設置し、家きん舎に入る者に対し、これらを着実に着用させること。ただし、靴が家きん舎外において病原体に汚染する可能性がない状況で行う家きん舎間の移動については、この限りでない。履替えによる病原体の家きん舎への侵入を防ぐため、着脱前後の靴をすのこ、分離板等で場所を離して保管し、かつ、履替えの前後に利用する経路を一方通行とすることその他の必要な措置を講ずること。家きん舎から家きん、堆肥等を搬出する際には、作業者の動線が家きん舎の内外で交差しないよう、家きん舎の内外で作業する者を分けること又は専用の靴の履替えその他の必要な措置を講ずること。靴に排せつ物、汚泥等が付着した場合には、洗浄及び消毒を行うこと。

〔物品に関する事項〕

22 （器具の定期的な清掃又は消毒等）

飼養管理に使用する器具の清掃又は消毒を定期的に行うこと。

23 （家きん舎外での病原体による汚染防止）

家きん舎の飼養管理に必要な物品を家きん舎に持ち込まないこと。

〔野生動物に関する事項〕

24 （野生動物の侵入防止のためのネット等の設置、点検及び修繕）

野鳥等の野生動物の家きん舎、飼料保管庫、堆肥舎、死体保管庫等への侵入を防止することができる防鳥ネット（網目の大きさが二センチメートル以下のもの又はこれと同等の効果を有すると認められるものに限る。）その他の設備を設置するとともに、定期的に当該設備の破損状況を確認し、破損がある場合には、遅滞なくその破損箇所を修繕すること。

25 （給餌設備、給水設備等への野生動物の排せつ物等の混入の防止）

家きん舎の給餌設備及び給水設備並びに飼料の保管場所にねずみ、野鳥等の野生動物の排せつ物等が混入しないよう必要な措置を講ずること。

26 （ねずみ及び害虫の駆除）

ねずみ及びはえ等の害虫の駆除を行うために殺そ剤及び殺虫剤の散布、粘着シートの設置その他の必要な措置を講ずるとともに、家きん舎の屋根又は壁面に破損がある場合には、遅滞なくその破損箇所を修繕すること。

〔飼養環境に関する事項〕

27 （衛生管理区域内の整理整頓及び消毒）

衛生管理区域内は、ねずみ等の野生動物の隠れられる場所をなくすとともに、病原体が侵入した場合に当該病原体が残存しないよう、不要な資材等の処分、除草及び資材、機材等の整理整頓等を行って、敷地を定期的に消毒すること。

（家きん舎等施設の清掃及び消毒）

28 家きん舎その他の衛生管理区域内にある施設を飼養衛生管理マニュアルに基づき定期的に清掃及び消毒すること。

〔家きんに関する事項〕

(毎日の健康観察)

29 毎日、飼養する家きんの健康観察(家きんの健康状態の確認に加え、ふ化及び死亡の状況の確認を含む。)を行うこと。

第四 衛生管理区域外への病原体の拡散防止

〔人に関する事項〕

(衛生管理区域から退出する者の手指消毒等)

30 衛生管理区域の出口付近に消毒設備を設置し、退出する者に対し、当該消毒設備を利用して手指の洗浄及び消毒をさせること(その者が当該消毒設備と同等以上の効果を有する消毒機器を携行し、当該出口付近において当該消毒機器を利用して消毒をする場合を除く。)

〔物品に関する事項〕

(衛生管理区域から退出する車両の消毒)

31 衛生管理区域の出口付近に消毒設備を設置し、車両を出す者に対し、当該消毒設備を利用して当該車両の消毒をさせること(その者が当該消毒設備と同等以上の効果を有する消毒機器を携行し、当該出口付近において当該消毒機器を利用して消毒をする場合を除く。)

(衛生管理区域から搬出する物品の消毒等)

32 家きんの排せつ物等が付着し、又は付着したおそれのある物品を衛生管理区域から持ち出す場合には、洗浄、消毒その他の必要な措置を講ずること。

〔家きんに関する事項〕

(家きんの出荷又は移動時の健康観察)

33 家きんを出荷等により農場外へ移動させる場合には、移動の直前に当該家きんの健康状態を確認すること。また、家きんの死体又は排せつ物を移動させる場合には、漏出が生じないようにすること。

(特定症状が確認された場合の早期通報並びに出荷及び移動の停止)

34 飼養する家きんが特定症状を呈していることを発見したときは、直ちに家畜保健衛生所に通報すること。また、農場からの家きん及びその死体、畜産物並びに排せつ物の出荷及び移動を行わないこと。必要がないにもかかわらず、衛生管理区域内にある物品を衛生管理区域外に持ち出さないこと。

(特定症状以外の異状が確認された場合の出荷及び移動の停止)

35 飼養する家きんに特定症状以外の異状であつて、家きんの死亡率の急激な上昇又は同様の症状を呈している家きんの増加が確認された場合(その原因が家きんの伝染性疾病によるものでないことが明らかである場合を除

四馬	<p>第一 家畜防疫に関する基本的事項 〔人に関する事項〕</p> <p>1 (馬の所有者の責務) 馬の所有者は、飼養する馬について、馬の伝染性疾病の発生の予防及びまん延の防止に対する責任を有する。関係法令を遵守するとともに、この項及び飼養衛生管理指導等計画の規定を踏まえ、農場の防疫体制を構築し、農場の所在地域で飼養されている馬の所有者その他の関係者と協力して衛生管理の意識を高め、衛生管理を行うこと。また、馬の所有者以外に飼養衛生管理者がある場合にあつては、常時連絡が可能である体制を確保し、この項の取組について確実に当該飼養衛生管理者に実施させること。</p> <p>2 (家畜防疫に関する最新情報の把握及び衛生管理の実践) 飼養する馬が感染する伝染性疾病の発生の予防及びまん延の防止に関し、家畜保健衛生所から提供される情報を必ず確認すること。家畜保健衛生所等が開催する家畜衛生に関する講習会への参加、農林水産省のウェブサイトの閲覧等を通じて、家畜防疫に関する情報を積極的に把握すること。これらの情報を踏まえ、自らの農場の防疫体制及び飼養衛生管理状況を定期的に点検し、改善を図ること。また、農場の最新の防疫体制が確認できるように、消毒設備等の衛生対策設備の設置箇所を明示した農場の平面図を作成し、備えておくこと。家畜保健衛生所が行う検査を受け、指導に従うこと。</p> <p>3 (飼養衛生管理マニュアルの作成及び従事者等への周知徹底) 次に掲げる事項を規定するマニュアルを作成すること。マニュアルの作成に当たつては、獣医師等の専門家の意見を反映させること。従事者及び外部事業者が当該マニュアルを遵守するよう、当該マニュアルを印字した冊子の配布、看板の設置その他の必要な措置を講ずること。馬の伝染性疾病の発生の予防及びまん延の防止に関する情報を従事者及び外部事業者に周知徹底すること。</p> <p>(1) 従事者が当該農場以外で行う動物の飼養及び狩猟における禁止事項 (2) 海外渡航時及び帰国後の注意事項 (3) 海外からの肉製品の持込み（郵便物による持込みを含む。）に関する</p>

注意喚起

(4) 農場内への不適切な物品の持込みの禁止

(5) 可能な限り、工具、機材等を農場内へ持ち込まないための取組

(6) 持ち込む工具、機材、食品等の取扱い

(7) 野生動物の衛生管理区域内への侵入防止

(8) 手指、衣服、靴、物品、車両、施設等の洗浄及び消毒に関する具体的な方法、消毒薬の種類、作用時間及び乾燥時間等（※令和四年二月一日施行）

（記録の作成及び保管）

4。次に掲げる事項に関する記録を作成し、少なくとも一年間保存すること

(1) 衛生管理区域（6に規定する衛生管理区域をいう。以下この項において同じ。）に立ち入った者（当該農場の従事者を除く。）の氏名及び住所又は所属、当該衛生管理区域への立入りの年月日、その目的（所属等から明らかな場合を除く。）並びに消毒の実施の有無（衛生管理区域に車両を入れる者にあつては、当該車両の消毒の有無を含む。消毒の実施の記録については、衛生管理区域の出入口等に台帳を設置し、これに記入すること。）並びに当該立ち入った者が過去一週間以内に海外から入国し、又は帰国した場合にあつては、過去一週間以内に滞在した全ての国又は地域の名称及び当該国又は地域における馬の飼養施設等への立入りの有無。ただし、観光牧場その他の不特定かつ多数の者が立ち入ることが想定される施設において、衛生管理区域の出入口における手指及び靴の消毒など、不特定かつ多数の者が衛生管理区域に出入りする際の病原体の持込み及び持出しを防止するための規則をあらかじめ作成し、家畜防疫員が適切なものであることを確認した場合は、この限りでない。

(2) 従事者が海外に渡航した場合には、その滞在期間及び国又は地域の名称

(3) 導入した馬の種類、頭数及び健康状態、導入元の農場等の名称並びに導入の年月日

(4) 出荷又は移動を行った馬の種類、頭数及び健康状態、出荷又は移動先の農場等の名称並びに出荷又は移動の年月日

(5) 飼養する馬の頭数、月齢及び異状の有無並びに異状がある場合にあつてはその症状並びに獣医師による診療結果及び投薬その他の処置の状況

(6) 家畜保健衛生所、担当獣医師等からの当該農場への指導の内容
（獣医師等の健康管理指導）

5 農場ごとに、担当の獣医師又は診療施設（家畜保健衛生所と緊密に連絡を行っている者又は施設に限る。）を定め、定期的に当該獣医師又は診療施設から当該農場において飼養する馬の健康管理について指導を受けること

と。

〔飼養環境に関する事項〕

〔衛生管理区域の設定〕

6 農場に、病原体の侵入及びまん延の防止を重点的に行う区域として衛生管理区域を設定し、衛生管理区域とそれ以外の区域とに分け、両区域の場所が明確に分かるようにすること。衛生管理区域は、厩舎、馬に直接接する物品の保管場所並びに馬に直接触れた者が消毒並びに衣服及び靴の交換（厩舎ごとに行う消毒並びに衣服及び靴の交換を除く。）を行わずに行動する範囲の全てを網羅すること。また、衛生管理区域の設定に当たっては、出入口の数が必要最小限となり、馬、資材、死体等の持込み又は持ち出し場所が可能な限り境界に位置するように設定すること。

第二 衛生管理区域への病原体の侵入防止

〔人に関する事項〕

7 必要のない者を衛生管理区域に立ち入らせないようになるとともに、衛生管理区域に立ち入った者が飼養する馬に接触する機会を最小限とするよう、出入口及び飼養管理関連施設付近への看板の設置その他の必要な措置を講ずること。ただし、競馬場、乗馬施設その他の不特定かつ多数の者が立ち入ることが想定される施設において、当該出入口における手指及び靴の消毒など、不特定かつ多数の者が衛生管理区域に出入りする際の病原体の持込み及び持出しを防止するための規則をあらかじめ作成し、家畜防疫員が適切なものであることを確認した場合は、この限りでない。

8 当日に他の馬の飼養施設等に立ち入った者（農場の従事者、家畜防疫員、獣医師、装蹄師、飼料運搬業者その他の畜産関係者を除く。）及び過去一週間以内に海外から入国し、又は帰国した者を衛生管理区域に立ち入らせないようにすること（その者が、シャワーによる身体の洗浄その他の必要な措置を講じた上で、やむを得ず立ち入る場合を除く。）。

9 衛生管理区域の入口付近に消毒設備を設置し、立ち入る者に対し、当該消毒設備を利用して手指の洗浄及び消毒をさせること（その者が当該消毒設備と同等以上の効果を有する消毒機器を携行し、当該入口付近において当該消毒機器を利用して消毒をする場合及びその者に衛生管理区域専用の手袋を着用させる場合を除く。）。

10 〔物品に関する事項〕
（衛生管理区域に立ち入る車両の消毒等）
衛生管理区域の入口付近に消毒設備を設置し、車両を入れる者に対し、

当該消毒設備を利用して当該車両の消毒をさせること（その者が当該消毒設備と同等以上の効果を有する消毒機器を携行し、当該入口付近において当該消毒機器を利用して消毒をする場合を除く。）。

（他の馬の飼養施設等で使用した物品を衛生管理区域に持ち込む際の措置）

11 他の馬の飼養施設等で使用し、又は使用したおそれがある物品は、原則、衛生管理区域内に持ち込まないこと。やむを得ず持ち込む場合には、洗浄、消毒その他の必要な措置を講ずること。

（海外で使用した衣服等を衛生管理区域に持ち込む際の措置）

12 過去二月以内に海外で使用した衣服及び靴を衛生管理区域に持ち込まないこと。やむを得ず持ち込む場合には、事前に洗浄、消毒その他の必要な措置を講ずること。

（飲用水の給与）

13 飼養する馬に水道水等の飲用に適した水以外の水を給与する場合には、これを消毒すること。

〔馬に関する事項〕

（馬を導入する際の健康観察等）

14 他の農場等から馬を導入する場合には、導入元の農場等における馬の伝染性疾病の発生状況及び導入する馬の健康状態を確認すること等により健康な馬を導入すること。導入した馬に馬の伝染性疾病にかかっている可能性のある異状がないことを確認するまでの間、他の馬と直接接触させないようにすること。

第三 衛生管理区域内における病原体による汚染拡大防止

〔人に関する事項〕

（厩舎に立ち入る者の手指消毒等）

15 厩舎の出入口付近に消毒設備を設置し、立ち入る者に対し、厩舎に出入りする際に当該消毒設備を利用して手指の洗浄及び消毒をさせること（その者に当該厩舎専用の手袋を着用させる場合を除く。）。

（厩舎の入口における靴の交換又は消毒）

16 厩舎ごとの専用の靴を設置し、厩舎に入る者に対し、これを着実に着用させる又は靴の消毒をさせること。ただし、靴が厩舎外において病原体に汚染する可能性がない状況で行う厩舎間の移動については、この限りでない。靴に排せつ物、汚泥等が付着した場合には、洗浄及び消毒を行うこと。

〔物品に関する事項〕

（器具の定期的な清掃又は消毒等）

17 飼養管理に使用する器具の清掃又は消毒を定期的に行うこと。注射針、繁殖検査用器具その他の体液が付着する物品を使用する際は一頭ごとに交

換又は消毒をすること。

18 馬の飼養管理に必要な物品を厩舎に持ち込まないこと。
〔野生動物に関する事項〕

19 馬の死体を保管する場合には、その保管場所への野生動物の侵入を防止するための措置を講ずること。

20 厩舎の給餌設備及び給水設備並びに飼料の保管場所にねずみ、野鳥等の野生動物の排せつ物等が混入しないよう必要な措置を講ずること。
〔飼養環境に関する事項〕

21 衛生管理区域内の整理整頓及び消毒
〔衛生管理区域内の整理整頓及び消毒〕

22 厩舎その他の衛生管理区域内にある施設を飼養衛生管理マニュアルに基づき定期的に清掃及び消毒すること。
〔馬に関する事項〕

23 毎日、飼養する馬の健康観察（馬の健康状態の確認に加え、出生及び死亡の状況の確認を含む。）を行うこと。

24 衛生管理区域外への病原体の拡散防止
〔人に関する事項〕

25 衛生管理区域から退出する者の手指消毒等
〔衛生管理区域から退出する者の手指消毒等〕

26 衛生管理区域の出口付近に消毒設備を設置し、退出する者に対し、当該消毒設備を利用して手指の洗浄及び消毒をさせること（その者が当該消毒設備と同等以上の効果を有する消毒機器を携行し、当該出口付近において当該消毒機器を利用して消毒をする場合を除く。）。

27 衛生管理区域から搬出する物品の消毒等
〔物品に関する事項〕

28 衛生管理区域の出口付近に消毒設備を設置し、車両を出す者に対し、当該消毒設備を利用して消毒をさせること（その者が当該消毒設備と同等以上の効果を有する消毒機器を携行し、当該出口付近において当該消毒機器を利用して消毒をする場合を除く。）。

29 衛生管理区域から搬出する物品の消毒等
〔衛生管理区域から搬出する物品の消毒等〕

30 馬の排せつ物等が付着し、又は付着したおそれのある物品を衛生管理区

○平成二十九年二月二十八日農林水産省告示第三百六号（家畜伝染病予防法第三十六条第一項第一号の農林水産大臣の指定するものを定める件）
 家畜伝染病予防法（以下「法」という。）第三十六条第一項第一号の農林水産大臣の指定するものは、次の表の第一欄に掲げる物ごとに、それぞれ第二欄に定める物（第三欄に定める物を除く。）とする。

第一欄	第二欄	第三欄
豚及びいのしし以外の偶蹄類の動物に係る法第三十七条第一項第一号及び第三号に掲げる物	一 生体及びその運送のための敷料その他これに準ずる物 二 精液、受精卵及び未受精卵並びにこれらの容器包装 三 死体及びその容器包装 四 肉及びその容器包装 五 臓器及びその容器包装	一 生体のうち牛疫及び口蹄疫の発生を予防するために必要な措置が講じられているものとして特定地域（シンガポール、クローアチア、ボスニア・ヘルツェゴビナ及びブルーマニアの地域をいう。以下同じ。）の政府機関が指定する農場において飼養したものである旨を記載した輸出国の政府機関又は農林水産大臣が指定する者の発行する証明書添付してあるもの並びにその運送のための敷料その他これに準ずる物 二 精液、受精卵及び未受精卵のうち牛疫及び口蹄疫の発生を予防するために必要な措置が講じられているものとして特定地域の政府機関が指定する農場において飼養した動物のものである旨並びに牛疫及び口蹄疫の発生を予防するために必要な措置が講じられているものとして特定地域の政府機関が指定する施設に

域から持ち出す場合には、洗浄、消毒その他の必要な措置を講ずること。
 〔馬に関する事項〕
 27 （馬の出荷又は移動時の健康観察）
 馬を出荷等により農場外へ移動させる場合には、移動の直前に当該馬の健康状態を確認すること。また、馬の死体又は排せつ物を移動させる場合には、漏出が生じないようにすること。
 28 （異状が確認された場合の出荷及び移動の停止）
 飼養する馬に異状が確認された場合（その原因が馬の伝染性疾病によるものでないことが明らかである場合を除く。）には、直ちに獣医師の診療若しくは指導又は家畜保健衛生所の指導を受けるとともに、当該馬が監視伝染病にかかつていないことが確認されるまでの間、農場からの馬の出荷及び移動を行わないこと。当該馬が監視伝染病にかかつていないことが確認された場合には、家畜保健衛生所の指導に従うこと。

別表第三（第三十条、第三十五条関係）（略）

※ 平成十六年六月二日農林水産省告示第千二百二十八号（家畜伝染病予防法施行規則別表第三の規定に基づき、農林水産大臣の指定する医薬品及び別に定める使用の方法を定める件）（略）

別表第四（第三十三条の四関係）（略）

<p>豚及びいのししに係る法第三十七條第一項第一号及び第三号に掲げる物</p>	
<p>一 生体及びその運送のための敷料その他これに準ずる物 二 精液、受精卵及び未受精卵並びにこれらの容器包装 三 死体及びその容器包装 四 肉及びその容器包装 五 臓器及びその容器包装 六 肉又は臓器を原料とするソーセージ、ハム及びベーコン</p>	<p>六 肉又は臓器を原料とするソーセージ、ハム及びベーコン並びにこれらの容器包装</p>
<p>一 肉のうち牛疫、口蹄疫、豚熱及びアフリカ豚熱の発生を予防するために必要な設備を備えているものとして農林水産大臣が指定する施設において農林水産大臣の定める基準に従って加熱処理したものである旨を記載した輸出国の政府機関又は農林水産大臣が指定する者の発行する証明書は、並びに当該証明書を添付して当該地域から他の地域を経由しないで非規制地域（規則第四十三條の表豚及びいのししに係る法第三十七條第一項第一号及び第三号に掲げる物の項の中欄に掲げる地域以外の地域をいう。）に輸入されたものである旨を記載した当該非規制地域の政府機関又は農林水産大臣が指定する者の発行する証明書を添付してあるもの並びにこれらの容器包装 二 臓器のうち次のイ又はロに掲げる区分に応じ、それぞれ次に定める事項を記載した輸出国の政府機関又は農林水産大臣が指定する者の発行する証明書を添付してあるもの及びその容器包装</p>	<p>三 肉のうち牛疫及び口蹄疫の発生を予防するために必要な設備を備えているものとして農林水産大臣が指定する施設又は農林水産大臣の定める基準に従って加熱処理したものである旨を記載した輸出国の政府機関又は農林水産大臣が指定する者の発行する証明書は、並びに当該証明書を添付して当該地域から他の地域を経由しないで非規制地域（家畜伝染病予防法施行規則（昭和二十六年農林省令第三十五号。以下「規則」という。）第四十三條の表豚及びいのしし以外の偶蹄類の動物に係る法第三十七條第一項第一号及び第三号に掲げる物の項の中欄に掲げる地域以外の地域をいう。）に輸入されたものである旨を記載した当該非規制地域の政府機関又は農林水産大臣が指定する者の発行する証明書は、並びにこれらの容器包装 四 臓器のうち次のイ又はロに掲げる区分に応じ、それぞれ次に定める事項を記載した輸出国の政府機関又は農林水産大臣が指定する者の発行する証明書は、並びにその容器包装 イ 消化管、子宮及び膀胱 農林水産大臣の定める基準に従って加熱処理したものである旨 ロ 消化管、子宮及び膀胱以外の臓器 牛疫及び口蹄疫の発生を予防するために必要な設備を備えているものとして農林水産大臣が指定する施設又は農林水産大臣の定める基準に従って加熱処理したものである旨 五 肉又は臓器を原料とするソーセージ、ハム及びベーコンのうち次のいずれかに掲げる事項を記載した輸出国の政府機関又は農林水産大臣が指定する者の発行する証明書は、並びにこれらの容器包装 イ 当該ソーセージ、ハム及びベーコンの原料となる肉及び臓器が牛疫及び口蹄疫の発生を予防するために必要な措置が講じられているものとして特定地域の政府機関が指定する農場において飼養した動物のものである旨並びに牛疫及び口蹄疫の発生を予防するために必要な設備を備えているものとして特定地域の政府機関が指定する施設において処理したものである旨 ロ 牛疫及び口蹄疫の発生を予防するために必要な設備を備えているものとして農林水産大臣が指定する施設又は農林水産大臣の定める基準に従って加熱処理したものである旨 イ 当該ソーセージ、ハム及びベーコンの原料となる肉及び臓器が牛疫及び口蹄疫の発生を予防するために必要な措置が講じられているものとして特定地域の政府機関が指定する農場において飼養した動物のものである旨並びに牛疫及び口蹄疫の発生を予防するために必要な設備を備えているものとして特定地域の政府機関が指定する施設において処理したものである旨 ロ 牛疫及び口蹄疫の発生を予防するために必要な設備を備えているものとして農林水産大臣が指定する施設又は農林水産大臣の定める基準に従って加熱処理したものである旨</p>

<p>法第三十七條 第一項第二号 に掲げる物</p>	<p>鶏、うずら、 きじ、だちよ う、ほろほろ 鳥及び七面鳥 並びにあひる 、がちようそ の他のかも目 の鳥類に係る 法第三十七條 第一項第一号 及び第三号に 掲げる物</p>	<p>並びにこれらの容器包装</p>
<p>穀物のわら（規則第四十五條の 二に定めるものを除く。）及び 飼料用の乾草</p>	<p>一 生体及びその運送のための 敷料その他これに準ずる物 二 精液、受精卵及び未受精卵 並びにこれらの容器包装 三 死体及びその容器包装 四 肉及びその容器包装 五 臓器及びその容器包装 六 肉又は臓器を原料とするソ ーセージ、ハム及びベーコン 並びにこれらの容器包装 七 卵及びその容器包装</p>	<p>イ 消化管、子宮及び膀胱 農林水産大臣の定める基準に従って加熱処理したものである旨 ロ 消化管、子宮及び膀胱以外の臓器 牛疫、口蹄疫、豚熱及びアフリカ豚熱の発生を予防するために必 要な設備を備えているものとして農林水産大臣が指定する施設において農林水産大臣の定める基準に従 って加熱処理したものである旨 三 臓器のうちケーシング及びその容器包装 四 肉又は臓器を原料とするソーセージ、ハム及びベーコンのうち牛疫、口蹄疫、豚熱及びアフリカ豚熱の 発生を予防するために必要な設備を備えているものとして農林水産大臣が指定する施設において農林水産 大臣の定める基準に従って加熱処理したものである旨を記載した輸出国の政府機関又は農林水産大臣が指 定する者の発行する証明書を添付してあるもの並びにその容器包装 五 豚肉を原料とするハムのうち農林水産大臣が指定する施設において農林水産大臣の定める基準に従って 処理及び保管がされたものである旨を記載した輸出国の政府機関又は農林水産大臣が指定する者の発行す る証明書であつてその処理及び保管が農林水産大臣の定める基準に従って行われていることを確認した旨 を家畜防疫官が附記したものを添付してあるもの並びにその容器包装</p>
<p>口蹄疫の発生を予防するために必要な設備を備えているものとして農林水産大臣が指定する施設において農 林水産大臣の定める基準に従って消毒したものである旨を記載した輸出国の政府機関又は農林水産大臣が指 定する者の発行する証明書を添付してあるもの</p>	<p>一 肉のうち高病原性鳥インフルエンザの発生を予防するために必要な設備を備えているものとして農林水 産大臣が指定する施設において農林水産大臣の定める基準に従って加熱処理したものである旨を記載した 輸出国の政府機関又は農林水産大臣が指定する者の発行する証明書を添付してあるもの及びその容器包装 二 臓器のうち高病原性鳥インフルエンザの発生を予防するために必要な設備を備えているものとして農林 水産大臣が指定する施設において農林水産大臣の定める基準に従って加熱処理したものである旨を記載し た輸出国の政府機関又は農林水産大臣が指定する者の発行する証明書を添付してあるもの及びその容器包 装 三 肉又は臓器を原料とするソーセージ、ハム及びベーコンのうち高病原性鳥インフルエンザの発生を予防 するために必要な設備を備えているものとして農林水産大臣が指定する施設において農林水産大臣の定め る基準に従って加熱処理したものである旨を記載した輸出国の政府機関又は農林水産大臣が指定する者の 発行する証明書を添付してあるもの並びにこれらの容器包装 四 卵のうち試験研究の用に供するためのもの、卵殻及び高病原性鳥インフルエンザの発生を予防するため に必要な設備を備えているものとして農林水産大臣が指定する施設において農林水産大臣の定める基準に 従って加熱処理したものである旨を記載した輸出国の政府機関又は農林水産大臣が指定する者の発行する 証明書を添付してある液卵（殻付き卵から卵殻を取り除いたものをいう。）並びにこれらの容器包装</p>	<p>口蹄疫の発生を予防するために必要な設備を備えているものとして農林水産大臣が指定する施設において農 林水産大臣の定める基準に従って消毒したものである旨を記載した輸出国の政府機関又は農林水産大臣が指 定する者の発行する証明書を添付してあるもの</p>